

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和2年10月19日(月) 10:00~15:37

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (26名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀨川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原圭子 菅原由和 飯坂一也
高橋政一 加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文
渡辺忠 及川善男

【欠席議員】 なし

【出席者】 小沢市長 及川副議長 新田副市長 田面木教育長 千葉総務企画部長
佐藤健康こども部長 菅野健康増進課長 伊藤健康増進課保健師長 千田財務部長
浦川協働まちづくり部長 小野寺市民環境部長 菊地商工観光部長 鈴木農林部長
佐賀福祉部長 千葉教育部長 朝日田医療局経営管理部長 二階堂政策企画課長
羽藤財政課長 門脇危機管理課長 佐藤学校教育課長
千葉保育子ども園課長 佐藤学校教育課長
中田上下水道部長 佐々木経営課長 齊藤水道課長 鈴木経営課課長補佐
佐々木商業観光課長 小山商業観光課課長補佐課長補佐
桂田行政経営室主幹 井面地域づくり推進課長 岩淵生涯学習スポーツ課長
及川財政課課長補佐
瀨川議会事務局長 高橋議会事務局次長 千田議会事務局議事調査係長

~~~~~  
【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

新型コロナウイルス感染症の対応状況について  
公立幼稚園に係る令和3年度入園児募集内容の変更について  
令和3年度からの水道料金について  
令和3年度からの水道料金収納等業務委託に係る最終受託候補者について  
ひめかゆ温泉施設等の民間移譲について  
施設使用料と減免基準の見直し案について

(2) 報告事項

岩手県競馬組合議会臨時会(10/13)

- 4 そ の 他
  - 5 閉 会
- ~~~~~

【概 要】

## 1 開会（略）

## 2 挨拶

（小野寺議長） おはようございます。今日は10月19日ということですが、17日が土曜日ということで、本来、今日は大谷デーではないんですが、当局の方でどうしても大谷Tシャツを来て臨みたいということでしたので、それでは我々も受けて立ちましょうということで、今日は大谷Tシャツを着て参加していただきました。

今日の全員協議会は、6項目にわたる説明事項がございます。いろいろと慎重審議をお願いしたいと思います。

それでは小沢市長から、ご挨拶をお願いします。

（小沢市長） 改めて皆さんおはようございます。Tシャツも持っているだけではなかなか利用価値がないのかなということも含めてご着用を賜りました。ありがとうございます。

本日は、議長からもございましたとおり、新型コロナウイルスの関係から、最初、最終6項目めは施設使用料等減免基準。特にこの6番に関しましては、減免のあり方等について、市民の皆様特に利用を多くなさっている皆様からお聞きして、その料金の値上げ幅を、私とすればかなり思い切って削減したと、値上げの量を小さくしたということでございます。この分減らした分どっからどのようにして捻出するかという課題はあるものの、より皆さんにご理解をいただきたく、案をまとめて参りましたので、ご意見をお聞かせいただければというふうに思っております。

本日は限られた時間でありましてけれども、様々な角度からのご意見を頂戴することをご期待し、挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 3 協議

### (1) 説明事項

新型コロナウイルス感染症の対応状況について

（小野寺議長） それでは早速協議に入ります。(1)の説明事項、新型コロナウイルス感染症の対応状況について、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

（佐藤健康こども部長） おはようございます。健康こども部の佐藤です。新型コロナウイルスの県内での感染状況ですが、ここ1週間で盛岡市から2名出ております。そこからの感染拡大はしておりませんが、いずれ心配な状況という状況になっております。市の対応状況については、前回の全員協議会以降の状況を健康増進課長から説明いたします。

（小野寺議長） 菅野健康増進課長。

（菅野健康増進課長） 健康増進課の菅野でございます。私からは、対策本部として、新型コロナウイルス、感染対策の対応状況についてご説明いたします。資料は、1ページ、2ページになります。最初に1ページをご覧ください。

1、経過報告であります。前回の全員協議会以降についての報告となります。

(1)対策本部会議等の開催状況であります。10月12日に第4回奥州市国民健康保険臨時診療所運営委員会を開催しております。市の対策本部会議につきましては、この間、国、県の動きの中で、早急に協議すべき案件や、県内の感染者の発生に伴う緊急対応事案など、なかったことから開催はしてございません。

(2)奥州市国民健康保険臨時診療所の診療状況についてであります。診療日を、丸で困った日が、診療予約が入り回診した日となります。9月、10月は、7月、8月と比較いたしまして、診療日数で見ますと、同じ程度で推移しておりますが、1日当たりの診療件数は、ぐっと少なくなっている傾向になってございます。11月、12月の診療ですが、11月3日は祝日のため、休診日となります。12月28日火曜、12月31日木曜は年末ではありますが、予約に対応できるよう、診療体制を整えます。

次に、(3)県内の陽性者に関する情報ですが、9月4日に23例目の陽性者が発生してからは、

約1か月間、陽性者は出ておりませんでした。10月3日に24例目が滝沢市で、10月13日に25例目が盛岡市で確認されました。10月15日の12時時点では、ご覧の通り25例でありましたが、本日の全員協議会資料作成後に、26例目の感染者が確認されておりますので、恐れ入りますが、口頭で26例目を追加報告させていただきます。26例目の情報は、20代女性で居住地が県外。判明した日は10月15日で、検査場所が盛岡市であったことから、県内の感染者としてカウントされたものでございます。10月16日、金曜日時点では、3名の方が入院中でございます。

次に、2ページをお開きください。2、第4回奥州市国民健康保険臨時診療所運営委員会についてであります。委員会では、インフルエンザの流行時における、診療体制について協議を行っております。

(1)として、診療体制についてであります。インフルエンザ及び新型コロナウイルスの両検査に対応した診療体制を進めます。インフルエンザ検査、PCR検査の実施につきましては、患者の症状に応じて、医師の判断により決定いたします。

(2)今後の運営体制についてであります。診療日については、週2回でこれまでと変更はございません。診療時間については、予約患者の対応につきましては、午後1時から3時までの2時間で変更はございませんが、新規対応となります。不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業に対応するため、一般の方と時間的分離をするために、診療時間をずらし、検査場所が汚染する前の12時30分から1時までの30分の間で対応することとしております。人員体制につきましては変更はございません。インフルエンザの流行状況により、診療予約が多くなった場合には、診療時間を延長して対応することを検討いたします。

3、今後のスケジュールであります。10月23日に県の対策本部会議が予定されておりますし、県の対策本部会議を受けまして、10月26日に県南振興局で支部会議がございます。県の本部会議の内容を踏まえまして、第22回の市対策本部会議を10月27日に開催を予定しております。

以上で、1ページ、2ページの説明を終わります。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは、私の方から生活支援部会の部分についてご説明をしたいと思います。資料の方は、3ページご覧をいただきたいと思います。今回のご説明から、生活福祉資金などに加えまして、生活保護の申請状況などについても項目に挙げさせていただいておりますので、よろしく願いたします。

それでは最初に、大きな1の生活福祉資金、住居確保給付金の10月12日現在の状況についてご説明をいたします。

まず(1)緊急小口資金でございます。貸付額は3,846万円ということで、相談件数につきましては現在まで407件。貸付決定219件となっております。219件の隣のカッコにつきましては前年同期の件数になりますが、昨年はこの期間まで4件のみという状況でございました。傾向でございますけれども、4月がピークになっておりますけれども、最近の状況を含めまして、依然として、一定の貸付件数があることから、落ち着きつつあるといった状況にはまだまだほど遠い状況かなというふうに捉えてございます。

次に、(2)、総合支援資金についてでございます。申請件数の方は81件。貸付決定、40件で、前年同期、この期間までは貸し付けはゼロでございました。こちらの傾向につきましては7月に最初のピークが来ておりますが、先ほどの緊急小口資金と同様、依然として、一定の相談貸付の件数が継続した状況となっております。この総合支援資金につきましては、資金の性格といたしまして、緊急小口の方で最初に一時的な生活資金を補った後なお支援が必要な場合に貸し付ける資金という性格でございますので、先ほどの緊急小口資金の貸付等が継続して高止まり推移しているという状況を踏まえまして、こちら今後一定の需要が継続するものというふうに考えてございます。

次に(3)住居確保給付金給付金についてになります。こちらは、相談件数が61件、支給件数が21件、今回から支給決定の段を2つにしておりまして、下の段につきましては、延長決定の件数も載せてございます。こちらは5件という状況でございます。この延長決定につきましては、この給付金制度の給付対象期間が、最初の申請においては、原則3か月でスタートするわ

けでございますけれども、最大9か月まで延長できる制度内容ということから、当初の3か月で就労状況などが改善しない場合に、延長が適用されることになるものでございます。昨年までにつきましては、この延長適用はほとんど見られなかったことから、今回のコロナが相当な影響を与えているという捉えをしているところでございます。

その下になります。参考として、くらし安心応援室の新規相談件数の、昨年度との比較を載せてございます。4月から9月までの6か月間でございますが、昨年度との比較で大幅に増加と、その傾向についても継続している状況ということが見て取れるかというふうに思います。

次に、大きな2の生活保護の状況についてになります。生活保護世帯の推移につきましては、4月の欄ご覧いただきたいと思いますが、世帯数が832、人員が1,056人と。その状況から、9月末では、841、1,067人となっております。ややでございますけれども、増加の傾向を示しているという状況でございます。9月までの上半期の相談や申請の状況については、その右の方に表で載せてございます。

一番下の合計欄を見ていただきたいと思いますが、まず、相談件数、(a)でございますけれども、こちらは新規の相談件数になりますが、半年間の合計が259件となっております。この259件のうち、コロナの影響と考えられるものが、18件でございます。さらに、コロナとみられる相談18件のうち、実際に申請に至ったものが7件ということで、この半年間のコロナ影響による生保申請は7件という形で現在、統計してございます。このコロナ関連の7件と、先ほどの生保全体の微増傾向をどのように捉えているかという部分についてでございますが、さきにご説明をいたしました生活福祉資金や住居確保給付金が前年から爆発的な増となっているのに比べまして、生保の方の増については、現時点では、何とか微増にとどまっているという状況で考えているのかなということで考えてございます。この状況の背景といたしましては、生活保護が最後のセーフティネットというのに対しまして、その前段階でございます。生活福祉資金などを含めた、生活困窮者の自立支援としてのセーフティネットがある程度効果を上げているというふうに考えているところでございます。とはいうもののということで、市としていたしましては現在、生活福祉資金等の資金で凌いでいる方々のうち今後生保に移行せざるをえない方も出てくるという部分は想定してございまして、引き続き社会福祉協議会、くらし安心応援室と連携し対応して参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) それでは、経営支援部会に係る各種団体からの要望及び要請について、また、各種支援策の進捗状況、さらには、県の第4次補正によって正式にこのほど市町村総合支援事業が創設され、補助金の交付が内示、通知が来しました。このことにつきまして政策企画課長から説明をいたします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) それでは私の方から、内容についてご説明をしたいと思います。

4ページご覧いただきたいと思いますが、各種団体からの要望及び要請について10月14日現在ということで、前回報告した後に、10月8日、胆江民商工会さんから要望を受けております。内容についてはご確認いただきたいと思いますが、それから、10月15日、この資料にございませんけれども、奥州商工会議所等の意見交換会ございまして、その中でコロナに関する提言を頂戴しているということ、口頭で報告させていただきます。

続きまして5ページになります。経営支援部会としての新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について。これも10月14日現在ということでご覧いただければと思います。まず、商工観光部関係でございますが、かいつまんでご説明いたします。

1番の奥州市中小企業融資については、11ページの資料によって後でご説明をさせていただきます。

それから、4番、休業協力対象外事業者支援給付金、これは県の休業要請の対象となっていない飲食店に10万円支給するというものでございますが、決定数が297件、9月24日の全協で報告した件数より15件増加しておりまして、執行額が2,970万円となっております。

それから6番、地域企業経営継続臨時支援補助金、家賃補助でございますが、決定件数が297件、これは9月24日報告時よりも29件増加しております。執行額が3,122万2,000円となっております。

それから7番、地域企業事業改革臨時支援補助でございます。新規事業や新たなサービスに対する補助金でございますが、決定額が33件、前回報告から8件増加でございます。1,184万円増額となっております。

次のページ、6ページ参りまして8番、感染症対策支援事業、感染予防や3密対策のための施設整備に対しての補助金でございますが、決定額が85件、前回報告時よりも39件増加しております。枠についてはかなりいっぱいになってきているという状況でございます。

それから、14番、観光バス利用促進事業でございます。これ学校や団体が、観光バスを利用するときに、3密対策のためにバス台数を増加したりする場合への補助でございますが、10月から事業を実施、スタートをしております。

それから7ページに入ります。18番、製造業向けコロナ対策支援事業でございますが、積極的に設備投資等の事業を展開するものづくり企業に対する補助金でございます。申請件数が22件、前回報告より1件増加で、執行額が3,841万7,000円っております。

それから20番、市内企業コロナ関連製品PR事業でございます。これは市内企業が製作した関連製品のPRということで、10月14日開催の岩手大学等のフォーラムにおきましてPRを実施しております。

次に8ページご覧いただきたいと思えます。今度は農林部関係でございます。

1番の和牛肥育経営生産基盤支援事業でございますが、これも投資導入に対して9万円を補助するという内容でございます。市振込額が4,122万円、9月については86頭が該当となっております。

3番、教育旅行継続支援事業でございますが、内容につきましてはこれは令和2年度において、グリーンツーで受け入れができなかった各学校、関東の学校等に対して、継続プロモーションを行うということで、12月中旬に令和2年度産米を送付する予定となっております。

それから7番、食の黄金文化奥州リモート販売等指導事業でございます。リモート販売会等のノウハウを研修する、或いは、実践販売会等行う企画でございますが、10月14日、第1回の研修会を開催したところでございます。以降5回ほど開催する予定となっております。

それから9ページ。8番でございます。産直施設感染症対策臨時支援補助事業。産直施設への支援になりますが、これも補助金の申請を募集開始したという状況でございます。

続きまして、10ページご覧いただきたいと思えます。農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について、これも10月14日現在の数字でございますが、合計欄見ますと、正式申し込みが18件、金額が1億2,180万円、うち貸付決定金額も同様でございます。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思えます。商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況についてでございます。

1番の信用融資及び信用保証の状況でございますが、信用保証の認定件数は、10月13日現在で919件、これ9月24日全協で報告した時が850件ですから、数字が伸びているという状況でございます。

それから、実質無利子の制度融資の決定実行件数は、市の中小企業融資が110件、14億3,000万ほど。県対応資金が800件で127億ほどとなっております。今お話した数字については、下の表をご確認いただければというふうに思います。

下の2番、市中企の利子補給額及び保証料補給額でございますが、市中企無利子の利子補給、令和2年度負担額が約3,000万円でございます。総額、これは令和3年度以降の利子補給を含めた額でございますが、1億3,000万円ほど、保証料補給は約4億4,600万円ということになっております。内容については以下の表をご覧いただければと思います。

12ページにつきましては、毎回掲載しておりますが県対応資金及び市中企の制度比較でございますので、ご確認いただければと思います。

続きまして13ページでございます。新型コロナウイルスに係る地方創生臨時交付金、これ、

前回まで報告しておりました国の交付金のことでございます。それから、県の補助金についてということでございます。資料に沿ってご説明いたしますけれども、9月24日に開催された全員協議会にてお示した新型コロナウイルス感染対策に係る国の地方創生臨時交付金の状況は、次のとおりでございました。歳入見込みが国の一次補正に係る分として奥州市に配分された枠が4億7,400万円。二次の補正で示された枠が15億3,300万円、合計で20億700万円。これが国から示されている枠でございます。それに対しまして、それぞれ支出見込みの方でございますが、市が国の方に申請している額が、国の一次補正の枠に対しては5億2,500万円。二次補正に対しては、17億8,500万円。合計しますと、23億1,100万円というふうになっております。

先頃、県の四次補正におきまして、新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業が創設されたところでございます。その目的でございますが、新型コロナウイルスの影響を受けている地域経済の回復等を図るため、市町村が地域の実情に応じて実施する対策事業に要する経費に対し補助するものというふうにごうたわれておきまして、主として地域の経済対策に活用することを想定した補助金でございます。県が示した補助金の収支の枠が、ご覧のとおりでございます。1億7,728万1,000円でございます。

この結果、国の交付金と県の補助金を一体として活用するというふうな前提の歳入見込みでございますが、合計で21億8,499万9,000円というふうになります。前回、9月24日の全協では、国の交付金20億円に対して、3億円以上上回る申請とするが、今後の執行残、或いは国や県の追加対策を有効に活用して、事業を推進するというふうにご説明をした経過でございます。今回の県の補助金は、その考えに従って有効に活用するという方針でございます。

以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明いただきましたことにつきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 4点ほどお伺いしたいというふうに思います。

まずインフルエンザの予防接種に関してですけれども、コロナとインフルの同時の流行を抑えたい、コロナの方は、なかなか予防接種できておりませんが、せめてインフルエンザだけでも抑えたいということで、奥州市議会の決算の附帯意見にもつけさせていただいておりますけれども、インフルエンザの予防接種の助成の拡充について、どのようなお考えなのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、福祉関係ですけれども、総合支援緊急小口資金等、なかなか経済の状況が思わしくないと、お仕事にもなかなか就けない、仕事もないということになりますと、これらお借りしているわけですけれども、返す見込みがなかなか立たない場合はどのようにするのか、対応をお知らせいただければというふうに思います。

それから、ページ数が6ページの感染対策のナンバー8ですけれども、ここですね、感染予防や3密対策のため改修や改善を行った事業に対し費用の2分の1補助、限度額30万円でありましても、例として、期末感染防止のための仕切りパネルの設置や店内改装費用、密室状態を防ぐための換気設備の設置などということですので、あと、マスクとか薬剤などの消耗品は対象外となっておりますけれども、消耗品に対する補助は県の方にあったと思いますけど、その辺のご説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、農家さん等への持続化給付金なんですけれども、申請手続き、JAさんではやっていないというようなことが聞こえてきますけれども、この辺どうなっているのかお伺いしたいというふうに思います。

(伊藤保健師長) インフルエンザの予防接種の件ですけれども、確かに、インフルエンザの拡大だけは抑えたいという気持ちはあります。本当に心苦しいのですけれども、今の助成のまま、奥州市の場合は、というふうにごうたわっております。

以上です。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは生活福祉資金等々の返済の内容についてご答弁したいと思います。まず緊急小口資金、あとは総合支援資金、これにつきましては、今回対象等も拡大をする中で、

据え置き期間等、今回で従来の制度から大きく延長されている状況が一つございます。緊急小口資金でいきますと、据え置き期間が従前は2か月ということだったんですけども、現在は1年という形になってございますし、償還期限につきましても12か月以内から2年以内ということで、返済の部分の要件緩和等については、制度として今走っているという状況でございます。

それと、今回従来は返済を当然するという前提で無利子ということでございますけれども、現在は、この両資金とも非課税世帯につきましては、返済が免除ということで運用してございますので、非課税世帯の方々については返済が免除されているという状況でございます。それ以外の世帯の方々、貸し付けを受けたの方々については、据え置き期間が1年ということで、まだ返済の部分には到達してない方々がほとんどということだと思います。この部分については社会福祉協議会さんの方と、いろいろ情報共有をしながら進めているところでございますけども、実際にその据え置き期間が終了して、返済の時期に差しかかった時点で、なかなか返済が厳しいというような内容の方々が出てきた、事前も含めてになります。そういう場合については、どういう状況で猶予をするのか、その辺の内容については、まだ社会福祉協議会さんの方と情報共有を、ちょっと私自身まだできておりませんが、内容としては当然そういう方々が出るという部分は想定されるかというふうに思いますので、この内容については、社協さんの方と事前にいろいろ対応等を検討させていただきながら、何とか状況がうまく展開するような形で対応して参りたいというふうに考えてございます。

なお、住居確保給付金については給付金でございますので、特に返済という部分はございませんので、先ほどの2つの資金の対応については、以上ということになります。

(菊地商工観光部長) 私の方から感染症対策の事業についてご説明申し上げます。

8番の感染症の対策支援事業につきましては、当初、ウィズコロナという中で、コロナと一緒に営業続けていくというところに対して、コロナ対策のために、3密を防ぐというような設備改修とか店の改装等を行ったところに、30万円を上限に補助するという考えでございました。その中身としては主に網戸の設置とか換気扇の設置、それからウイルスの除去機能あるエアコン設置とか、あとはパネル、それから手洗いの自動化とか、そういったものが出されているところでございます。消耗品に対する補助については当初、そこまでの予定はしておりませんでした。その後、岩手県の方で10万円を限度に消毒剤とか、そういったものも含めますという制度ができましたので、それらについても、その情報を商工会議所さん、商工会さん等にもお知らせして、今、そちらの方に感染症の対策ということでの誘導をお願いしているところでございます。

以上です。

(小野寺議長) 鈴木農林部長。

(鈴木農林部長) それでは、持続化給付金の農協の関係なんですけれども、いずれ農協さんからお聞きしますと、米の関係、特になんですけれども、まだ支払い等が済んでなくて、それが確定してないという状況なものですから、いずれそれらを確認しながら、申請等が必要な方については、当然のことながら指導していくというふうに思いますので、その辺は、そういう状況を見ながらということになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) インフルエンザの予防接種ですけれども、周りの市町村をこう見ますと拡充されているところが多いです。高齢者、それから妊婦、子供たちに対して、なるべく受けていただくというようなことを進めるためにも、奥州市としてもぜひ検討すべきではないかと。もうスタートしていますので、早く検討していただきたいなというふうに思うんですけども、ここは市長にお伺いしたいというふうに思います。

それから、総合支援資金とか小口資金の返済ですけれども、猶予がありますが、その後も経済が回復するかどうか、また、お仕事が見つかるかどうかというようなところが不透明ですので、ぜひしっかり検討して、取り立てを厳しくするとか、そういうことのないようお願いしたいと思いますので、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

それから、感染予防対策のための支援事業ですけれども、これ、お店ごとでしょうか。それとも関連するところの1か所、関連するというか、様々お店を持っていらっしゃる場所があるとする、お店1戸ごとに限度30万円、また、消耗品に関しては10万円ずつでしょうか。それとも、総合的にその会社がやっているというところで、1か所だけに補助するものなのでしょうか、その点確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、農家の関係ですけれども、これからだというふうに思いますが、なかなか最近、持続化給付金が厳しくなっていますので、12等分にしても、農家の方の場合は、入ってくるのはまとめて1回とか、そういう形になるので、大変厳しいというふうには思いますけれども、でも申請が必要な方はぜひ申請していただいて、給付金をいただけるようにしていただきたいと思いますが、今のところJAさんではやってないと。商工会議所の方でやられているようですので、その辺、しっかり確認をして、今後も増える可能性もありますので、対応をお願いしたいと思いますが、お伺いします。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 9月議会の部分について、附帯の意見でご指摘をいただいたところでございます。早速検討はしたところでございますけれども、その範囲等々含めて、なかなか市の力として対応できる部分というふうなところについては、現在も検討はしているところでありまして、まだ結論が出ていないというところでございます。

ただ、いずれ現状において、これまでの分のインフルエンザの補助というふうな部分については、しっかりその対象の方々にお受けいただくようPRをして、安全対策を万全にさせていただくよう、この部分については、様々な形で対応していきたいというふうに思っているところでございます。

いずれ、現時点では、先ほど保健師長がお話したような部分として、奥州市としては、まだその方向の決定には至っていないということでございます。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは、生活資金関係の返済等の部分についてご答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、経済状況或いは雇用状況等と当面厳しい状況が続くという部分については、現場としても理解をしているところでございますし、先ほどの説明の際にも若干触れさせていただきましたけれども、生活保護の関連で、今後その資金で現在のいではいるけれども、その間で生活状況等、雇用状況等が改善されない場合には、最終的には最後のセーフティネットの部分の対応も必要になってくるというような見方も現場としてはございますので、その部分についても含めて、社会福祉協議会、くらし安心応援室等の方とも連携情報共有しながら、先ほど議員さんがご指摘あったように、厳しく取り立てるとか、そういう部分については、次のセーフティネットの段階も踏まえた形での対応をしていきたいというふうに考えてございますので、引き続き連携して取り組んで参ります。

以上です。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 市の方につきましては、感染症対応とか店舗事業所ごとということで考えさせていただきました。それでちょっと今、県の方の要綱を見ているんですが、店の方も店舗事業所ごとに10万円という形になっておりますので、おそらく店舗、事業所ごとの対応になっているかと考えているところでございます。

(小野寺議長) 鈴木農林部長。

(鈴木農林部長) 議員さんおっしゃったとおり、その辺につきましては当然、農協さん等と連絡をとりながら進めて参りたいというふうに思います。

以上でございます。

(小野寺議長) ほかにございませんか。11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番、千葉敦です。4点伺います。

まず1点目は、2ページの臨時診療所の関係ですが、(2)の米印のところ、今後のインフルエンザ流行状況により予約件数が多くなった場合には、診療時間を延長するという事です



が、私は開設日数を増やすことが必要ではないかなと思いますが、その点について見解をお願いします。

それから2点目から4点までは、6ページ或いは9ページ。対策事業の関連で、まず、6ページの8番の、先ほども阿部議員も触れましたが、感染症対策支援事業についてですが、この予算或いは備考の2は、このような執行額が書いていますけれども、聞くところによると、予算額に執行額が近づいて、新たな申請を今停止しているという状況だそうですが、こういう必要性のある事業であれば、他の部分から回してでもさらに予算額といいますが対応額を増やすべきではないかなと思いますが、見解をお願いします。

その下の14番の観光バス事業ですが、市内のバス事業者2者が対象だということで、新聞広告等にも出ておりますけれども、市内で営業所を置いている事業者にも対応すべきではないかと思いますが、その辺の考えをお願いします。

それから9ページの牛肉の消費拡大、9ページの9番。この備考の欄が詳しく書いてございますけれども、購入中頃に個人補助券の使用率が低迷しているので、さらに事業内容について検討するとありますけれども、検討はどのような状況なのかお願いいたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 私の方からは二次診療所の開設日数についてお答えしたいと思います。当初事務局としても、開設日数増やすことを検討したんですけれども、派遣していただくお医者さん、またスタッフの部分というところで、ちょっと厳しいというところがありました。あと、そういったことでまず当面は、今のところインフルエンザの部分、PCR検査についても、少ない部分があるっていうところもありまして、まず、今回は2日間で、多くなったらば時間を増やして件数をちょっと増やしていくという検討にしましょうということで決まったものでございます。

なお、各診療所におきましても、PCR検査ができる状況でやっていくという診療所が増えてきておりますので、そういった部分で今後、もしインフルエンザが増えて各診療所、各医院でそういったインフルエンザとPCR検査両方受けられるような状況が増えていくものというふうに考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) まず、感染症対策事業の方ですが、8番の事業ですが、議員ご指摘のとおり、現在これについては受付を終了しております。申請が現在122件あって、決定が85件でございますが、これにつきましては、申請した内容がそのとおり実施されたのかどうか、そこまで全部確認した上で補助金を支出するような形をとっております。そういった意味で、だから決定はしたんですけど、執行額が一致しないってことがございます。ただ、執行額につきましては、現在受付している段階で、この予算がすでに満杯になっている状況ですので、それを確認しないと執行はできないということですので、現在、この受付は終了させていただいております。

当初、これはもっと少ない人たちで金額的に少ないのかなと思ったんですが、結構な件数が来て、最終的には1日に10件、300万円ほどの申請が上がるようになりました。それで、これ以上はまず無理だということで、受付の金額を精査して、予算額ぎりぎりまで持って行って、そこでまず止めようということで現在、止めさせていただいております。それで、市のものは先ほどちょっと限度額30万円ということ、2分の1補助なんですが、先ほど申しましたように、県の方で後から10万円補助の感染症対策事業を、同じようなものでさらに消毒液でもできるものがありますので、今そちらの方の事業を紹介して、そういった方に対応させていただいているものでございます。

今後につきましては、いずれこの交付金の予算があつてこういうものができましたので、こういった新たな財源が出てくるかどうか、そういったものを見据えながら考えさせていただきたいと思っております。

それから、観光バスの利用促進事業でございますが、これにつきましては、市内に本社を置

く事業者が2社ありましたので、そちらの方ということで、あと県内営業所を置く事業者、大手ですが1社あります。ただ、これを作り上げたときは、県の事業が始まる前でしたけれども、市の方で、実は貸切バスをやっていた事業者というのが3社ありました。そのうち1社が、7月時点でしたか、その時点でバスを売却し、この貸切バス事業から撤退するということが起きました。市としましては、2社の方からの陳情を受けまして、要請書を受けまして、その中でお話を伺ったところ、実は私どもは3月から8月まで1回も運行してないんだと。それで、現在バスの状況については、バスをまず登録をやめて、1社は10何台あるバスのうち5台、それからもう1社は7台程度登録してそのバスだけで運行するような形で、幾らかでも経費を抑えるような形で運行したりというお話をいただきました。

それで、県の方では、観光事業バスの貸切バスで5万円補助するという事業がございました。そちらの方のお話も伺ったんですが、市内の業者からは、やはりそれは観光バス事業なので、どうしてもJTBさんとか大手の旅行会社さん、そちらの方からの話になるので、自分達にはなかなかそういった話が回ってこない状況、なかなか厳しい状況だということで、何とか市内の貸切バス事業者を存続させたいということで、今回は、市内のバス事業者のためにということで、こちらの方の対象とさせていただいたものでございます。

現在、この事業は、10月から実施されていますが、現在の状況を聞いたところ、1社は、登録5台だったバスを現在10台まで増やし、もう1社は登録7台だったものを今15台まで登録を増やしています。しかしながら、それでも、昨年度に比べて、5割から7割程度の利用状況だと。ただ、今この事業をやったおかげで、幾らかでもっていらいますか、新たなところから、今までお取引のなかったところからの問い合わせも出てきているので、今後もうちょっと進めて何とか取り戻していきたいというような状況で頑張っているというお話をいただいているところでございます。

以上です。

(小野寺議長) 鈴木農林部長。

(鈴木農林部長) 9番の市産牛肉消費拡大事業でございますけれども、これにつきましては、ここに書いてあるとおり牛協会とJA岩手ふるさとで当初に考えたのが、買い物で2,000円以上した方に500円券を渡すと。500円券は、1,000円以上牛肉を買うときに使えるよっていうふうに設定はしたんですけども、ご存知のとおりお肉が非常に高いもんですから、なかなか1,000円のものって言うても、かなり少量っていう形になりますので、使える方がちょっとなかなかいなかったのかなというふうに反省しているというふうに思っております。

それで、今JAの方では、できれば、例えば5,000円とか1万円の部分を出して、その半額ぐらいを助成する形でお肉を購入できる、お得感を出せるような形での考え方をしているところでございます。その辺、今詰めている状況でございますが、なお、商品券の引き換え場所も、JAだけじゃなくて、例えば商工会議所の方もお願いしながらというところも協議中のようでございますので、その辺はちょっと連絡取りながら、ぜひ進めて参りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) まず、臨時診療所ですが、市内の医療機関等でも検査体制が徐々にできつつある。特にインフルとコロナの簡易検査のことだとは思いますが、できつつあるということですが、すべての診療所、医院でやれる状況ではまだないと思いますので、発熱した患者さんが二、三日置かれる。そして、インフルの場合は、やはりタミフル等の治療薬を適切な時期に飲まないインフルは治りませんので、やはり週2回では、私は、何とか週3回以上開設できるような対応も、今までは無理だったかもしれないけれども、今後は、冬場ですので検討すべきではないかなと思いますが、改めてお願いします。

それから6ページ、ナンバー8の感染症対策ですが、先月の全協での中で、国の給付金に対してそれぞれの事業で予算をきちっと使えるように、枠を増やしたりなんかした事業もあった、或いは新設の事業もあったかと思うんですけども、やはりそのような際に、載せているすべて

の事業が予算を当然使うというふうには思えませんので、こういう非常に人気があったといいますが、需要多い事業には、どこかを削れそうなのところもあるかと思しますので、それを回すといったことも含めて検討すべきではないかなと思いますが、改めてお願いします。

それから、観光バス、14番ですけども、今まで利用したことのない方からもあったということですが、例えば、隣接の市町村のバスを利用して人が利用しなく、その分がなくなったということもあるかと思うんですけども、やはり市内で営業所を構えている方に対しても影響があるというのはやっぱりちょっといかがなものかなと思います。改めて、県の補助がその大手中心ということで、大手の旅行会社中心ということ言えば、なおさらいずれの業者にも影響があると思いますので、そこは考慮すべきではないかなと思いますが、その点をお願いします。

最後の牛肉の商品については、おおよそ了解いたしました。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 発熱診療所の部分ですけども、当初から、この診療所におきましては、PCR検査の部分ということで、軽症とみられる方を、まずここで見ているというような状況でございます。週3回をやることについて出したところ、まず医師の派遣が難しいというのが医師会から言われました。発熱診療所で、まず、検査する方は軽症の方で、熱のある方は軽症の方という部分もありますし、それ以外の方の部分については、今までどおり帰国者接触者外来の方で検査もできますし、今後は、先ほど言いましたように、各医療機関において、医院においても、外のプレハブで診察するとかいろいろ工夫しながらやっていただくということになっておりますので、3日も4日間もずっと我慢していただくということではないというふうに考えてございます。

以上です。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) まず、感染症の部分でございますが、これにつきましては、市の方で一応作った後、県の方でもいろんな事業といいますが、感染症の対策で10万円という補助事業も出てきました。しかも、消毒液も使えるというような使いやすい部分もございます。いずれ、市の税金の中で、出されている。限りがあると思っています。そういった中では、やはり県の事業、国の事業をある程度利用したといいますが、非常に市民の方にもそちらの方の働きかけの中で、いろんな対策ができればなと思っております。そういったものを見定めながら、検討をさせていただきたいと思っております。

それから、観光バス事業でございますが、確かに、市内営業所であるとすればそれもやるというの、もちろんそういう考え方もあったと思しました。ただ、この中でやはりGOTOトラベルのように、大手事業者の方のツアー観光が出て、そこから大手のバス会社に行ってやるツアーの企画というのが出てくるということは、当然予想されておりました。そういった中では、やはりまだそういう風な恩恵になかなか預かれない、お声がかからない市内のバス事業者に対して何とかしたいという形で、今回はこのような方法をとらせていただきました。

以上です。

(小野寺議長) 他に何人ぐらいありますか。ここで午前11時10分まで休憩します。

再開します。引き続き質問をお願いします。1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番小野です。今回、県からの補助金の内容もある程度確定し、それから、今後執行残等を精査されるということでしたけども、それを受けての臨時会が開催されるかどうかという部分についてだけお伺いいたします。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 今、各部各課に問い合わせをして、さらに精査をしておりますが、現状においては、12月議会に計上するという予定でございます。緊急に事業が必要だと、予算が必要だとなった場合については、臨時会を招集することもあり得るというふうに考えております。

(小野寺議長) 他にございませんか。25番、今野裕文議員。

(今野裕文議員) 2点お伺いします。まず、先ほどPCR検査のことで診療所がやるんじゃないかっていう話がありましたけど、具体的にはどういうふうになっているのかお尋ねをします。

費用の問題も含めて、どういう使い分けになるのかお尋ねします。

もう一つ、生活保護についてお伺いをいたします。コロナの影響下で運用に何らかの変化あるのかどうかというのの一つです。私思いますには、車を所有していると生活保護は基本的に受けられないわけで、今仕事のない中で車を手放さないと対象にならないというのは、結構大変なことかなというふうに思うんですが、そこら辺の対応はどうなっているか、お尋ねいたします。

(小野寺議長) 伊藤保健師長。

(伊藤保健師長) それでは民間のクリニックさんでPCRをやる場合ですけれども、これまでと同様の扱いになります。そして、やりますと言った医療機関は、県の指定を受けてやることになります。なので、ガウンとか、そういう感染防止策の道具、医療材料、それは国の方で配布するというふうに言われています。県の方がその体制を10月中に整備をするということで、私どもは説明を受けておりました。

以上です。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは、私の方から生活保護の運用等の部分についてご答弁させていただきたいと思えます。まず、具体的な今回のコロナ等々の影響の中で運用状況について何か大きい変化があるかという部分でございます。この部分については、コロナが発生をして状況等に依じて、国の方からいろいろ運用等についての通知が出されてきているものというふうに理解をしてございますので、現場の方の担当といたしましては、それらの運用に沿った形での対応をしていると。先ほどの資金等の説明の際にもお話したとおり、その事前の前段階のセーフティネットでございます、くらし安心応援室等々の方が、連携、情報共有の下、一応そういう形で生活困窮の方々への対応を行っているというふうに理解をしてございます。

それと、車を手放さないと云々の部分については、詳しい部分、実は私、すべて承知しているところではございませんけれども、そのような部分の内容につきましては、現場の方と確認をさせていただいて、後ほど資料等で提供させていただきたいというふうに思います。

(小野寺議長) 今野裕文議員。

(今野裕文議員) まず、診療所の方なんですが、今開設をする意向の診療所ってのはどのくらいあるのですか。具体的にさっぱり見えないので、もう少し状況を説明いただければと思います。費用負担の問題がどうなるのか、そういう縦分けがどうなるのか。例えば、症状がなくても受けたいって申し出れば検査するのか。そこら辺はどういうふうになっているのか、もう少し説明をいただきたいと。

生活保護については、ちょっと具体的なことは答えられないようですので、後で資料をいただきたいと思えますが、具体的にどういう運用上の変更があるのかないのか。それから、私が想定しているのは、仕事が全くなって、持ち家でなく、車を使って商売をやっている場合に、その生活保護を受ける時点で車を離すことが前提であると、事業そのものを再度始めるということが困難になってきますんで、そういうのに一定の対応が必要だっているというふうに思いましたので、お伺いしましたので、後で情報をいただければと思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 各医院においてのPCR検査の状況でございますが、ただ今、県の方で、その部分について診療所からPCR検査をやってもいいかどうかという募集というか、できるかどうかの問い合わせをしていると、取りまとめ中だということで、どこの医院がやるかとか、そういった部分について、まだこちらの方には情報は来ておりません。

ただ、そのPCR検査をした場合については、県の方からすべて費用は負担されるものというふうに考えてございます。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは、生活保護の件でございます。現時点で答弁できなくて大変申し訳なかったんですけども、ご指摘の資料等については、現場の方と整えた上でご提供させていただきたいというふうに思います。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の新型コロナウイルス感染症の対応状況については、以上とさせていただきます。

説明者入れ替えため、暫時休憩します。

公立幼稚園に係る令和3年度入園児募集内容の変更について

(小野寺議長) 再開いたします。次にの公立幼稚園に係る令和3年度入園児募集内容の変更について、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 公立幼稚園については、教育委員会事務局所管ではありますが、教育用保育施設再編計画や適正利用点数に協議を行うこども子育て会議など、健康こども部が担当しておりますので、この案件につきましては、当部から説明させていただきます。保育こども園課長から説明いたします。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) それでは私の方で、資料に基づきましてご説明を申し上げます。

1 ページ目をご覧ください。公立幼稚園に係る令和3年度入園児募集内容の変更についてでございます。

1、募集内容の変更について。(1)令和3年度から4歳及び5歳の2年保育に変更する施設は、次のとおりでございます。水沢地域、羽田幼稚園、佐倉河幼稚園。江刺地域、岩谷堂幼稚園。胆沢地域、南都田幼稚園。

(2)引き続き3歳から5歳の3年保育をする施設でございます。胆沢地域、若柳幼稚園と小山東幼稚園でございます。

2、変更の理由でございますが、先に行われました審議会において、奥州市の適正な利用定員数、事業の量とっておりますが、これについて協議したところ、教育認定いわゆる1号認定の定員数について、適正な状況ではない等の意見を踏まえ、市として速やかに是正するために調整したものでございます。この背景には、保護者の施設利用ニーズが、保育所等の長時間預かり、標準11時間に变化しており、幼稚園等の教育認定、標準4時間の利用が極端に減少してございます。このため、公立幼稚園では、すべての施設において利用率が20%を割っており、このような状況から、公立幼稚園の受け入れ人数の調整を図るものです。なお、今後は、教育保育施設再編計画に基づきまして、公立幼稚園の閉園時期を明らかにする計画をまとめ、市民への説明を開始する予定としてございます。

3、公立幼稚園等の利用状況でございます。教育認定の利用人数は、次のとおりでございます。太字になってございますのが認定こども園です。令和2年9月1日の状況は、水沢地域は、佐倉河幼稚園、羽田幼稚園でございますが、羽田幼稚園については、園児が減少し、今年度複式異年齢の2学級編成という状況になってございます。江刺地域は、岩谷堂幼稚園も、園児数が減少し、現在複式の2学級となっている状況でございます。江刺は認定こども園の稲瀬わかば園がございまして、表中の人数は1号の幼稚園認定の人数でございますが、これに、2号認定、いわゆる保育で入っているお子さんとクラス編成を行って一緒にしてございますが、その年齢ですと、3歳は21人、4歳は18人、5歳は17人ということで、適正規模に近い形でのクラス編成が保たれてございます。次に前沢地区でございます。前沢北こども園、本年4月に開園いたしましたので、ご覧のとおり、各学年とも20人以上のクラス編成を確保してございますし、4歳、5歳については、2クラスの編成という状況になっております。

次に胆沢地域でございますが、3つの公立幼稚園がございまして、うち若柳幼稚園については、複式のクラス編成となっている状況でございます。適正規模の観点から言いますとこの胆沢は3つの幼稚園すべて合わせた人数ですと、適正規模の配置のような人数まで減少しているという状況です。衣川地域につきましては、衣里幼稚園がこの4月から在園児がいない状況でございます。認定こども園のあゆみ園につきまして、表の人数については、1号認定でございますが、保育の2号認定の子どもを合わせますと、3歳児が18人、4歳児が25人、5歳児が17人と

ということで、適正規模に近い形でクラス編制が取れている状況でございます。

裏面をご覧ください。4、市全体の教育認定、いわゆる幼稚園の認定で入る利用状況でございます。まず水沢地域でございますが、上段公立の幼稚園2つにつきましては、現在37名のご利用で、定員の余裕が188人分あるという状況です。私立の幼稚園につきましては、66人の利用で、88%という形で高い利用率がございます。私立の認定こども園10施設が水沢にはございますが、こちらは入園児数が227人ということで、余裕定員が176人あるということで、私立の余裕定員が185人ありますので、公立幼稚園の入園数を大きく上回っているということで、ここで1号認定の定数の調整が必要になってきているという状況です。

続きまして江刺地域でございます。岩谷堂幼稚園につきましては、入園児数14人ということで、余裕定員が61人分。私立の幼稚園はございません。私立の認定こども園61名の入園で、余裕定員が44人ほどあります。また、公立の認定こども園、稲瀬わかば園につきましては、11名の利用で、こちら1号の余裕定員は39あります。以上、私立だけの余裕定員数でも44人分がございますので、岩谷堂幼稚園の園児数を大きく上回り、こちら1号の利用調整が必要だという状況でございます。

次に前沢地域でございますが、前沢地域におきましては、公立幼稚園の統廃合し、前沢北こども園を設置いたしまして、現在、適正人数を確保し、先ほど言いましたクラス編成ができていく状況でございます。

次に胆沢地域でございます。こちらは公立幼稚園3園ということで、余裕定員数が多くあります。なお、5地域の中で唯一認定こども園がない地区でございますので、胆沢地域におきましては、現在、定こども園の整備について検討をさせていただいているところでございます。この関係で、今回、3つの幼稚園のうち、2年保育に変更したのが南都田幼稚園でございますが、南都田幼稚園を選考として選んだ理由としましては、一つは、園舎が旧耐震基準で、古い老朽施設となっておりますので、早期の廃止が必要であるという部分。もう一つは、将来的に整備する認定こども園の建設用地を、現在の南都田幼稚園、旧南都田中学校の空いている土地が有効な場所だという部分で方針を決定いたしましたので、そこへ整備する関係もありまして、南都田幼稚園の3歳児の入園調整を先行させていただいたという経過がございます。

最後に衣川地域でございます。先ほど申しましたとおり、里幼稚園については入園児がございませんので、今年度末で衣里幼稚園廃止するというので、現在、地元での説明協議を進めて、12月議会に廃止条例を出したいということで、今、準備を進めている状況でございます。

以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点について、ご質問等ありましたらお願いします。11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番、千葉敦です。2ページ目で、園児数は余裕定員の私立なり、公立の認定こども園も含めて、充分賄えるというような説明ではありますけれども、来年の4月に新3歳児が入園しようと考えていた保護者家庭においては、やはりこれは余りにも急な決定ではないかなと思いますので、来年の4月、いきなりもう取り進めるというのは本当にいかがなものかなと私は思います。もっと余裕のあった上といいますが、説明等々が必要ではないかなと思いますが、その点を伺います。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) お答え申し上げます。そのとおり、私どもとしましては4月、来年入園の半年前、6か月前までに調整するというので、本年度の5月から様々調査をしてきたところでございました。それが、なかなか時間が短いというご指摘もそうかと思いますが、これを先送りしても、なかなか幼稚園については多くの入園児が今後見込めないという分析結果もありますので、先送りにできない、今年度取り組みさせていただきたいというものであります。

なお、5月以降どのような中身を分析したかと言いますと、来年度、民間の新しい施設、認定こども園、保育所等もできます。また、幼稚園の1号認定の数も毎年入園が減ってございまして、こどもの数、入園児の数自体も減ってきているということで、民間施設が来年4月に向けまして1号の定数を減らしたいですとか、2号の方を逆に定数を増やしたいという民間さん

の方の定数変更の相談も増えてきてございます。そういう数を見た中で、公立幼稚園の方を調整しても、待機が出ず、皆さんが入園できる定数が確保できるという部分で、8月末の方にまとめさせていただいたもので、そして9月に内部決定をし、今回、来年度の募集要項をまとめさせていただきたいという経過がございますので、先送りできないということで、保護者の皆様にはご理解ご協力をいただくということで、現在も説明会の方でもお願いをしているという状況でございます。

(小野寺議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) 現在の幼稚園に通われている保護者というか、一番上の子供が来年入園の適齢期で、地元の園に入ろうとすると。家族、家庭が一番大変な影響を被ると思うんですけども、その辺にやはり思いを馳せていただかなければならないと思いますが、その点いかがでしょうか。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) お答え申し上げます。相談を受けた中で、やはり一番大きいのは、現在4歳とか5歳におりまして、兄弟の同じ施設に兄弟入園を考えていた方については、やはり若干負担があるということで、新しく入る方につきましては、現在の施設から車で10分圏内に複数の利用施設がございますので、新規の分については、そのような中で、個別相談をさせていただきながら、入園調整をさせていただきたいと思っています。

また、その兄弟入園を考えていた世帯に対しまして、個別に世帯ごとの相談をさせていただくということで、説明会等で申し上げておりますので、丁寧にそこは対応をしていきたいと思っています。

以上です。

(小野寺議長) 藤田慶則議員。

(藤田慶則議員) 既に体験入園を受け入れたというふうな話も聞くわけですが、体験入園をされた方に、この募集内容の変更についてどのように説明されたのか、お伺いをいたします。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 各地区での説明会のほかに、体験入園の日が、事前に園長先生の方からお知らせがございましたので、その日に当課の方の職員が出向きまして、来年度の変更内容、取扱いについては、参加していただいた保護者の皆様にご説明をさせていただいたところでございます。また、その方々にも改めて、今日の夜になりますけれども、胆沢総合支所で行います胆沢地域の説明会にもおいでいただくということでのご説明をさせていただきました。

いずれ、説明の繰り返しになりますが、幼稚園の20人以上という適正規模のクラス編成が難しいという状況で、このような3歳児の入園調整をさせていただくということでのご説明とご協力をお願いをさせていただいたという状況でございます。

(小野寺議長) 藤田慶則議員。

(藤田慶則議員) 先ほどの説明の中にあっただかと思うんですが、万が一、地域を出しますけど、南都田のこどもが3歳児の幼稚園に入園したいという場合に、若柳に行った場合に、その対応というのは、バスとかそういうのは対応されるものでしょうか。また、閉園ではないので、入園を希望される方は受け入れてもいいのではないかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 2点ご質問いただきました。まず通園対応のバス等でございますけれども、当然、今の胆沢地域の幼稚園についてはすべて園児バス対応してございますので、そういうご利用で調整をさせていただきたいと思っていますし、現在の南都田幼稚園から車で10分圏内のエリアに、自家用車活用の場合ですが、胆沢の2つの幼稚園ももちろん10分圏内ですが、水沢のエリアにも10分圏内で4施設ほどのご利用施設があるということで、そのような状況もお知らせしながら、個別の相談を対応させていただきたいと思っています。

あと2点目の今年度も廃止じゃないので、3歳入れてもどうかという部分でございますが、やはり今回4つの施設について入園調整させていただきましたのが、一つは大きく集団教育の

適正規模20人と定めておりますが、やはりこれが確保できないという部分で、今年度一定の線引きをして調整をさせていただきたい。特に胆沢地域については、将来認定こども園の整備も含めて、早期に対応していかないとかなきゃないという部分もあるので、順次、幼稚園の部分を適正なクラス配置なるように今年度から調整させていただきたいと思いますので、新たに3歳に入る方は、胆沢地域内であれば、若柳か小山東ということでのご利用のご協力をいただきたいと思いますところでございます。

(小野寺議長) 17番、高橋政一議員。

(高橋政一議員) 17番、高橋です。まず当局とすれば、来年度の入園の6か月前という話ですが、保護者の方を初めとすれば、かなり性急すぎるんじゃないかという考え方になるんじゃないかと思うんです。というのは、11月2日に入園のための用紙が配布され始めます。それから、11月18日でしたか、手続の受付が始まるという、その辺りだったと思うんですが、そういう状況の中で、多分、体験入園かなんかで来た保護者の方々に最初しゃべったと思うんですが、そしてなおかつ、各地区ごとにその説明会をやられているということでありますけれども、その辺は、当局としては、こういう時期にしかならなかったっていうのは、今説明ありましたけれども、保護者の方々、説明会開いている岩谷堂とかあると思うんですが、そういう中ではどういう意見とか質問とかが出たのかというのを伺いたいと思いますし、それから、やっぱり閉園と全く密接に関わる内容ですので、その各幼稚園の地元の保護者なり地域の方々の中には、ぜひこの幼稚園は残して欲しいという、まだ強い意見があるというふうに承知していますが、そういう方々に対する説明等々は、どうしていくつもりなのかというのを伺います。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 2点ご質問いただきました。まず1点目の、今、保護者説明会等でいただいているご意見の中にも、やはりもう少し時間的余裕が欲しかったというご意見も確かにございました。また、このくらい子供が減っているのでやむを得ない。市としての考え方がやむを得ない事情は分かるがというご意見等もいただいております。いずれ、その園に残るか、もしくは停園のことも考えなきゃないというご相談もありましたし、あとは意見の中で、やはり廃止の時期が明確でない部分での不安があると。要は4歳、5歳の2年保育がずっと続くのか、いや、この子供の人数であればもう廃止を見据えて、再編計画では令和7年度までに廃止するという計画になってございますので、その廃止を見据えてであれば、廃止の時期を、具体的な時期を示して、そうであれば、2年前、3年前に入所の準備調整できるのでというようなご意見もいただいておりますので、先ほどの資料説明申しましたとおり、今後は、その廃止に向けたロードマップの取りまとめに着手して、早い時期に、そういう部分についての市民、保護者の皆さんのご意見をいただくという方に移行していきたいと考えてございます。

なお、11月4日に審議会を予定してございまして、その時に、定数調整の関係から、公立幼稚園等の廃止も含めた定数の取扱いについてご意見をいただくことにしてございますので、その意見も踏まえて、廃止計画等の進め方については取りまとめ、検討して参りたいと思っております。

再編計画を公表した際に、幼稚園を存続してくれという意見があったのも承知してございますし、先般の岩谷堂幼稚園でも、子どもは少なくなったけども、70年の歴史がある幼稚園を何とか存続できないかというご意見もいただきましたし、それらも含めまして、いずれ市としての廃止計画のたたき台、その考え方をお示しして、多くの意見をいただきながら最終案の取りまとめを進めていくというようなことで考えているところでございます。

(小野寺議長) 高橋政一議員。

(高橋政一議員) 今の説明で大体分かるわけなんですけど、やっぱりさっき課長が言われた、閉園の時期を明確にして、そしてそのためにこうなっていくんですよというロードマップと一緒に提示しないと、保護者の方は多分納得できないと思うんですよ。最初にとにかく3歳児だけ受け入れませんかよと。それはこういう理由ですね、定員適正化計画があって、20人というのがありますよ。でも、その20人の適正化でない時期が10年、15年、多分続いてきた幼稚園が多いんだらうというふうに思いますので、そうなった時には、さっきその保護者の方が言われたって



いいですか、いつの時期に閉園してこうなりますよっていうのが、そうするとこの時期に3歳児の受け入れ停止は仕方ないのかなと保護者の皆さんは思いますし、そういう部分を一緒に提示しないとなかなか納得されないのではないかなと。あとで、それは明らかにしますよということでは、手順として違うんじゃないかなと思いますがいかがですか。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) まず今回、3歳児4施設を調整させていただきましたのが、来年4月1日の入所の子供数等を含めて、適正な数をできるだけ確保、調整するという目的で、3歳児調整をさせていただいたという経過がございます。議員ご指摘のとおり、いずれ保護者の意見でも、将来、各施設がいつ閉まるんだと。それが早く分かれば準備もできますよというご意見をいただいておりますので、先ほど申しました11月4日の審議会の意見を踏まえて、できるだけ早く廃止に係るロードマップ、計画をお示しできるように努力をさせていただきたいというふうに思います。

(小野寺議長) 高橋政一議員。

(高橋政一議員) これから胆沢も含めて、もう岩谷堂幼稚園は説明会したようですが、説明会の案内はどの範囲でやられたのかということと、それから今ロードマップを提示するというのは、今後どの範囲で、要するに關係する保護者だけなのか、それとも地域も含めてするのか、どういう形でやろうというふうに考えておられるのか質問いたします。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) お答え申し上げます。まずは、今回の説明チラシについては、現在ご利用になっている各施設の周辺エリア等について全戸配布をさせていただきました。いずれ、次の広報についても、各4つの施設について年齢が変わったという部分については、改めて広報させていただきたいと思っておりますし、廃止計画の部分については、施設利用の保護者の方だけではなく、地域振興ですとか、地域の住民の方々にとっても大きな関心事でございますので、すべての方にご案内し、説明をできるようにと考えているところでございます。

(小野寺議長) 27番、及川善男議員。

(及川善男議員) いろいろありますけれども、絞っていきます。水沢地域は、羽田と佐倉河の幼稚園が3歳児募集停止っていうことは、2年後なり、廃止になるという方向にも繋がっていくのかなというふうに思うんですが、ここの地域は、いわゆる保育施設もないっていうことで再三指摘して参りました。今どのように、いわゆる幼稚園が廃止になった場合に、どのような方向でいくと、地域で協議されていると掴んでおりますか。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) お答え申し上げます。まず、特に減少数が大きい羽田地域につきましては、ここ3年ほど数回、地元振興会さんとも意見交換をさせていただきまして、地元の方でも幼稚園としては今後入園できないので、幼稚園としては難しいよねということでの共通認識はいただいたところでございます。そういうこともあって、地域の方から何とか認定こども園とか保育所とか、今、運営している法人の分園でもいいから、何とかならないかというご相談を受けまして、今年度、民間の市場調査という部分をかけまして、今の羽田幼稚園のエリアで保育事業等を実施したいという事業者がないかということで、既存の市内の法人、あとは全国公募でかけて、説明会には2事業者が見えられましたが、やはり子供の数が少ないとか、あそこのエリアがハザードマップのエリアになっている等々もございまして、最終的には事業提案まで至らなかったというような状況がございます。いずれ地元では、先ほど言いましたように子どもたちの施設がなくなるっていうことは、非常に悲しいというそういう状況なので、どこかに整備できないかという相談を今後とも乗ってくれというようなことでやりとりを、今している状況でございます。

佐倉河につきましては、具体的な動きがない状況でございまして、いずれ今後の保護者説明園の方からは、いずれ今回の市の説明を聞きながら、今後、園等も含めてどのような話をするかということで、これから何かお話があるのかなと思って、現時点では、直接のやりとりは佐倉河地区についてはございません。

以上でございます。

(小野寺議長) 及川善男議員。

(及川善男議員) 地域のね、そういう空気っていいですか、なかなか盛り上がりがないところとかいろいろあると思うんですけども、やはりそれをリードして、いわゆる市立の施設をなくすってことですから、それに代わるものはどういうふうにあるべきかっていう、市側もリードしていかないと、地域任せでは駄目じゃないですかね。

先ほどお話あったように、いわゆる地域の振興にも関わる地域住民の、いわゆるこの地域に対する考え方、意識にも関わる問題ですから、私はやっぱり、あなた方考えなさいよ、私は廃止しますよっていうのは無責任だと思うんですよ。その辺今後どのように考えますか。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) ご指摘ありがとうございます。いずれ佐倉河地区については、やはり前から幼稚園を残して欲しいという声も私どもに来ておりましたので、そういう振興会さんとのやりとり後、今回改めてどういう背景で年齢調整をしたかという部分と、周辺に幼稚園保育所に入れる民間施設の状況もこういう状況ですとか、そういう情報提供しながら、地元振興会さんと話をする場を早急に作らせていただきたいというふうに思います。

以上です。

(小野寺議長) 及川善男議員。

(及川善男議員) 幼稚園を見れば、そのような定員割れって言いますかね、大きな余裕があるっていうふうに見えると思うんですけど、地域の子供の数をみれば、決して子供がいないわけではないですよ。ですから、認定子ども園とかいろいろな方法をとっていければ、私は地域の人の要望に応えるくらいの子供の数は十分あるというふうにも思いますので、それらも示しながらこういう計画を打ち出していくってことでないと、非常に私は、子どもを大事にした姿勢っていうふうになるのかなっていう点で疑問に思うので、この辺は、担当は教育長かこども部長か、どちらか、お答えください。

(小野寺議長) 田面木教育長。

(田面木教育長) 幼稚園の3歳ということで、こども園化の方に移行して、そちらの方で再編をやるということについては合致しているわけですけども、今おっしゃいましたような地域との協議ということも、私も羽田地区については3年前から一緒にやって、さっき課長が言ったとおり進めて参りました。いずれ、地域に子供がいるということはそのとおりでございますが、ただやっぱり幼稚園としてのニーズが非常に低いと、低いうて言ったら変でしょうけども、親が、やっぱり保育園の方に行きたいということでもありますし、また、子ども・子育て会議の中でも、いわゆる定員について、余りにも公立の部分が出ちゃうと、私立の部分の民間が圧迫されるというようなご意見もいただいておりますので、そこら辺の協議という部分も、非常に大事にしていかなきゃならないだろう。民間の部分も大切にしていかなきゃならないだろうなど。

ただ、子どもを育てていくということについては、公立であろうが民間であろうが、その部分については、行政としては、非常にサポートしていきたいなというふうに思っているところでもあります。

(小野寺議長) 及川善男議員。

(及川善男議員) 上姉体幼稚園を廃止する場合は、姉体幼稚園がこども園に、新たに定員を増やしてやるということで、地域の方々も、それはそれなりにね、納得して対応したというふうに私は思っています。ただ、再三この羽田と佐倉河地区には、子供の教育保育施設が全くない地域だということで、ここの地域に対する対応をきちっと考えるべきではないかっていうのを指摘してきた地域ですよ。それで、地域住民の方々も十分協議をして、これらについては対応すると、地域住民の意向を尊重してやるというふうに言ってきたわけですから、その辺の協議が全くされてこなかったっていう、羽田はやってきたようですが、先ほどからやってこないっていうのはね、やはり私はおかしいんじゃないかなって思うんですよ。それぞれの地域で、いわゆる保育施設も全く要らないとうことでこういう結果が出されるのであればなんですが、もう少し丁寧な対応が必要ではないですかね。再度伺います。

(小野寺議長) 田面木教育長。

(田面木教育長) 羽田地区については、今、議員がご指摘のように協議はして参りました。佐倉河については、ちょっとその部分が落ちていたなっていう部分ですけども。近くに、いわゆる民間の施設があるということが、一つには羽田地区にもすぐ行ける、10分以内に行けるとい部分で、交通の便が今度大きく変わるわけで、大変良くなるんじゃないかなということもあって、羽田の地区の人たちも、多分、その部分では何とか、幼稚園でない部分という部分では、ご要望いただいておりますが、先ほど課長が言ったとおり、すごく大変な状況だという、厳しいということについては、ご理解いただいているところであります。

佐倉河については、今後、地域との協議を、話し合いを、課長が説明したとおり、まずできるだけご意見を聞きながら、ご理解いただく方向に持っていきたいなと思っているところであります。

(小野寺議長) 13番、及川佐議員。

(及川佐議員) 及川ですが、岩谷堂幼稚園の説明会に私も出ました。参加の方は、父兄10人超えていたと思うんですが、基本的にこの案に賛成の方はいらっしやらないように思いました。それで、実は令和7年度末までに公立幼稚園を廃止するというのは決まっているらしいんですが、それで、父兄の意見にも、そこまで待ってもいいんじゃないかと。なぜ今やる必要があるんだという話がありました。

確かに、実質的に今3歳以上、今回取らないとすると、そのあとまた次年度には、また3歳取るのかとかね。4歳、5歳卒業した後に4歳、5歳をまた取るのかというのは、むしろ閉園時期、これに関係するので、皆不安に思うわけですよ。まして、先ほど政一議員もおっしゃいましたけども、上の子が入って下の子入るのに、バラバラになるわけですよ。3歳入れようと思ったら今度、別な幼稚園、或いは上の子は、岩谷堂幼稚園を卒業するまでという二重手間になるわけですよ。これは大変ですよ。

だから、そういう意味では、今回の案ってのは、必ずしも父兄、現在、お世話になっている父兄の方々の意見は少なくとも岩谷堂では代弁していないと、変えてくれと、こういう意見が多数だったと私は思います。

それでお伺いしますけども、令和7年度までに合わせるような廃園計画ではまずいんでしょうか。そういう方がごく自然だと思うんですね。もちろん、多少、来年度4月ってはいきませんけれども、むしろその方が非常に自然だし、父兄は準備できるわけですよ。ちょっと長引くぐらいでしょうかね、と思うんですがいかがでしょうか。あるいは、今言ったような父兄の意見を、今回会議が11月何日かあるみたいですけど、そこに反映させることはできませんでしょうか。以上2点についてお伺いします。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) それでは2点お答えさせていただきます。まず再編計画において、令和7年度までという部分は、最終のお尻を決めた計画というふうに認識してございますが、この間、各幼稚園、やはり子どもが少なくなって、特に今年度でいえば、羽田幼稚園は2人と2人、この場合に適正規模イコール適正な集団の教育環境の確保、それがやはり難しいと。引っ張れば引っ張るほど多く入ってくるという状況になっていないので、ここは先送りにできないのではないかとこの考え方をしているところでございます。特に、昨年のも衣里幼稚園につきましても、同じような1桁台の4歳、5歳がいて、いわゆる幼稚園としての集団教育や行事、そういう部分、幼稚園経営としてなかなか成り立たない部分が、やはり引っ張ってくると影響が出てきているという現状がございます。ですから、ここは一定のこの数の中で線引きをし、本来幼稚園があるべき規模の確保を進めさせていただきたいというふうに思っております。

廃止年限を決める計画は、すべての幼稚園が令和7年というふうにならないというふうには私どもは見込んでおります。先ほど言いましたように、地域ごとに、民間施設等も含めて、近隣にある地域と胆沢のように認定こども園がない地域と差がございますので、施設ごとにどの年度で閉園して、入園も確保できて、待機児童もなくて、適正な規模を確保できると、その計画は、早急にまとめなければならないというふうにご考えているところでございます。

2点目の審議会につきましては、いずれ審議会の任務につきましては、適正な利用定員の調整に対する意見でございますので、今回1号の定員が実際使われている人数より多くあると、これは、公立も私立も定員割れしますと運営経費が国から来ないという財政的課題もございますので、これらについて適正にするために委員からご意見をいただきますので、各幼稚園の廃止の時期も含めた、廃止に対するご意見は頂戴したいというふうに考えているところでございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 令和7年度で終了、廃止は、それは変わる可能性があるとおっしゃいましたよね。要するに園によって変わるんだということで理解していいわけですね。私は決定だと聞いているものですから、それは、園によっては延びたりすることもあるというふうに、ちょっとそれ、不明確だったので、まずそれ1点確認したいと思うんですが。

それから、今のお話は経営であり、その補助の問題なんですけども、子供の親にとって或いは子供たちにとってどうなのかって、また別問題なんですよね。例えば、3歳児で20人という定員が望ましいと。学校教育と違う。同じとは全く言えないので、必ずしも、その数が学級編制のような形をとるのがいいのかどうか、これ疑問があるんですよ。あるいは5歳児が30人とかね、目安としてありますよ。あるけれども、必ずしもそれにこだわるものではないはずなんですよ。もちろん、適正規模ってのはあるけど、いわゆる小学校と違うわけですよ。だから、それはもう少し柔軟に考えるべきだし、そう考えてきたから今までやってきたわけですよ。少なくとも20%切ってもやってきたわけですよ。それを今更そういう理屈を取り出して、20人が満たないから合理的にやろう、民間の経営を尊重しようということだと、ますます父兄とか地域の要望から離れてしまうんですよ。せめて、今言ったように、私は令和7年度で廃止の目標であるならば、それに向かってやはり告知をすべきだと、父兄に。あらかじめ話すべきだと、用意をさせるべきだと。子どもたちも同様だと思うんです。上の子は5歳児でいて、その後3歳児入れられなかったとなれば、逆に人間関係、子供関係もおかしくなりますよ。父兄も大変ですけども。そういう意味では、やはりもう1回、令和7年度に向けて再検討すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 2点ほどご質問かと思いましたが。私の説明で令和7年度までに変更が出来るかどうかという、確かにちょっと誤解を招くような説明で申し上げ、要は胆沢地域をちょっと頭に入れていたんですが、現在は、認定こども園を整備することによって、保育需要と幼稚園需要に対応することによって、幼稚園3つを整理、廃止できるのかなと。その目標を持ってやってるのが令和7年度までだということでございますので、仮に認定こども園の整備等々が遅れたりすれば、整備がならないのに3つの幼稚園を閉めるかどうかはその時の利用人数によって変わるかと思いますが、そういうことが起きれば、令和7年度を超えるかもしれないという状況で、待機児童ですとか、今の方針の整備計画と合わせて考えていく必要があるということですので、基本は、令和7年度までにすべて廃止できるように、今の計画を進めていきたいという考え方でございます。新しいこども園の整備も含めてでございますね。

2点目の部分でございますが、適正規模の考え方については、柔軟に市で対応するということは、そのとおりやっているものと認識してございますが、ただし、幼稚園教育のあるべき姿という部分が検討され、現在、幼稚園、保育所、認定こども園の法律が成立した新しい指導要領で、すべての3つの施設は、その中でどの施設からでも小学校に上がるための統一した教育をやりましょうということで、今実施してございます。

その中で、集団教育、小学校に上がるための適正な規模。そういう集団教育の中で育みましよう、培いましょうという方針持ってやっておりますから、その中である幼稚園は5人の少人数指導がいいんだ、ある園は30人の集団教育がいいんだという部分は、やはり市としての一定の方針の下で、同じ教育の質を確保して、小学校につなげるという部分で検討していただいたものです。再編計画の中にもこの方針が載っておりますので、市としてはこの有識者の方々に議論いただいてまとめたこの計画に沿って、今は進めていくべきだというふうに認識を

しているところでございます。

(及川善男議員) 後で結構ですのでね、資料をお願いしたいのは、今後のそれぞれの地域の年齢ごとの子どもの数を教えてください。後で。

(小野寺議長) よろしいですか。

(千葉保育こども園課長) 資料は、後ほど調整させていただきます。

(小野寺議長) よろしいですか。それでは、の公立幼稚園に係る令和3年度入園児募集内容の変更については、以上とさせていただきます。

昼食のため、午後1時5分まで休憩いたします。

令和3年度からの水道料金について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、の令和3年度からの水道料金について、当局から説明をお願いいたします。中田上下水道部長。

(中田上下水道部長) それでは、概略の方を私の方から説明させていただきます。

水道料金については、概ね3年を目安として料金の検討を行ってきているところでございます。合併後においては、平成20年に旧市町村がバラバラであった料金を統一し、平成27年に料金改定を行ったところであります。平成30年については料金を据え置きとし、今回、令和3年から令和5年までの料金について検討したところ、料金改定を行わなくても経営を維持できると試算し、10月1日に上下水道事業運営審議会に諮問したところ、10月9日に諮問どおりの内容で答申を経たところでございます。詳細につきましては、担当課長の方からご説明申し上げますのでどうぞよろしく申し上げます。

(小野寺議長) 佐々木経営課長。

(佐々木経営課長) 経営課長の佐々木です。それでは私の方から詳細説明させていただきます。

まず、1、前回料金改定見送り後の経営状況についてです。3年前の平成29年度に、平成30年度から今年度までの料金の見直しを行い、料金の改定を見送ったところですが、料金を据え置いたこの3年間の経営状況についてご説明いたします。

資料1の表をご覧ください。ページで着色した収益的収支について、営業収益が計画よりも平均で2.9%、年平均にしますと約6,500万円上回る見込みで、営業費用も計画値より0.7%上回るものの、当年度純利益は、平成2年度末で6,800万円の黒字を見込んでおります。

黄色で着色した資本的収支についてです。企業債、借入金や他会計出資補助等などの収入は、計画よりも平均で17.2%下回り、建設改良事業などの支出の計画より14.7%下回る見込みで、資本的収支不足額が12億円から13億円となっております。

青色で着色した留保資金繰越額についてです。令和2年度末で計画値を上回る約19億4,000万円見込んでおります。

その下、薄緑で着色した企業債残高。こちらは、令和2年度末で計画値を下回る約152億6,000万円見込んでおります。

総括しますと、当初に見込んだ利益及び留保資金を確保できる見込みであることから、概ね順調な経営を行ってきたと見ることができます。しかしながら、平成28年度以降、簡易水道統合の影響による営業収支の赤字が継続しており、これを一般会計からの繰入金で補い、収益的収支を黒字としている状況です。

続きまして2、料金改定における基本的な考え方についてです。これは、料金改定を当部で検討する際の方針となるものでした。まずは、料金算定の期間についてですが、令和3年度から5年度までの3か年としております。これは、これまでの改訂や水道料金算定要領等を参考に、収支を短期的に見極める必要があることなどから、3年間としたものです。次に、収益的収支。3条予算の収支均衡が図られること、言い換えれば、単年度での黒字の確保でございます。そして留保資金についてです。将来の投資資金的な蓄えの意味合いのものではありますが、災害時の復旧に必要な費用を目安として、最低でも14億円程度は蓄えが必要というものでございます。料金改定が必要かどうかの判断材料としては、令和3年度から5年度までの3か年において、毎年度収益収支が黒字かどうか、留保資金残高が14億円程度を確保できるかどうかの

2点としたところであります。

続きまして、3、収支計画についてです。昨年12月に料金改定に係る部内検討会を設置し、水需要の見通しであるとか、施設の整備更新計画等を検討し作成した収支計画が、資料の2でございますので、そちらをご覧くださいと思います。なお、料金算定の期間は3年としておりますが、収支の推移を把握するため、令和8年度までの6年間で試算しております。

算定の結果、先ほどお話ししました料金改定の判断材料である2点について確認いただきますと、まず、収益的収支の太枠で囲んでいる当年度純利益、純損益、この部分ですが、令和3年度が5,840万円、4年度が2,270万円、5年度が2,820万円と、いずれの年度も黒字を確保できる見込みでございます。また、留保資金繰越額も、令和3年度の19億5,600万円ほど始め、各年度とも14億円以上確保できる見込みであります。

この収支計画ですが、一般会計からの繰入金によるところが大きいのですが、繰出基準に基づいて算定したのが、一番下の一般会計からの繰入金の表でございます。この額の繰り出しについて財務部と協議をした結果、基準に基づき当部で算定した3年間の総額、赤枠で囲った部分ですが、こちらが30億742万2,000円。これが、市の財政上財政計画の同期間中の総額、青枠で囲っている部分です、それが31億3,315万7,000円。その範囲内であるということから、財務部の同意をいただいたところであります。

1ページの4、検討結果に戻っていただきますが、これまでお話ししました以上の結果から、令和3年度から5年度までの3年間の料金改定を見送ることとしたいというものでございます。

なお、先ほど部長がお話ししましたように、上下水道事業運営審議会に諮問し、10月9日に5点ほどの附帯意見はございますが、3年間は現行料金のままとし、料金改定を見送ることが妥当であるとの答申をいただいたところであります。

次に、5、今後見込まれる料金改定要領についてでございます。3年間は据え置くとしたものでありますけれども、令和6年度の見直しの際に影響する要因として4点挙げております。一つ目は、人口減少などに伴う料金収入が減少しているという現状。二つ目には、年々減価償却費が増加傾向にあり、経営を圧迫していくという点。三つ目には、老朽管の更新事業等の推進により事業費が増加していく点。四つ目には、一般会計からの基準外繰入金の見直しです。

特に、繰入金については、一般会計を圧迫している要因でもあることから、内容の見直しによる繰入額の抑制が課題であると考えております。また、先ほどご覧いただいた資料2のとおり、令和6年度以降については、現状の計画上では、収益的収支の赤字が見込まれるところであり、料金改定は避けられないものと考えております。引き続き、適切に経営状況を見極め、健全な経営に努めて参りますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

最後に6、市民への情報提供ですが、今回は料金改定を見送ることから、市民説明会ではなく、広報おうしゅう及び市ホームページなどを通じて市民の皆様へ情報提供を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。

(小野寺議長) ただいま説明あった点につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 7番、千葉康弘です。質問いたします。平成27年に料金改定があったということですが、その際は何%ぐらい値上げがされているのかについてお尋ねいたします。

平成27年から30年の間ですと、繰入金は大体幾らぐらいだったのかについて、今ですと、資料にありますけれども、繰入金が10億円ぐらいずつ入っているというようなことですが、27年から30年だと大体幾らぐらいずつ入ったのかについてお尋ねいたします。

次に、この料金改定に見込まれている費用ってというのは、どのような費用を考えているのか。一般的なことですが、今回はしないってことですが、その考え方についてお尋ねいたします。

以上3点です。

(小野寺議長) 佐々木経営課長。

(佐々木経営課長) 3点いただきました。まず1点、27年度の改定時点の際は、約5.2%の値上

げにしております。

あとすいません、ちょっと2点目を飛ばしまして3点目の内容料金改定料金の中身ということですが、いずれ、維持管理をするための経費ということになりますので、大きくは人件費、私たちの給料の部分、あとは諸経費ということで動力費、電気代であるとか、あとは薬品費、業務を委託する際の委託料、修繕、材料、大きいところだと行政事務組合にお支払いする受水費、そういったものから構成されていますし、あとは減価償却費、そういったものが含まれております。

ちょっとお待ちください。2点目のご質問、繰り入れについては、35.6億円計上されているということでございます。27年から30年までの4年間の部分で35.6億円です。

以上です。

(小野寺議長) 千葉康弘議員。

(千葉議員) 水道料金は一番密接に関わる部分ですので、生活密接に関わる部分ですので、安くといいますが、低料金でやられるのが一番だと思いますが、その中で、今現在、繰入金はこれだけ、10億円ぐらいずつ入っていると。その中で、単年度ですと黒字ですよというような形で書かれています。この企業残高見ますと、資料2の方の企業残高、グリーン示されていますけれども、2年度の見込みが152億幾らということになります。これ、毎年約1億円とか2億円ずつ返していくというような形でされているようですけれども、こうなりますと、借金を後々に残すってというような形になっていきますが、今現在、例えばここにもありますけれども、老朽管の更新とかなんかもあるようですし、一番分かりやすいのが人口も減少しているという中で、後々に負担を残したような形になっていますので、私も料金改定は避けたいですが、必要な時に少しずつでも負担された方が、後々に自分たちのためにはいいのかなと思いますが、その点についてお尋ねして終わりたいと思います。

(小野寺議長) 佐々木経営課長。

(佐々木経営課長) 今の話ですと企業債残高、こういったところも大きくなっているということで、少しでも減らすような形をというところのお話かと思えますけれども、企業債に関しては、必要な事業の部分について借入れを行って、償還していくということになりますけれども、あくまで企業債の額、残高を減らすために借入れより返済の方が大きくなる形で、計画は立てているところでございます。ただ、返済に関しては、いずれちょっと繰り入れで償還するとなると、ちょっとペナルティ的なものもあるということで、借りたものに関しては、いずれ計画的に返済すると。あとは、借り入れる方についての考え方を、可能であれば単独でいければ一番いいと思えますけれども、その部分をどういった借り入れで行っていくかの考え方を今後、整理していく必要があるというふうには考えております。

以上です。

(小野寺議長) 千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) すいません。終わりだっただけで今言いながらでしたが、質問し忘れてました。資料の2のところですが、資料2の真ん中あたり、資本的収支4条のところの令和2年度の企業債の見込みってということで、来年、3年度と比べて倍になっていますが、16億3,000万円になっていますけれども、来年は7億4,000万円とかになっていますが、この違いってのは何が違うのかについて、何か事業されているようですが、それについてお尋ねいたします。

(小野寺議長) 佐々木経営課長。

(佐々木経営課長) 2年度の企業債16億円という金額ですけれども、この中には、前年度、元年度からの繰り越し分約7億5,000万円が含まれた数字になっているということなので、この繰越部分を除くと、大きく突出したものではないということにはなります。

以上です。

(小野寺議長) 千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) これは過年度からってということですけど、何か新しい事業をされているとかじゃなくて、その繰越をやっているだけで判断すればよろしいでしょうか。

(小野寺議長) 斎藤水道課長。

(斎藤水道課長) 繰越事業は、6月議会にも報告させていただきましたが、新小谷木橋に橋梁と合わせて県で工事を進めております大型工事が約2億5,000万円とか、それくらいありますし、そのほかに配水地とかを今、繰り越してやっているといったことから、令和2年度は起債額が多くなっているということでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 水道料金は、今回値上げをしないということでありまして、考え方なんですけど、上下水道を一元化されたというところで、どのようなメリットがあったのかお伺いをしたいというふうに思います。下水の方はもう大変厳しい状況になっているのかなとは思いますが、その辺の状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 中田上下水道部長。

(中田上下水道部長) それでは私の方から阿部議員さんの質問にお答えしますが、基本的に、水道は従来から企業会計でやっておりましたが、下水の方は国、総務省の方から、当然、受益者のみが恩恵を受ける事業なので、それは独立採算制というか、企業会計でやるべきだということで、そちらの方の指導がありまして公的企業会計の方へ移行したところでございます。

これについて、メリットっていうのは直接、金額的なところで申せば、消費税の繰り入れの関係で、うち方の事業規模ですと、まだちょっと、この4月から適用したばかりで、まだ実績が出てないんですけども、多分で申しますと、5,000万円とかそこら辺レベルの経費の節減が図れるかなというところが見込まれております。

それで、上下水道の一体っていうところは、企業で経理するということで、それが水道で実績があるものですから、経験があるところに一つにまとめたというところで、そこら辺はメリットになるのではないかと見込んでいたところでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) ほかにございませんか。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男ですが、3点ほどちょっと確認したいんですけど、収益的収入の料金収入ですが、人口減少に伴って、この金額で見ればですけども、毎年幾らぐらいつ減っていくっていう見通しで考えているかということ。大体、6年度以降は絶対これ、上げなくちゃいけない状況のようですけど、現時点から見込める次回の水道料金、何%くらい上げる想定をされているのか聞きます。

それと、先ほどの質問とかぶるかもしれませんが、この企業債150億円、ここ5、6年といえますかね、150億円をなかなか切れない状況ですが、これ、どのように圧縮されていくのか、基本的な考えをお伺いたします。

(小野寺議長) 佐々木経営課長。

(佐々木経営課長) それでは3点いただきました。質問まず1点で、料金収入減分ということで、資料の2の方をご覧ください、この中で2行目に、うち料金収入という部分ありますけれども、単純に見ていきますと大体3,000万円くらいずつ減少しているような格好になります。大きくは、同様で推移していくというふうには試算をしているというところでございます。

あと続いて、次回の料金改定について、何%程度上げる考えがあるかというご質問ですけども、申し訳ありませんが、ちょっと具体的な数字は検討しておりませんが、まず一番の方針としては、先ほどの料金改定の要因の部分の最後の点でもお話ししました一般会計からの基準外の繰り入れがございますので、これを最終的には、国からの補助がいただける基準内だけ、基準外をゼロにしていく方向でというのが最終目標になりますけれども、それ自体が今現在ですと5億円ほど入っておりますので、これだけを見ると、これをもし仮にゼロにしようと思うと、単純計算ですと25%近いというようなアップになってしまうということなので、いずれは最終的な考え方でゼロにしていくというところで、今回は、これをどこまで圧縮できるかというところになるかというふうには考えております。

あと、最後の企業債がなかなか減らないというところの手だてをというお話ですけども、確かにこれにつきましては、これまで借り入れしてきた部分について計画的に償還していくし



かないというふうには考える部分ですので、本来であれば過去、東日本大震災の後とかに、繰上償還が認められたという時があって、そこで幾らか返済をしているというのはあるんですけども、そういった部分がないとなると、やはりいずれ地道に返していくということと、あと先ほどお話したように、借入額を抑制する手だてを考えるとという部分に尽きるのかなというふうに思っております。

以上です。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) 結果的に、これは後で評価される話なんだと思いますが、平成27年に5.2%の値上げをしましたと。少なくとも今回見送ったということは、4年後は、これは間違いなく上げないと経営は難しいということになったとき、これが先ほどの話じゃないですけど、25%アップなんてそんな話は到底無理な話なので、やはり長期的に見て今は黒字だからいいというのではなくて、長期的に見て、市民の協力をいただきながら、この水道会計を1日も早く改善するという努力をされた方がいいかなと思います。要望です。ぜひ次回、値上げするとき、この27年度以上にならないように、一つ経営努力をしていただきたいと。もしコメントがあれば、いただいで終わります。

(小野寺議長) 中田上下水道部長。

(中田上下水道部長) それでは、長期的に改善の努力をしていただきたいというお話でございましたが、確かにそのように努めて参りたいと思っておりますし、それで先ほど値上げの程度について、いずれそんなに、誰しも上がらないことが望ましいのでありますので、平成27年度程度、いわゆる5.2%程度、いずれ今後試算していくわけでありまして、さらに、詰められるところは詰めるということを徹底いたしまして、経営改善を努めながら料金をあまり上げることのないよう、できるよう努めて参りたいと思っております。

以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の令和3年度からの水道料金については以上といたします。

令和3年度からの水道料金収納等業務委託に係る最終受託候補者について

(小野寺議長) 引き続き、の令和3年度からの水道料金収納等業務委託に係る最終受託候補者について、当局から説明をお願いいたします。中田上下水道部長。

(中田上下水道部長) それでは、私から概略説明をさせていただきます。本件につきましては、6月23日の全員協議会で進め方について説明したところでございますが、改めて今回の概要について説明します。

水道料金収納等業務は、平成22年度から外部委託しております。平成22年から27年を一期、28年から本年度までを二期として進めており、令和3年度から7年までの第三期における本業務に係る業者選定について、公募型プロポーザル方式として選定を進めてきたところでございます。現受託者一社のみでの参加申し込みとなりました。9月30日にプレゼンテーションを受け、最終受託候補者と決定したところでございます。詳細については担当課長の方から申し上げます。

(小野寺議長) 佐々木経営課長。

(佐々木経営課長) それでは私の方から詳細説明させていただきます。

奥州市の水道料金収納等業務につきましては、先ほど部長からもお話ありましたように、平成22年度から包括的業務委託として実施してきたところですが、現在の契約が今年度までとなっていることから、令和3年度からの業者を選定するに当たり公募型プロポーザル方式により選定することについては、6月23日の全員協議会で説明したところであります。本日は、水道料金収納等業務委託事業者選定審査委員会、こちらにおいて提案事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委員の審査により最終受託候補者を選定し、この度、決裁の上、正式に決定しましたことから、その概要を説明させていただきます。

資料をご覧ください。1、委託業務名は奥州市水道料金収納等業務です。委託期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

2、応募事業者数は一者、現在委託しております第一環境株式会社東北支店のみです。

3、審査結果。(1)最終受託候補者は、第一環境株式会社東北支店でございます。

続いて(2)プレゼンテーションにおける選定結果の概要です。審査委員会ですが、9月30日に提案事業者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、実施要綱事業者選定基準等に基づき審査して、最終受託候補者を選定しております。採点の結果、評価点数合計が199.18点で、最低評価基準として定めた配点合計300点の6割である180点をクリアしております。採点結果の詳細は、資料1の参加事業者審査得点表をご覧ください。大きく四つの項目ありますが、会社概要と委託業務及び研修体制等、この3項目で、それぞれ配点の7割を超えておりますが、提案見積もり金額に関する項目については、応募が一者であったことから、配点の半分となり、全体で66.4%という得点率でした。参考までに提案見積もり金額を除く3項目だけであれば、73.4%となります。提案見積もり金額は、税抜き8億7,840万円で、提案見積もり上限額8億9,136万円の範囲内でした。なお、今後、最終受託候補者との協議により、実際の契約額は、提案見積もり額から圧縮される見込みです。

最後の4、受託者選定にかかる主な経過ですが、細かい説明は省略させていただきますが、受託者選定審査委員会を3回開催しておりますし、10月7日に、提案事業者に対し最終受託候補者に決定した旨の通知を発しております。現在、最終受託候補者と具体的な仕様内容について協議を行っており、その仕様書に対する見積書を改めて提出いただき、今月中に契約締結できるように進めて参りますが、新たに今回追加する給水装置関連業務、この中の検査及び審査業務を受託候補者の方では市内の三つの水道組合、そちらに委託することを前提としておりますが、その交渉、協議次第では、契約自体が来月にずれ込むことも想定されます。最後に最終受託候補者の決定についてですけれども、市のホームページに明日掲載する予定となっておりますことを申し添えて、説明を終わります。

(小野寺議長) ただいま説明ありましたことについて、ご質問等ございましたらお願いいたします。千葉康弘議員。

(千葉議員) 7番、千葉康弘です。応募をされた方が1者ということでしたけれども、これ、今確認してびっくりしたんですけれども、1者ということは、本当に相手に言われるままみたいな形にしかならないんですけれども。他に例えば、こういう形でできる事業者っていうのはなかったのかどうかっていうのが一つあります。

そして、1者という形では競争にも何もならないわけですので、この応募っていいですか、審査方法を変えるべきでないか、今回は無理だとしても次回に向けて検討すべき部分じゃないかと思っておりますので、その点についてお尋ねいたします。

(小野寺議長) 佐々木経営課長。

(佐々木経営課長) 2点、質問いただきましたが、まず1点目の方で、他に同様な業務をできる業者はないのかということですが、実際、業者自体はあります。ただ、今度が3回目になるんですけれども、今が2回目の委託ですが、2回目の募集をかけた際も、今現在の1者だけの応募だったという状況です。どうしてもやはり初めて業務を入れる際には、複数社が入ってくるんですけれども、一度受託してしまうと、なかなか新たな業者が入りにくいというような傾向で、今回も、こちらとしては可能な限り複数社入っていただくために、提案見積もり上限額、これを新規業者でも参入できるようなちょっと高めの設定であるとか、あとは募集情報につきましては、日本水道新聞等の業界誌、そちらの方にも掲載を依頼したり、あとは今、受託している以外の業者さんにも奥州市で今度また更新しますよというような情報提供、声かけのこともいろいろ手は尽くしたところではございます。ただ、これに関しては、奥州市だけに限らず他の事業体でもやはり更新時に複数の業者が参加するというのはないのがほとんどのようですので、いずれ可能な限りな方策、次回検討はしたいところですが、非常に厳しいところかなというのが実感です。

あと、もう1点。ご提案ということで、審査の方法ということなんですけれども、やはり特

殊な業務、あとはこの業務ですと料金を徴収する前提の検針をしたりだとか、あとはその料金、あと今回新たに追加する給水装置の業務とか、いわゆる業務が複相しているということで、単純な入札というふうにはいかないの、あくまでプロポーザル、提案型という形をとらざるを得ないのかなというふうには思っております。

以上です。

(小野寺議長) 千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 得点を見ますと199点ということで、100点満点にすると66点っていうふうなことで、それほどね、テストの成績から言えば良くは、それほどでないなと思うんですけども、その中で1者しかないからここに決めるしかなかったという部分があるかと思えます。それならば、例えば、奥州市内でこのような企業を育てることができないのか、また県内企業ができないのかという部分がありますが、この業者さんも全部自分たちでやるんじゃないかと、地元の方に仕事を割り振ってやるというような形ですので、例えば、委託の方法を分けるような形で、地元直接的にお金を得るような形でできないのかなと、その辺も工夫していただくのも一つのやり方じゃないかなと思えます。なかなか業者が何かの慣例が何かあるのかもかもしれませんが、新規はなかなか入りづらいというような部分あるかと思えますので、それだったらこのやり方を、委託の方法を変えた形で、地元が直接できるような形、分けることができるのなら分ける形で、こんな形で候補がいなかったっていうことを考えていただくのもね、やり方かなと思えますけれども、その辺の考え方を聞きまして、終わります。

(小野寺議長) 中田上下水道部長。

(中田上下水道部長) それでは、ただいまの千葉議員のご質問にお答えしますが、最初に業務をやるに当たって、その際には、3者の申し込みがありました。いずれも、核となる部分は、やはり地元じゃない、いわゆる大手が主体で参加されました。やはり、この業務は、ちょっと市内とか県内という業者では実績はどこもありません。なので、どうしても中央の大手がメインとなるようです。ただ、現在もそうなんですけれども、実際その地元の組合とかに仕事は降りてきている状況でございます。そこで、ただ分けて最初から地元っていうよりも、やはりこちらとすれば、窓口を一つにして、スムーズな連携を図りたいということで、地元の業者を利用することは全然やぶさかではございませんので、1者大元に、地元の雇用も含めてお願いしながら、こういうふう到现在の形となっているところです。

いずれ、今回は今までどおりの踏襲で提案しておりますが、次回につきまして、もし分けられるところがあるのであれば、そこら辺は検討して参りたいと思えます。

以上です。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 阿部です。やはり、1者が2回目、3回目ということで続いているわけです。競争性の部分からいうと、やはりいかがなものかなというところがあります。応募に対しては、様々な努力をされたようなんですけれども、次回に当たりましては、もう少し競争性が出る形の方でお願いをしたいというふうに思えますので、お考えをお伺いしたいというふうに思えます。

それから、メーターの検針のところ、危機管理、やはり重要な部分でありますので、いろいろ工夫をされて取組みをされていた会社でありますけれども、さらにどういう点を工夫されているのか、もしご紹介できるのであればしていただければというふうに思えます。

(小野寺議長) 中田上下水道部長。

(中田上下水道部長) それでは、1点目の次回は競争性というところでございますが、いずれ、今回も募集に当たりましては各方面、関係専門誌等に広く呼びかけたところではありますが、次回も引き続き多くのそういった業界にこちらで募集している旨を呼びかけまして、多くの企業が参加できるような体制は作って参りたいと考えているところです。

(小野寺議長) 佐々木経営課長。

(佐々木経営課長) 私の方から、2点目の検針業務の危機管理ということで、過去、奥州市で痛ましい事件がございましたけれども、それを受けて、第一環境側でも、検針員さん、或いは全職員にセコムさんとの連絡がつくというココセコムというような装置というか、そういったの

を携帯させる形で、いずれ安全を確保するというような取り組みを行っているということで、プレゼンテーションの際にもその部分のお話いただきましたし、審査の委員からも、その安全性をもっとアピールして、検診員さん不足がちょっと問題あるということですが、そういったところのアピールも行っていくようにというような話を受けて対応しているところですので、それで業者さんには対応していただきたいなというふうには考えているところです。

以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の令和3年度からの水道料金収納等業務委託に係る最終受託候補者については、以上とさせていただきます。

説明者入れ替えのため暫時休憩します。

ひめかゆ温泉施設等の民間移譲について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、のひめかゆ温泉施設等の民間移譲について、当局から説明をお願いします。菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 商工観光部におきまして、現在、ひめかゆ温泉施設等の民間移譲を進めておりますが、その現状と今後の日程等について説明させていただきます。担当課長の方からご説明申し上げます。

(小野寺議長) 佐々木商業観光課長。

(佐々木商業観光課長) では、説明に入ります前に2点ほど、皆様にお願いがございます。1点目は、秘密保持についてのお願いでございます。本日は、ひめかゆ温泉施設等の譲渡につきまして、経過と今後の進め方をご説明するものでありますが、交渉に関わることでございますので、大変恐縮でございますが、議員の皆様方には、第三者への情報開示には十分ご配慮していただきますようにご協力をお願い申し上げます。今日ご説明資料する資料のうち、2点資料お付けしておりますが、1点が今日ご説明する部分でございます。もう1点が基本合意書でして、これは議員の皆様方だけに配信しているものでございます。この合意書の部分につきましては、対外的な部分のご開示はお控えいただきますようお願いするものでございます。

舌足らずで申しわけございません。これが1点目でございます。2点目はすいません資料の訂正をお願いしたいところがございます。訂正箇所は3か所ございます。今日ご説明するひめかゆ温泉施設等の移譲についてという資料のうち、最初の1か所目は、4分の3ページの中段でございます。3の株式会社ひめかゆの状況についての(3)体制の変更のところでございますが、ここで本年10月8日に開催された臨時株式総会と記述しておりますが、これ、株主総会の誤りでございます。記述ミスでございました。訂正をお願いいたします。

2か所目は、4分の4ページをお願いしたいと思います。3行目。それぞれ交付決定を受けましたということで、持続化給付金と雇用調整助成金のそれぞれ交付決定を受けましたと記述してございますが、こちらにつきましては、持続化給付金については、交付決定を受けましたということでの訂正をお願いいたします。現在、雇用調整助成金につきましては申請中ということでございます。これが2点目、2か所目でございます。

3か所目につきましても同じ4分の4ページ、先ほどの3行目の続き4行目でございます。また、長期借入金4,000万円、短期借入金1,500万円をそれぞれ借り入れてと記述してございますが、この短期借入金、1,500万円ではなく2,000万円でございます。

以上3か所、訂正をお願いいたします。お詫びして訂正申し上げます。

では改めまして、ひめかゆ温泉施設等の移譲について資料のご説明に入ります。ひめかゆ温泉施設等の移譲について。ひめかゆ温泉等の民間移譲に関しては、ひめかゆ温泉の民間譲渡を考える会から提出された焼石クアパークひめかゆの住民合意を得ない民間譲渡の計画を見直すことについての陳情が、令和元年第3回奥州市議会定例会にて採択となりました。また、同年11月27日から12月2日まで開催したひめかゆ温泉の民間譲渡に係る説明会においては、指定管理者である株式会社ひめかゆによる継続営業を求める意見が圧倒的多数でした。これらのこと

を勘案し、市は株式会社ひめかゆを優先候補者として交渉を行うこととしました。これは、令和元年12月16日の市議会全員協議会で説明申し上げた事項でございます。

株式会社ひめかゆでは、民営化を進めるとともに、コロナショックから回復するための運転資金を確保し、さらに既存施設を活用した公共性の高い事業への投資に備えるため、増資を行うこととしましたが、市としては、経営や投資における株式会社ひめかゆの自由度が高まること、今回の増資によって、株式会社ひめかゆの経営基盤が強化されるとともに、取引における会社の信用力が向上することから、この増資計画を承認しました。また、ひめかゆ温泉施設等の財産を株式会社ひめかゆに譲渡する際の譲渡価格については、財産の価値や市財政負担など、様々な角度から検証を行い、総合的に判断して決定する必要がありますが、現段階では、財産価値や市財政負担等の観点から、無償で譲渡することを検討しています。これは、本年6月23日の市議会全議員説明会にて説明申し上げた事項でございます。なお、無償または安価で譲渡する場合は、適正な対価のない財産の譲渡に該当することから、議会の議決が必要となります。これは地方自治法第96条第1項第6号によるものでございます。

本日は、ひめかゆ温泉等の移譲について、経過と今後の進め方を説明するものです。

1、基本合意書の締結について。株式会社ひめかゆとの間で、財産譲渡に関する基本合意書を締結しました。ひめかゆ温泉等の民間移譲に係る優先候補者である株式会社ひめかゆとの間で、今後、譲渡契約に向けて交渉を始めることについて、本年10月5日、温泉保養施設ひめかゆ関連施設の財産譲渡に関する基本合意書を株式会社ひめかゆとの間で締結しました。今後、譲渡条件に関する具体的な交渉を行うこととしています。基本合意書の写しについては、議員の皆様には配信をさせていただいているところでございます。基本合意の内容につきましては、市と株式会社ひめかゆとの間で最終契約を目指して、譲渡に係る交渉を行うことを合意した旨、目的、譲渡財産、譲渡条件、調査、秘密保持、有効期間、排他的交渉権限、甲の解除権、乙の解除権、最終契約書の締結、成立実務、協議事項が記載されているものでございます。

2ページに参ります。2、交渉に係る譲渡条件について。株式会社ひめかゆとの間で、財産譲渡に関する譲渡条件について、具体的な交渉を行っています。基本合意書の締結を行ったことから、財産譲渡に関する条件について、具体的な交渉に入っています。交渉にかかる主な項目は次のとおりです。

(1)譲渡価格。ひめかゆ温泉等の財産を株式会社ひめかゆに譲渡する際の譲渡価格については、財産の価値や、市財政負担など、様々な角度から検証を行い、総合的に判断して決定する必要がありますが、現段階では次のような観点から、無償で譲渡することを検討しています。これは先ほども触れましたが、本年6月21日の市議会議員説明会でご説明した内容でございます。

無償譲渡を検討している理由といたしまして、ア、財産の価値。旅館ホテルの売買市場では、収益還元法を重視した価格が認知されております。この収益還元法によるひめかゆ温泉施設等の財産の価値はゼロ評価となります。収益還元法につきましては、対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益から対象不動産の資産価値価格を求める方法でございます。鑑定評価額は0円。これは、岩手県資産評価システムセンターの評価によるものでございます。同じ対象不動産におきまして、収益還元法、今回はゼロ評価でございます。あと、原価法。これは評価額がございました。違いがある場合は、収益還元法が適用されます。こちらも岩手県試算評価システムセンターの見解でございます。

イ、奥州市ひめかゆ温泉譲渡検討委員会の見解。奥州市ひめかゆ温泉譲渡検討委員会において、すべての施設を一括して譲渡となることから、無償譲渡が適当との見解が示されています。

ウ、市財政負担の軽減。これは補助金等の返還でございます。無償譲渡によって、早期かつ確実に譲渡することで、後年度における市の財政負担の軽減に繋がります。ひめかゆ温泉施設等の維持管理経費は、平均年間で3,000万円かかっております。有償譲渡の場合につきましては、地方債に償還金の一括返還金額にして1,098万3,000円を返還する必要が生じます。同じく有償譲渡の場合、国庫補助金の返還が約650万円の返還が生じるということでございます。

(2)引渡日。引渡日は、株式会社ひめかゆとの協議によって決定します。

(3)修繕等に係る市負担。株式会社ひめかゆは、現在ひめかゆ温泉の指定管理者となっておりますが、施設管理上、支障が生じている箇所があることから、修繕改修について要望書の提出を受けました。その主な内容は、消防設備や建築設備における法令上の不適事項やその他要望事項で、1,383万1,000円。老朽化に伴う設備の故障や内装への懸念事項で、2,449万3,000円。新型コロナウイルス感染症対策の要望事項で、424万7,000円で、総額で4,257万1,000円でした。これらは、株式会社ひめかゆからの要望であります。市としては、市民が納得できる基準に基づいて、修繕等にかかる一定の負担をせざるを得ないと考えています。今後、株式会社ひめかゆとの協議を進めます。

### 3、株式会社ひめかゆの状況について。

(1)譲渡相手方。優先候補者でありますのが、株式会社ひめかゆ、奥州市胆沢若柳字天沢52番地7に所在してございます。

(2)増資の結果。株式会社ひめかゆが行った株式の募集、増資は計画どおりとなり、次のような結果となりました。株式会社ひめかゆの総株式数は、増資前の総株式数が2,000株、増資株数が2,000株、増資後の総株式数が4,000株でございます。市保有株式の状況。保有株式数は1,124株。増資前の持ち株割合は56.2%。これは総株式数2,000株に対する市所有株1,124株の割合でございます。増資後の持ち株割合28.1%、増資後の総株式数4,000株のうち、市所有株の1,124株と割合でございます。

(3)体制の変更。本年10月8日に開催された臨時株主総会及び臨時取締役会において、代表取締役が交代しました。これにより、市長は代表取締役を退任しました。新たな代表取締役社長となられたのが、佐々木英一氏でございます。平成15年から令和2年まで、株式会社ひめかゆの監査役を務めていらっしゃいました。それから、平成31年度から現在まで、社会福祉法人胆沢コスモス会の理事長でおられます。

(4)経営状況の概要。株式会社ひめかゆの直近の経営状況。これは、本年の4月から8月の累計で見たものでございます。こちらの概要は、利用者数で2万9,240人。これは前年同期と比べますとマイナス51.0%。売上だけで4,209万1,000円、これも前年同期比でマイナス68.3%となっております。新型コロナウイルス感染症への対応として実施した全館休業、これは4月25日から5月11日でございますが、利用者側の自粛等の影響によって、前年度と比較して、大幅な利用者減、売上減となっており、経営的には大変厳しい状況となっております。

次のページに参ります。このような中、株式会社ひめかゆでは、収入を確保するための努力を続けています。国の新型コロナウイルス感染症対策助成制度である持続化給付金や雇用調整助成金を申請し、持続化給付金については、交付決定を受けました。また、長期借入金4,000万円、短期借入金2,000万円をそれぞれ借り入れて資金繰りに対応しています。なお、短期借入金につきましては、現在は全額返還済みということだそうです。

### 4、財産譲渡にかかる主なスケジュール(予定)について。

10月19日、本日、市議会全員協議会で説明をいたします。基本合意をしたことと交渉条件等についての説明でございます。

11月16日、次回の市議会全員協議会で説明する予定としておりますが、譲渡の仮契約案、それから議決事項についてでございます。

11月中旬に譲渡の仮契約、最終契約の締結。

12月中旬に市議会での議決を得たいと考えております。設置条例の廃止、適正な対価のない財産の譲渡、修繕に係る補正予算をお願いする予定でございます。

12月下旬、譲渡契約の本契約、最終契約となります。なお、引き渡し日は、協議によって決定をいたします。

それから、交渉等の状況によりまして、議員説明の機会を追加でお願いしたいと考えているところでございます。

5、今後検討を要する課題等。修繕等の市負担及び施工についてでございます。譲渡に伴う修繕等に係る市負担については、今後、市負担の基準を決定して交渉を進めます。

(1)現在、株式会社ひめかゆは、温泉保養施設ひめかゆ関連施設の指定管理者となっております。

す。指定管理期間である令和2年度においては、指定管理基本協定書に基づいて、市は20万円以上の修繕を自己の費用と責任において実施することになっています。この場合は、利用者の安全を確保するために、施設の設置者として緊急に実施すべき修繕であることを判断基準としています。

(2)また、今回の譲渡は、譲渡後においても施設が営業を継続されることを最大の目的としていることから、基本合意書では株式会社ひめかゆに対して、財産の譲渡後5年間は事業廃止及び第三者への資産の転売もしくは営業権の譲渡を行わないこと、これは第3条第3項の規定でございますが、と規定しています。目的実現のため、市としても市民が納得できる基準に基づいて修繕等に係る一定の負担をせざるを得ないと考えています。

以上で資料の説明を終わります。

(小野寺議長) ここで、午後2時20分まで休憩いたします。

再開いたします。それでは説明のありました説明事項の について、ご質問等ありましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 阿部です。4分の3ページにあります上の方のところに、消防設備や建築設備における法令上の適切事項というふうにありますけれども、この部分に関しては、一刻も早く処理すべきじゃないでしょうか。法令上の不適切事項ってなんででしょうか。こういう部分に関しては、今すぐ直ちにでも、しっかりと改修ですかね、修繕していかなければならない事項だと思いますけれども、この点を伺いたいというふうに思います。実は消防の方に聞いたら、お答えできませんと言われましたので、直接聞いてくださいということですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

4,257万1,000円ほど総額で出ておりますけれども、これらの詳細については、議会の方で補正ですか、予算を組まなければいけないということになりますので、後でもいいので、明細についてお知らせいただきたいというふうに思います。

(小野寺議長) 佐々木商業観光課長。

(佐々木商業観光課長) 2点ご質問いただきました。まず1点目の消防設備、建築設備の指摘事項と申しますが、不適の事項ということでございますが、内容につきましては、誘導灯ですとか、非常照明等の器具の劣化ですとか、バッテリー不足等がございます。実際、直接指摘を受けている事項につきまして、少額な部分、いわゆる20万円未満につきましては、指定管理者さんということになっておりますので、やっていただいているところもございますが、それ以外で、例えばバッテリーの部分で、バッテリーっていうのは耐用年数っていうのは大体決められた標準のものがあるものでございまして、これがもう切れていそうなものがあるというようなものを合わせて、指摘事項と、その取りかえたほうがいいよっていうことを含めてのこの金額ということでございますので、基本的には、指摘事項等を受けてすぐ直しなさいっていう部分で、金額が20万円未満については、ひめかゆさん側でやっていただけているものと思っております。ただ、金額が20万以上になりますと、指定管理上からいきますと市の負担と責任でということがございますので、これは相談があった部分については、市で予算措置をして実施すべきものということに考えております。

なお、その部分について、緊急なもの、先ほどの修繕の基準につきましては、市民の方々にも納得られるような基準を作りたいということでご説明申し上げましたが、これによりまして市として、指定管理者さんの現在の状況で、やはり緊急性があるというふうに判断したものについては、今回の12月補正で計上させていただきまして、予算をいただいたすぐに施工に入りたいというような考えでございます。これが1点目でございます。

2点目につきましては、内容につきましての概要は、今日ご説明したとおりでございますが、内容につきまして、ひめかゆさん側からの要望に出ている区分として、資料として後ほどご提供することでいかがかというふうに思います。あくまでも今日ご説明いたしましたこの4,257万1,000円と申しますのは、ひめかゆさん側からいただいた要望の総額ということでございます。ただ、この4,200万円の内訳もご入り用になりたいということでございますでしょうか。そうであれば後ほど資料として。

(小野寺議長) 質問者にお伺いしますが、議決事項に関係するということからすると、ひめかゆと詰めて決定した金額ということによろしいですか。阿部副代議員。

(阿部議員) まずは、要望が出されたところの部分について、そしてそれから協議をされるということになると思いますので、それらについての詳細を、後で議会の方にもお示しをいただければというふうに思います。消防設備、建築設備の法令上の不適切な事項のところ20万円以上の部分ですけれども、とにかく早急に、法令上不適切ではいかなものかというふうに思いますので、そういう施設にお客さんを入れているのかということになりますので、早急に対応をお願いしたいというふうに思います。12月議会でいいんでしょうか。不適切なところ、指摘をされているというところで、軽微なものかもしれませんが、内容がわかりませんが、そういう施設であってはいけないというふうに思いますので、早急に対応をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(小野寺議長) 佐々木商業観光課長。

(佐々木課長) 内容につきましても、精査させていただきまして、本当にこれはもう緊急にやらなきゃいけないというのは、もう12月議会待たなくてもやらなきゃいけない部分もあるかもしれません。これは一つ一つの項目を見ながら対応したいと思います。それから、これは消防さんの報告もあるんですが、実は指摘事項の報告をするときに、例えばいつの時点で、予算で、この辺りに施工しますという報告書があるんです。基本的にはこれを守るように行きたいというふうに思いますので、中身を精査しながら、ひめかゆさんと協議しながら進めたいというふうに考えております。

それから、2点目につきましては、資料を後ほどご提供する形で参りたいと思います。

(小野寺議長) 他にございませんか。廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男です。3点お伺いします。

2ページ辺りですかね。収益還元法の解説、無償譲渡を検討する理由、財産の価値がございまして、収益還元法、対象不動産が将来目指すであろうと期待される純収益から対象不動産の資産価格を求める方法で鑑定評価額が出るという記述ですが、具体的に言えば、今後、儲けが見込めないから、財産、資産もゼロだよっていう、そういう短絡的な読み方でいいのですかということをお尋ねします。

それと、今出ました修繕費の4,200万円ほど。これは要望されたということですが、市民の納得を得てという説明がありました。この市民の納得というのはどのような形でその市民の納得を得られる方法とか、記述とか、あるのかどうかお伺いします。

最後ですが、たびたび民間移譲っていう表現が、確かに株式会社ですから、表面上は民間なんでしょうけど、中身は第3セクターですよ。持ち分は減ったとしても、当然その28%の公的資金が流れるって言えばあれですが、株式は有しているわけですから、完全な民間移譲ではないというふうに思います。それで、市長として今まで説明はあったと思うんですが、完全にその民営化させるために、市はいつかの段階で株を売却する考えが現時点であるのかどうか、ちょっとそこをお尋ねしたいと思います。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 例えばでありますけど、市は決算報告の時に、株を持っている一覧表など出していますね。割合として多いのは水沢テレビですけども。水沢テレビの株主ではあるものの、資産は株式会社水沢テレビが持っているということですから、水沢テレビは、3セクなのかって言えば、どうなのかしらみたいな気持ちもあるんですけども、そのような状況にひめかゆも今度、建物、土地等をお譲りすれば、そういうふうな形になっていくのだろうというふうに思っているところでございます。

3番目のご質問の部分でありますけども、自社発行株を買い取りできるかどうかというふうな部分の問題なんですね。非公開の株でありますので、株式会社ひめかゆ様の役員会をお願いをして、市の株を奥州太郎さんと奥州花子さんに500株ずつ売っていかと、名義を変えていかとということ、我々が太郎さん、花子さんの話はちょっと例えとして稚拙かもしれませんが、我が市として持っている部分を、我が市としてご購入いただく人を見つけて買って



いただくと。その売買を会社で許していただくっていうことになって、株割合を減らすということは、これは、会社法上できる話ではないかと思えます。

それ以上に何かということになれば、ひめかゆは今、かなり厳しい状況ですので、もっともっとひめかゆが利益の内部留保などがあってということで、また違う奥州市の株式の買取というふうなものができるかできないか、ちょっと詳しくはわかりませんが、今の状況からすると、市が持っている株を売買することは不可能ではありませんけども、市としてその買い主を探さなければならないってのが一つ。その売買を、言えば役員会及び株主総会で許していただけるかどうかという辺りのフィルターを経ていくということになるのだろうというふうに思います。ちょっと詳しくないので、もし違っていたら後から訂正はしますが、今私が思っているのはそうであります。

それから、2つ目の質問として市民理解ってどういうことなんだってなれば、これは多分12月議会が遅くても提案日にならなければならないわけでありまして、最終的には、まずこういうことで、こういう金額を出したいと思うがということで、議会の全協にかけて、マスコミを通じてその内容を発表させていただくってのが一つ。最終的にはそれを議案として議会にご提出して、議会のご承認を得るとというのが、市民の代表である議員の皆様、議会にお許しをいただいたという形として考えているということでございます。

残り1件については、担当の方からお話をいたします。

(佐々木商業観光課長) 1点目の収益還元法についての概要でございますが、ここに書いておりますように、基本的に現在の不動産の資産を使って、今後同じような旅館、ホテルを営業した場合に、どのくらい収益が見込めるかといえますのは、収益還元法の考え方でございます。それに照らし合わせますと、現在のひめかゆの施設につきましては、これまでも赤字になっているということもあまして、将来的には、現時点での鑑定評価額はゼロ円になるということで、鑑定評価をいただいたものでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) そのとおりです、1番目ね。ですから今回、体質改善といいますかね、株主を増資しましたと。これからその結果が出ると思うんですが、それでもなお、この収益還元法を見ると黒字を見込めないという認識でいいのですかということです。だから、その評価額はゼロだよと、無償譲渡だよという理屈になるのですかという確認でした。

それと、後の方はわかりました。今回、無償譲渡。今回の修繕費含めると、これで、来年の4月から資産はすべてひめかゆさんに行くわけですから、その後の一切の経費は、市負担は発生しないのだという理解でいいのですか。今日はその議論、基本合意については何ら議論できないのですよね。議論というか説明を受けられないのですよね。これはどっかで、今日はその基本合意文案は資料としてはありますけど、ここではその内容については議論というか、ただすることはできないのですよね。という前提で聞くのですが、いずれここで確認できるのは、民間譲渡ですから、ここで、今回あげるっていうのですから、もう所有権とすれば、あとは一切、市は負担が生じないという理解でいいのですかという確認だけさせてください。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 皆さん、今のご質問の前提条件としてちょっと確認させていただきたいんですけども、最終合意でこういうふうな形で譲渡の内容が決まりましたという、その以後については、どうなのかというご質問として承ればいいですね。その時に何かおまけを付けるのが、これには困るみたいなことの合意がなされれば、その分の約束はおまけとしてつく可能性は否定できないと。言っていることわかりますか。

さらにおまけをつけなければならないような状況が出ればですから、これは最終的に、今ご質問の内容の部分につきましては、ひめかゆさんとの最終合意ができた時点で、もしそれ以上のものが何もなくなれば、最終合意がそれで結構だということになれば、それはもう、所有者が市のものでないものに対して、何らかの相当の理由がない限り、市がそこに対して補助するとか出資するということは、これはあり得ないだろうと思います。もし、株式会社廣野さん

にお譲りして、廣野さんだからこいつは渡した後でも500万円にやっぱなるねみたいな話になったら、株式会社及川さんはふざけんな。株式会社小沢はそれ違うんじゃないかっていうような話ね。非常に稚拙ですけども、そういうふうなことは許されないだろうと。しかし、5年間の約束を守って営業してもらうためにどうしてもつけなければならない何かってことが、現時点ではわからないですよ。全くわかりませんが、そういうふうな部分について、最終合意書に盛り込むか盛り込まないか。それでその盛り込んだ案文を議会として許していただけるか、いただけないかっていうふうなところを経て、その約束が成立するということになるのだろうというふうに思っております。

ですからざっくり言えば、契約ができてしまえば、それ以上の負担は、発生しようがないということに、論理上は成り立つというふうに私は考えていますけれども、今、縷々杖をなんぼもつきましたけども、そういうふうな部分があれば、若干違うところも出てくるかもしれないと、今、これからの交渉ですので、そこのところは少し余裕を持ってお話をさせていただいたというふうにご理解をお願いしたいと思います。

(小野寺議長) 及川副市長。

(及川副市長) 今、これからの具体的な要望事項に対する交渉はこれからなんですが、もしこれからかかるとすれば、例えばですよ、固定資産税、入湯税を、当面、例えば3年間免除するとか、何かその程度のものだと思います。経営を持続してもらうために、どの程度どうなのかは今後、これからの交渉の中で進めていきたいということで、考えられるとすればそういうところかなというところです。

以上です。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) 合意契約書の部分で今日は触れられないので、ちょっと気になった部分がありましたので、後で教えていただければよろしいかと思っております。第3条の内容については後で、ご紹介いたしますか、ご回答いただければと思っております。

以上です。

(小野寺議長) 佐々木商業観光課長。

(佐々木商業観光課長) 今、お話のありました、基本合意書の部分について、直接ご質問いただく場合には、私どもの課に来ていただければ、お答えを申し上げたいというふうに思います。後ほど、お答えを申し上げたいと思っております。

(小野寺議長) よろしいですか。小沢市長。

(小沢市長) 条文の解釈については、うちもひめかゆさんも、顧問弁護士さんとか司法書士さんについてますんで、その専門家のコメントをつけて、ご回答させていただきます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、 のひめかゆ温泉施設等の民間移譲については、以上とさせていただきます。説明者入替えのため、暫時休憩します。

施設使用料と減免基準の見直し案について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、 の施設利用料と減免基準の見直し案について、当局から説明をお願いいたします。千田財務部長。

(千田財務部長) 財務部の千田でございます。施設使用料と減免基準の見直し案についてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、財政健全化に向けた重点的取り組みということで、来年の4月から実施する予定として、これまで事務を進めてきたところでございます。原案につきましては、今年の7月に市民説明会を行いましたし、ホームページ等でもご意見を頂戴したところでございますが、その中では、これまでの進め方に対するご指摘だとか、それから使用料負担の増加、施設間の不均衡、こういったことについて再考を求めていただきたいといったご意見が多数あったということでございまして、それを踏まえての再度検討を行ってきたという状況でござ

います。

今般、修正案がまとまりましたので、今日この後ご説明をさせていただき、議員の皆様からご意見等を頂戴したいというふうに思います。よろしくお願いたします。それでは、担当の主幹の方からご説明をさせていただきます。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) それでは、資料に基づき説明させていただきます。

1の趣旨につきましては、ただいま部長から説明があったとおりでございますので、省略させていただきます。

2の見直し案の修正の概要でございます。(1)各種施設のうち、特に、市民利用の頻度が高い、地区センターの使用料単価につきましては、会議室にあっては当初3分の2に、そして体育館にあっては、当初案の2分の1に引き下げるよう調整し、市民の負担増加を緩和したという状況でございます。

(2)使用料の減免につきましては、共通基準においてスポーツ少年団が、当初案よりも優遇されるよう調整したほか、地区センターにおいて地区活動を行う団体が優遇されるように調整いたしました。

それから(3)同種の施設間、特にスポーツ施設における使用料の不整合不均衡については、特別の理由がない限り、当該同種施設の中間値をベースとして統一するよう調整いたしました。なお、ベースを中間値とした結果、逆に当初案よりも逆に負担が増えるという施設も生じております。これら3点につきましては後ほど詳しく説明いたします。

(4)上記のとおり所要の調整を行った一方で、受益者負担の原則に基づき、実際の施設利用者に広く負担を求める基本的な考え方は変えず、また、実施予定時期の令和3年4月を延期しないというふうにいたしました。

それでは、順次説明して参ります。3、進め方に対する指摘への対応でございます。先の説明会におきまして、提案が性急すぎるなど、進め方に対する不満を示す意見がありました。その対応を次のとおりとしますということで、この部分は、前回の8月の全員協議会で説明済みのところでございますが、改めて説明いたします。

(1)当初予定していた9月議会への提案は見送りまして、12月議会への提案を目指します。

(2)修正した案につきましては、再度市民説明会を10月下旬から実施いたします。詳細については後ほど説明いたします。

(3)同時に説明すべきとの要望があった学校施設開放事業の見直しに関しましても、上記説明会で併せて説明することといたします。これにつきましても、内容について後ほど説明いたします。

4の負担増に対する意見への対応でございます。先の説明会におきまして、負担が大き過ぎるなど、負担増反発する意見を沢山頂戴いたしました。これを踏まえて、次のとおり当初案を修正いたしますということで、ページを進んでいただきたいと思います。大きくは2点ございます。

(1)が、地区センターの使用料負担水準の引き下げでございます。ア、使用料区分の昼夜別を廃止した後の統一単価、これ、体育館はちょっと別なんですけども、につきましては、現行の夜料金ではなくて、より低い昼料金の単価を採用することといたしました。それから、イ、体育館の単価につきましては、スポーツ施設の体育館における統一語の単価、これも後ほど説明いたしますが、整合を図ることといたしまして、大幅に引き下げることといたしました。ウ、水沢地区センターの多目的ホールなど通常の体育館ほどの面積を有しない施設について、これまでの体育館使用料よりも割安な単価による新たな適用区分を設けました。

ということで、その使用料単価の表が掲載しております。一つは会議室につきまして、現行は昼間200円、夜間300円ということで、当初案では、これの高い方に合わせたいということで設定しておりましたが、いろいろやっぱり高いと、ちょっと負担が大きいというご意見ありまして、逆に昼料金の方に合わせたと、結果的に3分の2になったということでございます。これ、会議室の100平米以上が大きい会議室になりますけども、これについては、その場合の昼

間400円、夜間600円のところ、一律400円というふう最終的にはしたいということでございます。それから体育館の区分でございます。現行では昼間800円、夜間1,200円ということで、当初案では1,200円ということをお願いしようと思ったんですけども、なかなかやはりこれも負担が大きいということで、体育館につきましてはスポーツ施設の対価の水準に合わせまして600円、まず半分ということにいたしました。そのほかに体育館とまでも呼べない、それよりもちょっと面積の小さい400平米未満というホール、多目的ホールとか、あとは後藤伯の講堂であるとか、そういった部分については、やはり普通の体育館と同じというのもバランスが悪いというような意見もございまして、そこについては新たな区分を設けまして、さらに100円安い500円という新しい区分を設けて、4段階といいますか4区分ということで、今回直したということでございます。暖房使用料、照明使用料につきましては現行のとおり、当初案でも現行のとおり据え置きとしていましたので、ここについては修正していないという状況でございます。

次に、(2)の減免基準における対象範囲の拡大等でございます。ア、共通減免基準における修正の状況ということで、追加又は変更した部分のみの一部抜粋というふうになっております。集会施設等とスポーツ施設共通で適用される減免基準について次のように修正しますということで、全免というのが全額免除、利用者の負担が0%、2分の1減というのが半額、2分の1に減額して、利用者負担50%。ちょっと紛らわしいですけど、なしというのが、減免なしという意味で、利用者負担が100%というものでございます。

の市内のスポーツ少年団（少年団本部の登録団体に限る）という区分を新たに設けております。基本使用料につきましては、現行も当初案もすべて全額免除ということで、修正案も同じようにここは修正ありません。付加使用料の方なんですけど、現行では全額免除でしたが、当初案では、せめて付加使用料だけは全額いただきたいということで減免なしというふうにしておりました。これにつきまして修正いたしまして、2分の1の減額ということで今回修正したものでございます。その理由といいますか、説明がその下に書いております。負担増を緩和するため、基本使用料の単価を引き下げましたが、中学生以下の団体はもともと基本が全額免除のため、この恩恵がございません。これを踏まえまして、頻回に利用する団体への配慮として、スポーツ少年団に限り、付加使用料の負担をさらに半額としたということでございます。大人の特に高齢者の団体でしたけど、週に3回とか4回とか使うところがありまして、とても負担が大変だということで、先ほど言ったとおり基本使用料は1,200円のところを600円に半分にしました。ところが、スポーツ少年団はもともと基本使用料は全くゼロだということで、そうすると、基本使用料を下げて全然それが影響ないと、全く下がらないということで、スポーツ少年団さんも付加使用料だけとはいえ、やはりその週に3回も4回もやるとかなりの負担だということもございまして、そこに配慮して付加使用料について2分の1にするというような考え方でございます。

それから、の障がい者で構成する団体に加えまして、障がい者を支援する団体、この下線の部分、これを追加したということでございます。この団体につきましては基本使用料は全額免除で付加使用料だけは、頂戴したいという考え方でございます。

それから、が市内の団体が協働の提案テーブル合意による協働事業で使用する場合ということで、これも新たな区分の新設でございます。市と共催する事業であれば、全部付加使用料も含めて全額免除になるんですけども、そこまではいかなくとも、市で協働の提案テーブルという枠組みの中で、市が応援すべき事業だというふうな認定がなされれば、その分について基本使用料を免除するというような考え方でございます。

それから、市内の公益法人、社会福祉法人、NPO法人が公益等の目的で使用する場合、基本使用料につきまして、当初案では今まで全額免除だったんですけども、2分の1の減額をお願いしたいというふうにしておりましたが、ここにつきまして、市の方で何といいますか援助しているそういう公益法人とかが、そこから料金もらうというのは考え方が逆行しているんじゃないですかというご指摘を受けまして、ここにつきましては修正案として現行と同じように全額免除ということで、その代わり付加使用料につきましては、今までどおりということ

で修正せず、付加使用料だけは頂戴するというので、現行と全く同じ取り扱いというふうに修正しております。修正後の減免基準表の全体につきましては、この資料の末尾に記載しておりますので後ほどご確認いただきたいと思っております。

では次のページに参りまして、3ページでございます。イの地区センターに限る減免ということでございます。地区センターが担う役割に配慮いたしまして、共通基準に加えて、さらに次の優遇措置を設けますということで、が市内の地区団体のうち、地区運営に関する活動をする団体、地区振興会の構成組織等ということになりますけれども、これらが当該地区の地区センターを使用する場合には、基本使用料、付加使用料とも全額免除ということで、ここは変わりません。ただ米印、ハコ書きになっていますけれども、減免基準表の整理に伴いまして共通基準表の方から、この表の方に移行したものでございますが、団体の考え方に変更はないんですけれども、前の当初案の際には、その団体がどこの地区センターでも該当になるというような考え方だったんですが、ちょっとそこを修正いたしまして、当該地区の地区センターに限るというふうな限定を加えております。考えてみますと、その地区団体、地区を拠点として活動する団体さんがよその地区センターに行くということは想定しづらいということもありまして、地区センターの役割を考えればこういう限定というのが当然だろうということで見直しております。

それから、下の、が新しく加わった部分でございます。が市内の地区団体のうち地区の課題解決に取り組むなど、地区の発展に寄与する団体が当該地区の地区センターを使用する場合。それから、芸術文化団体、市の芸術文化協会の加盟団体に限りませんが、これが使用する場合には、基本使用料当初案では2分の1減額でというふうにしておりましたが、修正案におきましては全額免除でお願いしたいというふうに修正しております。付加収入につきましては、修正無しで変わらず当初案のとおり減免無しでお願いしたいというふうなお願ひしております。

その下に団体区分の補足ということでございます。

の団体が、地区振興会のほか、その構成組織、これに準ずる組織ということで、当該地区の地区運営を実践している団体を対象としますということで、具体例で振興会の何々部とか自治会、交通安全協会何々分会、地区交通安全母の会、公判協会自主防災組織、いろいろ並べております。ここにつきましては、当初案と考え方は変わらない部分でございます。

それから、の団体でございます。地区で活動する団体のうち、以外の団体で、地区運営には直接的な関わりがなくとも、地区の課題解決に取り組むなど地区の発展に寄与する団体を対象として減免したいということで、具体例といたしましては、伝統文化の継承を行う団体、それから子供の健全育成を行う団体、そういったところを想定しております。

それから、の団体でございます。芸術文化の振興を図る団体を対象といたしまして、現行の運用を引き継ぎまして、市の芸術文化協会の加盟団体に限るというふうにしております。なお、活動内容の特性によりまして、和室や音楽室など利用できる施設が限定されることから、地区団体との要件は設けないこととしました。ということで、芸術文化ということですので、必ずちょっとピアノが欲しいとか、和室がなければならぬとかという施設が限定、制限されるということがございまして、そういった施設が各地区にすべてそろっているということでもないものですから、ちょっとその地区ではなく、他の地区に出かけて活動せざるを得ないような状況も想定しまして、地区団体という要件を設けていないということでございます。

それでは、次のページに進んでいただきまして、5が施設間の均衡を求める意見への対応でございます。先の説明会では、使用料のばらつきなど施設間の均衡を求める意見がございました。

これを踏まえて次のとおり当初案を修正いたしますということで、(1)体育館の単価の修正でございます。アがスポーツ施設体育館について、ばらつきのある現行単価の中間値を基準として単価を統一いたしました。ただし、施設規模や機能が異なるZアリーナ、江刺中央体育館、江刺西体育館は、この限りではありませんということでございます。

イが体育館の照明使用料については、面積が800平米以上の場合は300円に、これ未満の場合

は200円を基準として統一いたしました。なお、スポーツ施設体育館は、すべて800平米以上のため一律300円ですし、地区センター体育館は、すべて800平米未満でございましたので一律200円というふうになっております。

それから、ウで学校施設の開放事業でございます。他の施設との整合を図る観点から、施設使用料に相当する利用料の負担を求めることとします。今までは無料だったんですけど、これからは頂戴したいということです。この場合における学校体育館の単価につきましても、統一したスポーツ施設体育館及び地区センター体育館の例に準じる扱いとしたいということでございます。統一後の各施設の使用料単価ということで表にしております。修正のないZアリーナについては、記載を省略しております。

施設使用料につきましては、個々に見ていただければわかるのですが、大きな大会に対応できるような中央体育館、西体育館っていうのは、1,200円ということに統一しましたが、それ以外の施設につきましては、すべて600円ということで統一したところでございます。この結果、今までばらつきがあったんですけども、修正した結果、逆に高くなる施設も生じるということでございます。照明の使用料につきましても基本的には300円ということで低い方に合わせておりますが、これも中には若干ではございますけれどもアップしている、単価増になっている施設があるとそういう状況でございます。

それから次のページに参りまして、5ページでございます。(2)野球場の単価の修正につきましては、野球場につきましては、各施設の規模や機能に差がありまして当初案の使用料設定が妥当だということで、ここについては修正していないということで状況でございます。

(3)陸上競技場でございます。これも、前沢のいきいきスポーツランドが、胆沢の陸上競技場、江刺の中央運動公園の陸上競技場の単価より10円だけ高かったんですけども、これも差を設ける理由がないというふうに判断いたしまして、低い方に統一したということでございます。

(4)の多目的グラウンドの単価の修正でございます。前沢スポーツセンターのグラウンドについて前沢いきいきスポーツランドと同額となるように修正したという内容でございます。それからイとして、新たに負担を求める学校施設の開放事業の学校グラウンド、これの利用料につきましても、上記と同額の単価に設定したということでございます。ただしということで照明使用料に相当する利用料につきましては、施設によって灯数とか性能に差があるということで、今設定している現行単価の10%増で設定をしたという状況でございます。その状況この表に記載のとおりでございます。

次のページに参りまして、(5)テニスコートの単価の修正でございます。これも施設管理ばらつきございましたので、江刺カルチャーパークの単価で統一しております。そして上記の単価統一に合わせて、胆沢農村広場のテニスコートの照明使用料も、一部、この施設だけ違っていたので、その単価も統一したという状況でございます。それからウとして学校施設の開放事業の利用料についても、同じ考えで設定したということにしております。これも施設使用料について220円で統一したという内容でございます。

(6)が相撲場の単価の修正です。ほとんど利用はないんですけども、これも単価に差のあった2施設について、金額の低い方に統一したということで、胆沢農村広場の相撲場が、270円から110円に修正しているという状況です。

(7)その他スポーツ施設の単価の修正ということで、プール、パークゴルフ場及び武道館等につきましては、当初案から変更はしていないという状況でございます。

次のページに参りまして7ページでございます。6、見直し後の利用者負担の例です。ケース1がスポーツ少年団、登録団体が地区センター体育館を夜間に2時間使用した場合でございます。一番上が現行で、全額免除ということでございましたのでゼロということでしたが、当初案では、付加使用料分だけは頂戴したいということで、200円の2時間で400円、負担割合100%ということで、400円新たに発生しますということにしておりましたが、修正案におきましては、付加使用料分400円を、負担割合50%、半額ということにしましたので半分の200円という状況でございます。

それからケース2、趣味サークル団体が地区センターの会議室を冬季の日中に2時間使用し

たという場合の例でございます。現行でも、付加使用料分の暖房代はちょうどしておりまして、1時間100円の2時間で200円ちょうどございました。当初案ではこれにプラスして、基本使用料が300円の2時間で600円、これの負担割合が半分ということで300円がプラスになりまして、合計500円ということで当初提示しましたけれども、修正案におきましては、基本使用料分の会議室の単価を300円から200円引き下げましたので、2時間で400円の、その半分で200円ということで、修正により100円低くなったという状況でございます。

ケース3が、スポーツ同好会、大人の団体が、地区センターの体育館を夜間に2時間使用した場合でございます。現行でも照明料基本使用料の照明料をいただいておりますので、200円の2時間、400円頂戴しておりました。当初案につきましてはこれにプラスして、基本使用料が1,200円の2時間の2,400円、これの半分、半額を頂戴したいということで、1,600円と、合計1,600円ということで設定しておりましたが、修正案におきましては、基本使用料分を、単価を引き下げまして、体育館半分の600円ということで、これの2時間1,200円の負担割合は変わらず、50%で600円が加算になって、合わせて1,000円ということで、これも現行と当初案のちょうど中間の数値というような状況になっております。

7番が市民説明会の開催でございます。次のとおり、利用団体を主な対象とした市民説明会を改めて開催したいと思っております。日時につきましては10月28日からになります。28日が胆沢、29日が前沢、30日が江刺というふうになります。そして11月2日に水沢地区センターで夜行いまして、翌日、3日が祝日なんですけど、夜来られない人のために昼三つ、午前中に一コマ設けております。そして11月4日は衣川ということで、5会場で6回の説明会を開催したいということでございます。周知の方法でございますが、準備が整い次第市のホームページで説明会開催の告知、説明資料の掲載等でございますということで、開催日の告知だけはもうすでに先行して、ホームページ載せております。これから後、今日の意見なんかも踏まえながら説明資料の方を最終的に整理しまして、掲載したいという状況でございます。そのほかに、として、地区センターやスポーツ施設等を通じて、定期利用団体等に、個別に案内文書を送付いたしまして、その際説明資料も添付するというので、仮に説明会に出席できない場合でも、内容をご理解いただけるように配慮するというふうにしております。ここに書いてありませんが、あと、今月の広報本号の方で、この説明会の告知をしております。

8、今後の主なスケジュールということで、(1)11月、来月中旬に使用料等の適正化調査検討委員会からの意見聴取を受けまして、それを踏まえて最終案をまとめまして、11月下旬に、12月定例会の使用料改正条例案の上程をしたいというふうに考えております。

最後のページになります。別紙ということで、集会施設とあとスポーツ節の統一の減免基準を、先ほどは一部でしたので全件をここに載せているという状況でご確認をいただきたいと思っております。あと資料にはないんですけど、かなり負担が大きいのというふうに配慮して大分単価とか減免とか見直しました、修正いたしました。スタートする時には、単年で1億円ちょっとの、1年で1億円ちょっとの増収と言いますか、目論んでいたと言いますか、考えていたんですけども、この調整の結果、全くちょっと概算でまだ粗い試算なんですけど、大体年間で3,000万円程度の増収、増える額が3,000万円程度になるかなということ、大分譲歩した形にはなっております。ただ、やはり金額が目的というよりは、やはり市民の方の意見も踏まえながら整理した結果ということでご理解を賜りたいというふうに思っています。

説明は以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明いただきましたことについて、ご質問等ありましたらお願いいたします。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 2点伺います。今回の付加使用料ですが、ほとんどいただくことになります。この付加使用料で大きく言うところの光熱水費の大体何%ぐらいに当たるかっていうのか、試算しているとすれば教えてください。

それと今、最後に説明があった6月でしたか、5月でしたか、財政健全化重点項目使用料と減免基準の見直しで、まあ3年間で3億3,000万円。これを見込みますと、財政を立て直しますと、不転換の思いでやるよと。今の話は、3,000万円になるってということは、要は、1億

1,000万円ですから、7,000万円、結局入らないっていう話ですね。その7,000万円ってことは2年間で2億1,000万円、これは何かで手だてをするという、別立ての考えもあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) それでは、1点目の負荷使用量実際の光熱費と比べてどうかということでございます。正確な集計っていうのは取れてないんですけども、例えばということで、水沢地区センターの状況をお話しいたしますと、年間で経費が1,800万円ほどかかっています。そのうち、光熱水費が400万円ほど、420万円くらいが光熱水費ということでございます。実際に、今現在は、利用料金が120万円くらいしか収入になっていなくて、400万円と比べても全然足りない状況でございます。これが、今回減免の方を見直したり、単価も変わって、単価が下がっているんですけども、そういった見直しを行って、大体概算なんですけども、大体二百数十万円から350万円くらいになるんじゃないかなというような見立てになっています。マックスで増えたとしても、せいぜい350万円くらいで、実は、まだ光熱水費と比べれば、これ、基本使用料も含めてなんですけど、基本使用料と付加使用料含めても、実際に入ってくる使用料の収入は300万円、多くても350万円程度ということで、やっぱり光熱水費の400万円にはまだ届いていないという状況です。

それから2番目が、今回当初の目論見よりは大幅減ったということで、そこを別の手立てで、何とかしなきゃ駄目だということで、全体の枠組み自体は変わっておりませんので、何とか当初考えていた1億1,000万円に近いところ、先ほど3年間で言えば2億1,000万円というところを、もう何か別の手だてで考えなきゃ駄目だということで考えてはおりますが、具体的に何をやるんだというのは、ちょっとこれからの検討ということで、今具体的な手だてをしゃべられる状況ではないということでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。6番、高橋浩議員。

(高橋浩議員) 6番、高橋浩です。内容を見ますと、随分当初案に比べて、非常にご苦労なされて、縮減したんであろうということを感じるところでございます。そして、説明いただいたところでは、当初案は1億4千、5千万円の効果があるというお話でしたけれども、実際はこう修正したことによって、3,000万円前後くらいになってしまうというようなことが、ただ今ご説明いただきました。そこで、2点ほど質問させていただきます。

この説明の中で、今回の値上げ等も含めてですけども、やはりその受益者負担の原則に基づいたようなことで、そのまま利用者さんの負担をお願いするというようなことから、増額ということが始まったわけですけども、もしこの受益者負担をということで訴えて、またこのように注目されて、改めてその修正案を出して、また説明するということになれば、4月から、新年度からこれを施行するに当たって、例えば、現在の各施設の修繕が必要であったり、使えない部分の補修とか保全、そして安全確保とかいうところも、利用者側に受益者負担を求めるのであれば、管理者側の方としても責任を持って、使用者側の方の安全であったり、その修繕、そして、使える範囲をきちんと守るっていうような責務も発生してくるのかと思います。その辺の財務当局での対応、直接の担当はまちづくり部かと思いますが、スポーツ関係、施設、いろんなこと、直接はまちづくりかもしれませんが、財務当局としての予算づけをどのように考えているかをお尋ねいたします。

それともう一つは、前回の当初の説明の時には、ある会場ではその説明者側の、執行部側の方の説明する体制についての指摘もあったように受けております。今回の説明の場合の説明体制の詳細、今計画等ありましたらば、その辺についてお尋ねをいたします。

(小野寺議長) 羽藤財政課長。

(羽藤財政課長) 1点目は私の方からお答えしたいと思います。修繕についてもですし、利用者の安全性という部分については、十分に配慮していくということで考えておりますけれども、予算措置については、その収入の部分も踏まえまして、この分を措置できるように努力して参りたいというふうに思います。



以上です。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 2点目の次の説明会の体制ということでした。前回確かに、こんな話をするのに課長ごときが来て説明するのかというご意見を頂戴いたしまして、今回の説明会では、新田副市長をはじめといたしまして、財務部の部課長級、そして協働まちづくり部の部課長級という万全の体制で臨んで、これが、こちらの気持ちとしてはもう最終案ですと、これ以上は何ともなりませんということで、何とかここはこれ以上押し戻されることがない形で、万全の体制で進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 高橋浩議員。

(高橋議員) 私もこの体制とこの内容であれば、受け入れていただけるのかなあという感じもしております。ただもう一つ、やはりどうしても利用頻度が高い施設については、どうしても修繕が、壊れたりする部分も非常に多くなってきます。特に、中学校とか高校の部活動で、非常に利用される施設もあるようでございます。そうしますと、利用者の延べ人数はすごく高いんですけども、収益自体は、減免等によってほとんど無いところもあるやに伺っております。そういうところも、例えば、修繕ですとか、そういうものの財政的な補填であったり、そういうことも今後、考慮されたら、より良い施設管理ができるのではないかと思います、その辺の所感を伺って終わります。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 今、議員さんからご指摘あった件でございますが、私どもも同様の認識ではおります。そういった状況を踏まえて、改めて適正な予算化なりを検討して参りたいというふうに思います。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 13番及川ですが、先ほど値上げの根拠は、消費税だとか様々あったんで、その根拠が変わってしまったということになるんですが。そうすると、先ほどおっしゃったように地区振興会、地区センターごとに費用かかっているわけですね。実際にいただいたところは少ないとなってくると、これは、何年かおきにまた値上げせざるを得ないというふうな判断が推測ができるんですけども。とりあえず今回はこうだとしてもですよ、今後どうするんだと、これほど下がるなら、また値上げするのかと。何年間かおきに、見直すのかと。

例えば、北上は3年間でやっているわけですよ、見直し。必ずかけているんですよ。今回7年間ほっといて、急な話ですから、これは問題になります。ただ今言ったように、付加使用料に関しては、まず1点、客観的資料出していきたい。先ほどおっしゃったように、どこだかの地区センターの1か所でしょ。全部わかるはずなんです。地区センターごとに全部、毎年出しているんです。これを出してくれと。前にも話したんですけども。地区センターも全部出しているんですよ。それはまちづくり部ですけどもね、把握しているのは。ところが、いまだかつてそのトータルの使用料、例えば、地区センター30地区全部の使用料がどうなっているとか、付加使用料どうなっているか、全く出てこない。従って、その根拠になるはずなのに、根拠にしていけないわけですよ。今言ったのは出てないんですね。まちづくり部で毎年おさえているはずなんです。だから、それを何でその根拠にしないで、下手したら毎年上げるってことなりかねないので、まずお伺いしたいのは、その地区センターごとの使用料に関していつ出るのか。これ、30地区に関しては少なくともすぐ出ますよ。毎年出していますから。これいつ出すのか、まずお伺いしたい。

それから、今後どうしたいのか。見直しの計画があるのかないのか、或いは、そういうふうなことをしない、単なるこれで終わりなのか。長期的に見れば、その差額がどんどんどんどん、当然変わってくれば、見直しせざるを得ないわけですから。それは、今回の値上げの際に言っておかないと、また7年おかれて、また値上げとなったら、これは大変ですよ。その見直しについてどう思うか、この2点についてお伺いします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) まずは、その単価の設定の根拠という部分でございました。光熱水費の金額を全額、例えば、全額回収するように使用料の単価を設定するといったような考え方は、持っていません。というのも、付加使用料というのは、利用者の方が使ったことによって増加する部分というふうに捉えておられて、例えば、電気料金で言えば、使っていなくても基本使用料とかは発生するわけですし、事務所の方で電気料もかかっているものですから、かかった電気代をすべて、使用者に利用者へ転嫁するというような考え方ではなくて、やはりそこは、実際の体育館を、例えば、1時間使った時に照明代が幾らになるかというようなことでベースは積算しておりましたので、ですので、施設に調べればすぐそれはわかるんですけども、それを示したところで、それが料金の直接の根拠になるというものではないということをちょっとご理解いただきたいというふうに思います。

ちなみに、今日の資料には無いんですけども、住民説明会の際には、施設管理の現状ということで、合計ですけども、地区センターで管理費の支出が全部で3億2,000万円くらいあるんですけども、それに対して実収入額が600万円くらいしかないというようなことも、グラフで示しながら、本当に一部しかもらってないんですけども、そういうような現状は、住民の方にはちょっと伝えたいというふうには思っております。

それから2点目の部分の今後どうするんだということで、これも特に当初案から修正がなかったもので、今日の資料では省略しているんですが、当初案でも、今度からは3年ごとに、3年おきにしっかり単価を見直していきますというふうにしておりました。その時の単価の見直しというのは、基本的には、やっぱり物価上昇率とかそういったところを反映させてというふうに考えておりました。3年ごとにやるのは、少なくともその見直しだけは必ずやるということにしております。

あともう一つ大事な視点が、やはり他市町村とのバランスというのもちょっと考えておられて、今の単価が、大体よそのここら辺の近隣の自治体とほぼ同じような水準の料金になっております。ですので、何をもちょうどという単価設定、根拠にすれば理想的なのかというのは、なお研究していかなきゃならないですけども、とりあえず時期としては、3年ごとには見直してくということだけは決めて、それも住民説明会でしっかり伝えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 別に私はその全額を、例えばね、上がったものを、必要なものをね、付加しろと言っているわけじゃない。ただ、根拠が余りにもいい加減すぎると言っている。ある時は物価上昇率あたり、あるときはその実質の電力とか或いは実質のお金ですね、であったりするという意味では、コロナ変わるような気がするんですよ。基本はどのくらいいただくかは別ですよ。水道光熱費が実際かかっていると。それに対して10%なり、5%なり、それは、比率の問題ですけども、ただ、根拠は正確に示されなきゃならない。

実はこれやれば、結果としてはね、やっぱりいろんな団体の活動がね、鈍ってくるんですよ。当然値上がりしますから。それ、要するに協働のまちづくりの目玉であるね、NPO団体、他の団体も活性化しようという話からすると、逆行するんですね。同時にそのまちづくり部ってのは、水道光熱費の把握も全部しているわけですよ。その中で、こういうものはどうあるべきかっていうのはね、本当は協働の指針が出ればよかったんですが、出ていませんけども、見直しのね、協働まちづくりにとってどうなのかっていうことをね、値上げの問題も関わるので、本来で出すべき方針なんですよ。単純で財政問題起こし出すだけだと、これは、結果としては、やっぱり活動はしにくくなりますよ、付加するから。

だから、今回の値上げの問題だけで出すのは、本当はよろしくないんだけども、逆転していますので。協働のまちづくりの見直しに本来入れるべき問題で、入ってないし、出てないので、こうなっちゃうんですけども、せめて根拠だけは、まちづくりで作っているものの考え方、これを根拠で出さないとだめですよ。

だから、要するに、これによってまちづくりも不活性化する。要するに、しにくくなるって

ことはないということと言わなきゃ駄目ですよ。そうしなければ、まちづくり部長が来たって同じですよ、これ。財政の問題出すだけだという話になっちゃう。その視点で、水道光熱費もそう、使用頻度もそう、ましてやこれ煩雑になる可能性もあるわけですよ。地区センターもこんな細かい、キャッシュカードならいいですけどね、これを現金でどうのこうのやって、大変な話なんですよ。そういうことが、まちづくりにとって非常に良くないんで、本当は、本来そういう視点でやるべきなんだけども、せめてその根拠だけはね、もうちょっと明らかに。協働のまちづくりと協力し合って、こういうまちを作るのにこれは欠かせないことだということを出さないとまずいんじゃないかと思うんです。いかがでしょう。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) ただいまのご意見、おっしゃられていることは十分によく理解できるのですが、一番最初の、そのスタートといいますか、ベースが本当に旧市町村当時の単価からそのままずっと引きずってきていると。付加使用に関しては実費なので、別の計算なんですけども、ある程度根拠は示せるんですが、その基本使用料の部分に、なぜこの施設がこの単価なんだってというのが、確かにずっと旧市町村の時代から引き継いできて、それを統一して、低い方に合わせたりというようなことで、今の姿があるというふうに捉えておりました。

確かに、しっかりその根拠を示さなきゃ駄目だという考え方はわかるんですが、ただ、何が根拠になるのか、何が正しいのかというのも、正解があってないような、確かに根拠を示さなきゃ駄目だというのはそのとおりだと思います。今の考え方は、いずれ旧市町村当時の施設、設備で、当時の単価をそのまま確かに引き継いでいるという考え方でできているという状況でございます。次は3年間ごとに見直すということにしておりましたので、次の課題のかなというふうに捉えております。

以上でございます。

(小野寺議長) よろしいですか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の施設使用料と減免基準の見直し案については、以上とさせていただきます。

以上で説明事項6項目は、すべて終了いたしました。当局の皆さんは、退席していただきます。ありがとうございました。

(2) 報告事項 (以下略)

# 奥州市議会全員協議会

日時：令和2年10月19日（月）

午前10時

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の対応状況について
- ② 公立幼稚園に係る令和3年度入園児募集内容の変更について
- ③ 令和3年度からの水道料金について
- ④ 令和3年度からの水道料金収納等業務委託に係る最終受託候補者について
- ⑤ ひめかゆ温泉施設等の民間移譲について
- ⑥ 施設使用料と減免基準の見直し案について

(2) 報告事項

岩手県競馬組合議会臨時会(10/13)

報告者：菅原由和 議員

4 そ の 他

5 閉 会

## 新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について

### 1 経過報告（令和2年9月24日開催 全員協議会以降）

#### （1）対策本部会議等の開催状況

- ・10月12日（月） 第4回奥州市国民健康保険臨時診療所運営委員会

#### （2）奥州市国民健康保険臨時診療所（奥州金ヶ崎発熱外来診療所）の診療状況

| 月   | 診療日                        | 診療実績         | PCR検査結果 |
|-----|----------------------------|--------------|---------|
| 6月  | 4 ⑨ 11 16 ⑮ 23 25 30       | 2日（診療予約なし6日） | 全て陰性    |
| 7月  | ② ⑦ ⑨ ⑭ 16 ⑰ ⑳ ㉓           | 7日（診療予約なし1日） | 全て陰性    |
| 8月  | ④ ⑥ ⑪ ⑬ ⑱ ㉒ ㉕ 27           | 7日（診療予約なし1日） | 全て陰性    |
| 9月  | ① ③ 8 10 ⑮ ⑰ ㉒ ㉕           | 6日（診療予約なし2日） | 全て陰性    |
| 10月 | 1 ⑥ ⑧ ⑬ ⑮ 20 22 27 29      |              | 全て陰性    |
| 11月 | 3(休) 5 10 12 17 19 24 26   |              |         |
| 12月 | 1 3 8 10 15 17 22 24 29 31 |              |         |

※ 診療日の「○囲い数字」は、診療予約あり。 網掛けは、今後の診療予定日。

#### （3）岩手県内の陽性者に関する情報

（10月15日12：00現在）

| 区分    | 年代    | 性別 | 居住地         | 判明した日  | 備考                   |
|-------|-------|----|-------------|--------|----------------------|
| 第25例目 | 40代   | 男性 | 盛岡市         | 10月13日 |                      |
| 第24例目 | 20代   | 女性 | 滝沢市         | 10月3日  | 県外患者（職場関係者）の濃厚接触者    |
| 第23例目 | 40代   | 男性 | 県外（勤務地：奥州市） | 9月4日   | 第20～22例目の接触者（職場関係者）  |
| 第22例目 | 40代   | 男性 | 県外（勤務地：奥州市） | 9月1日   | 県外患者（職場関係者）の濃厚接触者    |
| 第21例目 | 20代   | 男性 | 県外（勤務地：奥州市） | 9月1日   | 県外患者（職場関係者）の濃厚接触者    |
| 第20例目 | 20代   | 男性 | 県外（勤務地：奥州市） | 9月1日   | 県外患者（職場関係者）の濃厚接触者    |
| 第19例目 | 60代   | 女性 | 遠野市         | 8月26日  | 第13例目の患者の濃厚接触者       |
| 第18例目 | 60代   | 男性 | 遠野市         | 8月26日  | 第13例目の患者の濃厚接触者       |
| 第17例目 | 10歳未満 | 男性 | 遠野市         | 8月26日  | 第13例目の患者の濃厚接触者       |
| 第16例目 | 30代   | 女性 | 遠野市         | 8月26日  | 第13例目の患者の濃厚接触者       |
| 第15例目 | 20代   | 男性 | 遠野市         | 8月26日  | 第13例目の患者の濃厚接触者       |
| 第14例目 | 20代   | 男性 | 盛岡市         | 8月26日  | 第13例目の患者の濃厚接触者       |
| 第13例目 | 20代   | 男性 | 盛岡市         | 8月25日  |                      |
| 第12例目 | 50代   | 女性 | 久慈市         | 8月23日  | 第6例目の患者・第7例目の患者の同居家族 |
| 第11例目 | 40代   | 女性 | 盛岡市         | 8月20日  | 第10例目の患者の濃厚接触者       |
| 第10例目 | 40代   | 男性 | 盛岡市         | 8月19日  |                      |
| 第9例目  | 60代   | 女性 | 久慈市         | 8月16日  | 第8例目の患者とバス運転業務中に接触   |
| 第8例目  | 50代   | 女性 | 久慈市         | 8月13日  |                      |
| 第7例目  | 10歳未満 | 女性 | 久慈市         | 8月7日   | 第6例目の患者の濃厚接触者        |
| 第6例目  | 20代   | 女性 | 久慈市         | 8月6日   |                      |
| 第5例目  | 40代   | 男性 | 雫石町         | 8月5日   |                      |
| 第4例目  | 40代   | 男性 | 北上市         | 7月31日  |                      |
| 第3例目  | 40代   | 男性 | 矢巾町         | 7月30日  | 第2例目の患者と飲食を共にした方     |
| 第2例目  | 30代   | 男性 | 宮古市         | 7月29日  |                      |
| 第1例目  | 40代   | 男性 | 盛岡市         | 7月29日  |                      |

## 2 第4回 奥州市国民健康保険臨時診療所運営委員会

インフルエンザ流行時における診療体制について協議を行い、下記のとおり決定しました。

### (1) インフルエンザ流行時に備えた診療体制について

- ・インフルエンザ及び新型コロナウイルスの両検査に対応した診療体制とする。
- ・インフルエンザ検査、PCR 検査の実施については、患者の症状に応じて医師の判断により決定する。

### (2) 今後の運営体制について

- ・診療日：毎週火曜日、木曜日の週2日間 【変更なし】
  - ・診療時間：妊婦 PCR 検査 12：30～13：00 【新規対応】  
一般（PCR 検査） 13：00～15：00 【変更なし】
  - ・人員体制：医師1名、看護師・検査技師等2名、事務等その他スタッフ複数名 【変更なし】
- ※ インフルエンザの流行状況により、診療予約数が多くなった場合は、診療時間を延長して対応することを検討する。

## 3 今後のスケジュール

- ・10月23日（金） 第22回岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・10月26日（月） 第16回岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部奥州地方支部委員会議
- ・10月27日（火） 第22回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 1 生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）／住居確保給付金

### (1) 緊急小口資金（10/12現在） 貸付額 38,460,000円

|      | 計（前年）          | 3月 | 4月  | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|------|----------------|----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 相談件数 | 407            | 7  | 110 | 74 | 59 | 72 | 35 | 39 | 11  |     |     |
| 貸付決定 | <b>219 (4)</b> | 2  | 47  | 36 | 40 | 41 | 23 | 27 | 3   |     |     |

### (2) 総合支援資金（10/12現在） 貸付額 15,630,000円

|      | 計（前年）         | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|------|---------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 相談件数 | 81            | -  | -  | 10 | 6  | 23 | 15 | 21 | 6   |     |     |
| 貸付決定 | <b>40 (0)</b> | -  | -  | 5  | 2  | 17 | 10 | 5  | 1   |     |     |

### (3) 住居確保給付金（10/12現在） 負担行為済額 2,071,700円

|       | 計（前年）         | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|---------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 相談件数  | 61 (6)        | -  | 9  | 18 | 13 | 7  | 5  | 7  | 2   |     |     |
| 支給決定  | <b>21 (3)</b> | -  | 1  | 6  | 6  | 2  | 3  | 1  | 2   |     |     |
| 下段：延長 | <b>5</b>      |    |    |    |    | 1  | 4  |    |     |     |     |

※ 暮らし安心応援室 新規相談件数（10/12現在）

|    | R2年度       | R元年度 |  | R2年度 | R元年度      |
|----|------------|------|--|------|-----------|
| 4月 | <b>51件</b> | 12件  |  | 9月   | <b>43</b> |
| 5月 | <b>41件</b> | 27件  |  | 10月  |           |
| 6月 | <b>44件</b> | 18件  |  | 11月  |           |
| 7月 | <b>40件</b> | 31件  |  | 12月  |           |
| 8月 | <b>42件</b> | 19件  |  | 1月   |           |
|    |            |      |  |      |           |

## 2 生活保護世帯の状況

10月12日現在

|     | 生活保護 |              | 相談<br>件数<br>(A) | Aのうち3割の<br>影響と考えら<br>れるもの | Aのうち申請に<br>至ったもの<br>(A2) | 申請件数<br>(A2を含む)<br>(B) | Bのうち3割の影<br>響と考えられるも<br>の(A2を含む) |
|-----|------|--------------|-----------------|---------------------------|--------------------------|------------------------|----------------------------------|
|     | 世帯数  | 人員           |                 |                           |                          |                        |                                  |
| 4月  | 832  | <b>1,056</b> | 47              | <b>6</b>                  | <b>2</b>                 | 14                     | 2                                |
| 5月  | 832  | <b>1,057</b> | 29              | <b>2</b>                  | <b>1</b>                 | 8                      | 1                                |
| 6月  | 836  | <b>1,061</b> | 36              | <b>2</b>                  | <b>1</b>                 | 9                      | 1                                |
| 7月  | 840  | <b>1,067</b> | 45              | <b>4</b>                  | <b>1</b>                 | 13                     | 1                                |
| 8月  | 840  | <b>1,064</b> | 56              | <b>1</b>                  | <b>0</b>                 | 0                      | 0                                |
| 9月  | 841  | <b>1,067</b> | 31              | <b>1</b>                  | <b>1</b>                 | 6                      | 1                                |
| 10月 |      |              | 15              | <b>2</b>                  | <b>1</b>                 | 3                      | 1                                |
| 合計  |      |              | 259             | <b>18</b>                 | <b>7</b>                 | 53                     | 7                                |

## 新型コロナウイルス感染症に関する各種団体からの要望及び要請について（10/14現在）

（※ 10/8追加分あり）

| 要望日   | 要望団体    | 要望項目                                  | 市担当課           |
|-------|---------|---------------------------------------|----------------|
| 10月8日 | 胆江民主商工会 | 国の持続化給付金の対象外となった事業者に対する「直接支援の制度」の創設   | 企業振興課          |
|       |         | 奥州市地域企業臨時支給給付金の対象者の拡大                 | 商業観光課          |
|       |         | 給付を終了した奥州市中小企業感染症対策臨時新補助金の継続          | 商業観光課          |
|       |         | 住宅リフォーム助成制度への予算の追加                    | 都市計画課          |
|       |         | 店舗リニューアル助成制度の導入                       | 商業観光課<br>企業振興課 |
|       |         | 国保加入者への傷病手当の給付対象に自営業者・フリーランス及びその家族の追加 | 健康増進課          |



## 新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について（10月14日現在）

## 【商工観光部関係】

| 種別        | No. | 事業名                                | 申請先           | 対象                                                   | 内容                                                                                    | 備考                                                                                                                                      | 予算<br>(千円) |
|-----------|-----|------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 融資        | 1   | 奥州市中小企業融資                          | 民間金融機関        | 中小企業で売り上げ前年比▲5%<br>セーフティネット証明が必要<br>(市発行)            | 実質無利子。信用保証料も全額補給。限度額：運転2,500万<br>設備併用3,750万                                           | R2.4.28～県のコロナ感染症対策資金が軌道に乗るまで。<br>遅くとも1週間程度で融資可能。6/30で終了。<br>●保証料補給：申請110件、決定110件、<br>補給額45,754千円<br>●利子補給額：29,572千円<br>融資決定額1,428,100千円 | 75,326     |
|           | 2   | 小口融資制度                             | 商工会議所、<br>商工会 | 中小企業者                                                | 相談すれば翌日には借り入れできる制度。利息無料。利息については市の補助金を活用して負担。                                          | 5月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金交付契約済。事業実施中。                                                                                                     | 1,000      |
| 雇用        | 3   | 雇用調整事業補助                           | 市             | 雇用調整助成金申請認定企業                                        | 企業が負担した6%分の支払いを支援する予定であったが、<br>今回国が10分の10を助成することにしたことから廃案。                            | 廃案                                                                                                                                      | 0          |
| 給付        | 4   | 休業協力対象<br>外事業者支援<br>給付金            | 商業観光課         | 県の休業要請の対象となっていない飲食店で50%以上の減収があった事業者                  | 1店舗当たり給付金10万円を支給                                                                      | 交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。<br>●申請309件、決定297件<br>●執行額29,700千円                                                                                 | 40,000     |
|           | 5   | 宿泊事業維持<br>臨時給付金                    | 商業観光課         | 市内宿泊事業者（性風俗関連施設を除く）で50%以上の減収があった事業者                  | 1.3万円に収容人員を乗じて得た額を給付                                                                  | 交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。<br>●申請13件、決定12件、不支給決定1件<br>●執行額10,634千円                                                                           | 15,000     |
| 家賃        | 6   | 地域企業経営<br>継続臨時支援<br>補助金（家賃<br>補助）  | 商業観光課         | 小売業、飲食業、宿泊業、<br>サービス業で1月当たりの売り上げが20%以上減少した<br>中小企業者。 | 【家賃の半額を3か月助成する】50%以上減少した事業者は<br>限度額1月当たり10万円。20%以上50%未満減少した事業者<br>は限度額1月当たり5万円。       | 6月5日から受付開始。<br>●申請320件、決定297件<br>●執行額31,222千円                                                                                           | 45,544     |
|           |     | 地域企業経営<br>継続臨時支援<br>補助金（償還<br>金補助） |               |                                                      | 【自己所有物件の場合、建物や土地のローンがあるときには、<br>ローン支払い額に店舗面積の割合を乗じた額の半額を3<br>か月分補助する。】限度額1月当たり5万円     | 6月5日から受付開始。<br>●申請23件、決定23件<br>●執行額2,424千円                                                                                              |            |
| 新規・<br>拡充 | 7   | 地域企業事業<br>改革臨時支援<br>補助             | 商業観光課         | 市内中小企業者                                              | 新規事業や新たなサービス、事業拡大を行うことに対する支援。<br>50万円を限度に費用の2分の1を補助。（例）タクシー会社の<br>宅配サービス、酒造会社の消毒液製造など | 6月5日から受付開始。<br>●申請35件、決定33件<br>●執行額11,840千円                                                                                             | 28,000     |

| 種別   | No. | 事業名           | 申請先   | 対象                   | 内容                                                                                                                               | 備考                                                           | 予算<br>(千円) |
|------|-----|---------------|-------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------|
| 感染対策 | 8   | 感染症対策支援事業     | 商業観光課 | 市内中小企業者              | 感染予防や3密対策のための改修や改善を行った事業者に対し、費用の2分の1補助。限度額30万円。(例)飛沫感染防止のための仕切りパネル設置や店内改装費用。密室状態を防ぐための換気設備の設置など。マスクや薬剤などの消耗品は対象外。                | 交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。<br>●申請122件、決定85件<br>●執行額17,427千円       | 24,000     |
| 経営支援 | 9   | タクシー宅配事業支援補助  |       | 胆江地区タクシー業協同組合        | 宅配タクシー料金の3kmまで900円、以降1kmごとに200円追加として実施する事業に対し、1回あたり400円を補助。(400円×30回/日×120日)                                                     | 6月1日胆江地区タクシー業協同組合と補助金交付契約済。令和3年3月末まで期間を延長する。<br>8月3日変更契約済。   | 4,440      |
| 経営支援 | 10  | 宿泊促進事業補助      |       | 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部 | 感染症収束後に市内の中小企業者のうち宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するため宿泊費の一部を補助。<br>市内の宿泊施設に<br>①市民が宿泊する場合は、4,000円補助(うち財源として県から2,000円)<br>②市外の人が宿泊する場合は2,000円補助 | 7月31日岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部と補助金交付契約締結済。<br>9月1日からの宿泊者を対象に予約開始。 | 126,300    |
| その他  | 11  | 書類作成支援事業      |       | 奥州商工会議所・前沢商工会        | 雇用調整助成金や持続化給付金、家賃支援給付金などの書類作成を支援するための説明会や相談会などの開催経費を補助するもの。                                                                      | 5月12日、5月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金契約済。                            | 4,000      |
| 観光支援 | 12  | 観光関連事業者緊急支援事業 |       | 奥州市観光物産協会            | コロナウイルス収束後の観光支援策を総合的に実施。(例)宣伝広告事業(事業者の活動を奥州FMや新聞でPR)、宿泊促進事業(地場産品プレゼント)、飲食店誘客促進事業(共通チケット発行)タクシー観光支援事業(プレミアムタクシーの助成)               | 6月9日奥州市観光物産協会と補助金交付契約締結済。<br>6月15日から事業開始。<br>8月3日変更契約済。      | 10,000     |
| 経営支援 | 13  | タクシー利用促進支援事業  |       | 胆江地区タクシー業協同組合        | 新型コロナウイルス感染症拡大より落ち込んだ市内タクシー事業者を支援するため、タクシーチケットを販売し、需要喚起、利用促進を図る。<br>タクシーチケット5千円分×10千枚を30%引きで販売し値引き分を補助する。                        | 8月3日胆江地区タクシー業協同組合と補助金交付契約締結済。<br>8月10日から市内各所で販売開始。           | 16,675     |
| 経営支援 | 14  | 観光バス利用促進事業    |       | 市内バス事業者              | 学校や団体が観光バス利用時に3密対策のためにバス台数を増加した場合、観光バス利用料金の一部を補助することにより、観光バスの利用促進を図る。                                                            | 10月から事業実施。                                                   | 25,000     |

| 種別        | No. | 事業名                     | 申請先   | 対象                                                                                        | 内容                                                                                                                         | 備考                                                  | 予算<br>(千円) |
|-----------|-----|-------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------|
| 経営支援      | 15  | 市内旅行商品<br>造成補助          |       | 市内旅行者等                                                                                    | モニターツアーなどにより「新たな生活様式」に対応した事業を検討している事業者を補助し、地域の活性化につなげる予定であったが新型コロナウイルス感染症が収束に向かわない中で、市内へのモニターツアーを実施する事業者がいないため事業廃止するもの。    | 廃案                                                  | 0          |
| その他       | 16  | テレワーク環<br>境整備補助         |       | 市内の旅館・ホテル                                                                                 | 観光以外の需要取り込みのため、テレワーカーを受け入れられるWi-Fi、WEB等会議等環境整備を行う市内宿泊事業者に補助する予定であったが岩手県で同様の事業を開始したため事業廃止するもの。(県補助率2/3、1事業者当たり2,000千円上限)    | 廃案                                                  | 0          |
| 経営支援      | 17  | 伝統産業総合<br>支援事業          |       | 水沢鋳物工業協同組合、岩谷<br>堂筆筒生産組合                                                                  | 産地組合がおこなう、岩谷堂筆筒まつり、南部鉄器まつり等での販売促進に関する経費及びイベント開催時のコロナウイルス感染症対策対策に必要な経費に対する補助。                                               | 水沢鋳物工業協同組合、岩谷堂筆筒生産組合との補助金<br>交付契約済み。                | 17,200     |
| 新規・<br>拡充 | 18  | 製造業向けコ<br>ロナ対策支援<br>事業  | 企業振興課 | 主として製造業を営む中小企<br>業、小規模事業者<br>任意の1月において売上高が<br>前年比△20%減少<br>市内において、1年以上継続<br>して事業を営んでいること。 | 積極的に設備投資等の事業を展開する事業者に対する必要な<br>費用の一部補助。<br>補助対象経費の3/4 上限200万円                                                              | 8月18日から公募開始<br>●申請件数 22件<br>●執行額 38,417千円           | 40,000     |
| 経営支援      | 19  | 中小企業IT化<br>推進事業         | 企業振興課 | 主として製造業を営む中小企<br>業、小規模事業者<br>任意の1月において売上高が<br>前年比△20%減少                                   | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い必要とされる業務改<br>善のために、市内中小企業がI Tツール導入の検討を行う際<br>のコンサルティング費用支援。<br>相談業務 1相談当たり 50千円<br>I Tツール等提案業務 500千円(上限) | 10月中の入札、契約手続きに向けて調整中。                               | 6,000      |
| その他       | 20  | 市内企業コロ<br>ナ関連製品PR<br>事業 |       | 市内中小企業                                                                                    | 市内企業が製作したコロナ関連製品PRに要する経費                                                                                                   | 10月14日開催の「地域企業・岩手大学・奥州連携フォー<br>ラム」で、製品の試供及び展示PRを実施。 | 700        |

| 種別      | No. | 事業名                              | 申請先         | 対象                                          | 内容                                                                                                     | 備考                                                                                                                                          | 予算<br>(千円) |
|---------|-----|----------------------------------|-------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 【農林部関係】 |     |                                  |             |                                             |                                                                                                        |                                                                                                                                             |            |
| 給付      | 1   | 和牛肥育経営<br>生産基盤支援<br>事業           | 農政課         | 奥州市内で奥州市産の素牛を<br>購入した和牛肥育農家<br>【事業主体：管内両JA】 | 和牛肥育農家の素牛導入に係る経費補助（素牛落札価格）の<br>2分の1以内の額。 上限：90千円/頭<br>【対象期間：令和2年5月から令和3年3月】                            | 和牛肥育農家へ、9月購入分まで振込(計41,220千円)済<br>み。(5月：72頭、6月：96頭、7月：110頭、8月：94<br>頭、9月：86頭)                                                                | 104,332    |
| 消費      | 2   | 学校給食地場<br>産牛肉利用拡<br>大事業          | 食農連携推進<br>室 | 奥州市内 小・中学校                                  | 学校給食における「市産牛肉」の購入費補助。(2回)                                                                              | 6月は7施設で7回、7月は2施設で2回、8月は1施<br>設で1回、9月は6回実施。以降は、学校給食センター<br>と実施日について調整中。年度内に各校で、2回実施予<br>定。<br>実施済額3,041千円。                                   | 5,100      |
| その他     | 3   | 教育旅行継続<br>支援事業                   | 農政課         | おうしゅうグリーン・ツーリ<br>ズム推進協議会                    | 教育旅行受入継続に向け、令和2年度において受入が出来な<br>かった各学校に対して行う事業の継続プロモーションに要す<br>る経費に対する補助                                | 9月30日協議会役員会において実施内容を決定。10月中<br>に補助金を交付し、12月中旬に令和2年産米を送付する<br>予定。                                                                            | 574        |
| その他     | 4   | 教育旅行受入<br>れ準備事業                  | 農政課         | おうしゅうグリーン・ツーリ<br>ズム推進協議会                    | 教育旅行生の受入準備段階で新型コロナウイルス感染症予防<br>対策として必要となる物品整備の経費に対する補助<br>(マスク、アルコール消毒液、ペーパータオル等)                      | 9月30日協議会役員会において実施内容を決定。10月中<br>に補助金を交付し、感染予防対策ガイドラインの策定に<br>合わせて必要な物品を整備する予定。                                                               | 1,566      |
| 給付      | 5   | 繁殖経営基盤<br>強化支援事業                 | 農政課         | 繁殖素牛を導入又は自家保留<br>する市内和牛農家<br>【事業主体：管内両JA】   | 肉用牛（黒毛和種）を繁殖雌牛として導入又は自家保留に要<br>する経費に対する補助 50千円/頭<br>【対象期間：令和2年5月から令和3年3月】                              | JA江刺は補助金の前払いを10月8日に受け、対象牛の把<br>握は完了している。しかし、一部補助金の受け取りを辞<br>退している者もいるので、農家に本事業の補助を受ける<br>か、確認を行っている。<br>JA岩手ふるさととは、10月中旬に補助金の前払いを受ける予<br>定。 | 22,146     |
| 給付      | 6   | 肥育素牛自家<br>保留支援事業                 | 農政課         | 黒毛和種肥育素牛を自家保留<br>した市内和牛農家<br>【事業主体：管内両JA】   | 肉用牛（黒毛和種）を肥育素牛として自家保留する場合に要<br>する経費に対する補助 40千円/頭<br>【対象期間：令和2年5月から令和3年3月】                              | JA江刺は補助金の前払いを10月8日に受け、管内和牛農<br>家に、5月から9月までの41頭、1,640千円を10月中旬に交<br>付予定。<br>JA岩手ふるさととは、10月中旬に補助金の前払いを受ける予<br>定。                               | 19,964     |
| その他     | 7   | 食の黄金文<br>化・奥州リ<br>モート販売等<br>指導事業 | 食農連携推進<br>室 | リモート販売等指導者                                  | 新型コロナウイルス感染症拡大により、加工品や農畜産物の<br>首都圏での販売会が中止となっていることから、現地に赴か<br>ずにPRするリモート販売会等のノウハウに関する研修会や<br>実践販売会等を開催 | 8月24日契約。契約額1,485千円。<br>10月14日に第1回研修会を開催。<br>以降、3月までにリモート販売会等5回実施予定。                                                                         | 1,485      |

| 種別       | No. | 事業名               | 申請先     | 対象      | 内容                                       | 備考                                                                                                                                                                                               | 予算<br>(千円) |
|----------|-----|-------------------|---------|---------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 感染<br>対策 | 8   | 産直施設感染症対策臨時支援補助事業 | 食農連携推進室 | 市内産直施設  | 新型コロナウイルス感染症防止策を講じる産直施設への支援              | 9月に補助金交付要領制定済。9月25日に産直施設へ周知のDMを発送し補助金申請の募集開始。                                                                                                                                                    | 3,000      |
| 消費       | 9   | 市産牛肉消費拡大事業補助金     | 食農連携推進室 | 牛協会、J A | 牛肉専用の購入補助商品券を配布し、市産牛肉の消費拡大を図るための事業に対する補助 | 9月に補助金交付要領制定済。8月に牛協会とJ A岩手ふるさとが独自に、産直施設連絡会加盟店で2,000円以上購入した人に牛肉購入補助券500円分を配布し、牛肉販売指定店で牛肉を割引購入できる事業を実施したが、購入補助券の使用率は低迷している。<br>以上を踏まえ、市の補助事業を効果的に進めるため、上述の事業を拡大して継続するか、お得な商品券を発行するか等事業実施組織と内容を検討中。 | 21,300     |

農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について(10月14日現在)

| R2.10.14時点         | 正式申込<br>(件) | 金額<br>(千円) | うち貸付決定<br>(件) | 金額<br>(千円) | うち実行済(件) 金額(千円) |         |
|--------------------|-------------|------------|---------------|------------|-----------------|---------|
|                    |             |            |               |            | うち実行済(件)        | 金額(千円)  |
| 大手通り支店             | 0           | 0          | 0             | 0          | 0               | 0       |
| 水沢中央支店             | 1           | 3,000      | 1             | 3,000      | 1               | 3,000   |
| 水沢南支店              | 1           | 3,000      | 1             | 3,000      | 1               | 3,000   |
| 前沢支店               | 7           | 40,800     | 7             | 40,800     | 7               | 40,800  |
| 胆沢支店               | 7           | 69,000     | 7             | 69,000     | 7               | 69,000  |
| 衣川支店               | 0           | 0          | 0             | 0          | 0               | 0       |
| JAふるさと管内<br>(奥州市内) | 16          | 115,800    | 16            | 115,800    | 16              | 115,800 |
| 岩谷堂支店              | 1           | 3,000      | 1             | 3,000      | 1               | 3,000   |
| 玉里支店               | 1           | 3,000      | 1             | 3,000      | 1               | 3,000   |
| JA江刺管内             | 2           | 6,000      | 2             | 6,000      | 2               | 6,000   |
| 計                  | 18          | 121,800    | 18            | 121,800    | 18              | 121,800 |



| 主営農類型 |    |
|-------|----|
| 肥育牛   | 15 |
| 繁殖牛   | 3  |

| 主な資金用途  |     |
|---------|-----|
| 肥育・繁殖農家 | 飼料代 |

商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について（10月13日現在）

1 融資及び信用保証の状況

信用保証として、セーフティネット（以下「SN」）4号、5号及び危機関連保証が発動されている。

信用保証の認定件数は、10月13日現在で919件。実質無利子の制度融資の決定・実行件数は、市中企が110件、約14.3億円、県・対応資金が800件、約127億円（9月末現在）となっている。

【10月13日現在】

|       | 信用保証制度        |                      |               |      | 制度融資（無利子）            |                     |
|-------|---------------|----------------------|---------------|------|----------------------|---------------------|
|       | SN4号<br>2/18～ | SN5号<br>段階的に<br>業種拡大 | 危機関連<br>3/13～ | 計    | 県・対応資金<br>5/1～12/31  | 市中企<br>4/28～6/30    |
| 2月    | 0件            | 0件                   | ----          | 0件   | ----                 | ----                |
| 3月    | 0件            | 0件                   | 0件            | 0件   | ----                 | ----                |
| 4月    | 12件           | 8件                   | 14件           | 34件  | ----                 | 0件                  |
| 5月    | 155件          | 64件                  | 82件           | 301件 | 123件<br>2,247,321千円  | 37件<br>566,500千円    |
| 6月    | 158件          | 46件                  | 51件           | 255件 | 230件<br>3,743,836千円  | 73件<br>861,600千円    |
| 7月    | 89件           | 24件                  | 23件           | 136件 | 189件<br>3,090,543千円  |                     |
| 8月    | 44件           | 12件                  | 13件           | 69件  | 173件<br>2,609,932千円  |                     |
| 9月    | 47件           | 26件                  | 18件           | 91件  | 85件<br>965,077千円     |                     |
| 10/13 | 18件           | 6件                   | 9件            | 33件  |                      |                     |
| 計     | 523件          | 186件                 | 210件          | 919件 | 800件<br>12,656,709千円 | 110件<br>1,428,100千円 |

2 市中企の利子補給額及び保証料補給額

6月30日現在での市中企（無利子）の利子補給（R2負担額）は約3,000万円。総額では約1.3億円。保証料補給は約4,600万円。実質無利子は、6/30までの運用である。

| 種別   | R2負担額    | 総額        |
|------|----------|-----------|
| 利子補給 | 29,572千円 | 124,512千円 |
| 保証料  | 45,754千円 | ----      |
| 計    | 75,326千円 | 124,512千円 |

【参考】 県・対応資金及び市中企（無利子）の制度比較

| 項目      | 県・対応資金                | 市中企（無利子）      |
|---------|-----------------------|---------------|
| 無利子要件   | 売上高 △ 5 %             | 売上高 △ 5 %     |
| 限度額（運転） | 4,000 万円（当初 3,000 万円） | 2,500 万円      |
| 据置      | 据置 5 年、貸付 10 年        | 据置 1 年、貸付 7 年 |



## 新型コロナウイルスに係る地方創生臨時交付金・県補助金について

9月24日に開催された全員協議会にてお示した、新型コロナウイルス感染対策に係る地方創生臨時交付金の状況は次の通り。

### <歳入見込>

|     |              |
|-----|--------------|
| 国1次 | 474,132 千円   |
| 国2次 | 1,533,586 千円 |
| 合計  | 2,007,718 千円 |

### <歳出見込>

|     |              |
|-----|--------------|
| 国1次 | 525,775 千円   |
| 国2次 | 1,785,344 千円 |
| 合計  | 2,311,119 千円 |

県の第4次補正にて、新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業を創設

目的：新型コロナウイルスの影響を受けている地域経済の回復等を図るため、市町村が地域の  
実情に応じて実施する対策事業に要する経費に対し補助するもの。

|     |            |
|-----|------------|
| 県補助 | 177,281 千円 |
|-----|------------|

この補助金により、歳入の見込みは次の通りとなる。

### <歳入見込>

|     |              |
|-----|--------------|
| 国1次 | 474,132 千円   |
| 国2次 | 1,533,586 千円 |
| 県補助 | 177,281 千円   |
| 合計  | 2,184,999 千円 |

## 公立幼稚園に係る令和3年度入園児募集内容の変更について

### 1 募集内容の変更について

(1)令和3年度から4歳及び5歳の2年保育に変更する施設は次のとおりです。

水沢地域：羽田幼稚園、佐倉河幼稚園

江刺地域：岩谷堂幼稚園

胆沢地域：南都田幼稚園

(2)引き続き3歳～5歳の3年保育をする施設

胆沢地域：若柳幼稚園、小山東幼稚園

### 2 変更理由

先に行われた審議会（子ども・子育て会議）において、奥州市の適正な利用定員数（事業の量）について協議したところ、教育認定（1号認定）の定員数については、適正な状況ではないとの意見を踏まえ、市として速やかに是正するものです。

この背景には、保護者の施設利用ニーズが保育所等の長時間預かり（標準11時間）に変化しており、幼稚園等の教育認定（標準4時間）の利用が極端に減少しています。このため、公立幼稚園では全ての施設において利用率が20%を割っており、このような状況から公立幼稚園の受け入れ人数の調整を図るものです。

なお今後は、教育・保育施設再編計画に基づき、公立幼稚園の閉園時期を明らかにする計画をまとめ、市民への説明を開始する予定です。

### 3 公立幼稚園等の利用状況

教育認定（1号）の利用人数は次のとおりです。（太字が認定こども園）

令和2年9月1日現在の入園状況（市外の園児入園を含む）

|             | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計  | 学級<br>編制 | 定員<br>利用率  |
|-------------|----|----|----|----|----------|------------|
| （水沢）佐倉河幼稚園  | 11 | 8  | 9  | 28 | 3        | 150人 18.7% |
| （水沢）羽田幼稚園   | 2  | 2  | 5  | 9  | 複式2      | 75人 12%    |
| （江刺）岩谷堂幼稚園  | 3  | 5  | 6  | 14 | 複式2      | 75人 18.7%  |
| （江刺）稲瀬わかば園  | 5  | 1  | 3  | 9  |          | 50人 18%    |
| （前沢）前沢北こども園 | 21 | 26 | 21 | 68 |          | 60人 113%   |
| （胆沢）小山東幼稚園  | 9  | 10 | 10 | 29 | 3        | 150人 19.3% |
| （胆沢）南都田幼稚園  | 11 | 6  | 12 | 29 | 3        | 150人 19.3% |
| （胆沢）若柳幼稚園   | 3  | 5  | 5  | 13 | 複式2      | 75人 17.3%  |
| （衣川）衣里幼稚園   |    |    |    | 0  |          | 75人        |
| （衣川）あゆみ園    | 6  | 9  | 6  | 21 |          | 50人 42%    |

#### 4 市全体の教育認定（1号）の利用状況

| 地域                                    | 施設区分         | 利用定員 | 入園児数 | 余裕定員 | 利用率   |
|---------------------------------------|--------------|------|------|------|-------|
| 水沢地域                                  | 佐倉河、羽田幼稚園    | 225  | 37   | 188  | 16.4% |
|                                       | 私立幼稚園        | 75   | 66   | 9    | 88%   |
|                                       | 私立認定こども園(1号) | 403  | 227  | 176  | 56.3% |
| 私立の余裕定員数は185人分あり、公立幼稚園の入園数を大きく上回っている。 |              |      |      |      |       |

| 地域                                 | 施設区分         | 利用定員 | 入園児数 | 余裕定員 | 利用率   |
|------------------------------------|--------------|------|------|------|-------|
| 江刺地域                               | 岩谷堂幼稚園       | 75   | 14   | 61   | 18.7% |
|                                    | 私立幼稚園        | なし   |      |      |       |
|                                    | 私立認定こども園(1号) | 105  | 61   | 44   | 58.1% |
|                                    | 公立わかば園(1号)   | 50   | 11   | 39   | 22%   |
| 私立の余裕定員数は44人分あり、岩谷堂幼稚園の園児数を上回っている。 |              |      |      |      |       |

| 地域   | 施設区分          | 利用定員 | 入園児数 | 余裕定員 | 利用率  |
|------|---------------|------|------|------|------|
| 前沢地域 | 公立幼稚園         | なし   |      |      |      |
|      | 私立幼稚園         | なし   |      |      |      |
|      | 私立認定こども園(1号)  | なし   |      |      |      |
|      | 公立前沢北こども園(1号) | 60   | 68   | ▲ 8  | 113% |

| 地域                             | 施設区分          | 利用定員 | 入園児数 | 余裕定員 | 利用率   |
|--------------------------------|---------------|------|------|------|-------|
| 胆沢地域                           | 小山東、南都田、若柳幼稚園 | 375  | 71   | 304  | 18.9% |
|                                | 私立幼稚園         | なし   |      |      |       |
|                                | 私立認定こども園(1号)  | なし   |      |      |       |
| 胆沢地域においては、現在「認定こども園」の整備を検討中です。 |               |      |      |      |       |

| 地域   | 施設区分         | 利用定員 | 入園児数 | 余裕定員 | 利用率 |
|------|--------------|------|------|------|-----|
| 衣川地域 | 衣里幼稚園        | 75   | 0    | 75   | 0   |
|      | 私立幼稚園        | なし   |      |      |     |
|      | 私立認定こども園(1号) | なし   |      |      |     |
|      | 公立あゆみ園(1号)   | 50   | 21   | 29   | 42% |

## 令和3年度からの水道料金について

### 1 前回料金改定見送り後の経営状況（平成30年度～令和2年度）……資料1

#### (1) 収益的収支

営業収益が計画よりも平均で2.9%（年平均約6千5百万円）上回る見込みであり、営業費用が計画よりも0.7%上回るものの、平成30年度から今年度までいずれも純利益を確保できる見込み。

#### (2) 資本的収支

企業債借入や他会計出資・補助などの収入は計画よりも平均で17.2%下回り、建設改良事業などの支出も計画よりも14.7%下回る見込みであり、資本的収支不足額が年平均で約12億8千万円。

#### (3) 留保資金繰越額

令和2年度末で計画を上回る約19億4千万円を見込んでいる。

#### (4) 企業債残高

令和2年度末で計画を下回る約152億6千万円を見込んでいる。

#### (5) 総括

当初に見込んだ利益及び留保資金を確保できる見込みであることから、概ね順調な経営を行ってきたとみることができる。しかしながら、平成28年度以降、簡易水道統合の影響による営業収支の赤字が継続しており、これを一般会計からの繰入金（他会計補助金）で補い収益的収支を黒字としている状況である。

### 2 料金改定における基本的な考え方

#### (1) 料金算定の期間は、令和3年度から5年度までの3年間とする。

※ これまでの改定や水道料金算定要領等を参考に、収支を短期的に見極める必要があることから3年間とした。

#### (2) 収益的収支（3条予算）の収支均衡が図られること。

#### (3) 留保資金として災害などに備え、14億円程度を確保できること。

### 3 収支計画 ……資料2

#### (1) 令和3年度から5年度までの3年間について

ア 収益的収支はいずれも黒字を確保できる見込みである。

イ 留保資金は14億円以上を確保できる見込みである。

#### (2) 一般会計からの繰入金について

繰入金の取扱いについて財務部と協議した結果、繰出基準に基づき算定した3年間の総額（3,007,422千円）が、市の財政計画の同期間中の総額（3,133,157千円）の範囲内であることから、内容の同意を得た。

### 4 検討結果

上記3により、令和3年度から5年度までの3年間の料金改定を見送ることとしたい。

また、上下水道事業運営審議会に令和2年10月1日に諮問し、10月9日に「水道料金については、令和3年度から令和5年度までの3年間は現行料金のままとし、料金改定を見送ることが妥当である。」と意見を付した答申をいただいた。

## 5 今後見込まれる料金改定要因について

- (1) 人口減少などに伴う料金収入の減少
- (2) 年々増加傾向にある減価償却費
- (3) 老朽管更新事業等の実施
- (4) 一般会計からの基準外繰入金の見直し

## 6 市民への情報提供

広報おうしゅう及び市ホームページなどを通じて情報提供を行う。

【資料1】

前回料金改定見送り後の経営状況(平成30年度～令和2年度)

(千円、%)

|           |            | H30         |             |            |           | R1          |             |             |             | R2 (見込み)    |             |            |           | (全体)H30～R2  |             |             |             |        |
|-----------|------------|-------------|-------------|------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
|           |            | 計画          | 実績          | (増減)       | (増減率)     | 計画          | 実績(決算)      | (増減)        | (増減率)       | 計画          | 予算          | (増減)       | (増減率)     | 計画値         | 実績値         | (増減)        | (増減率)       |        |
| 収益的<br>収支 | 営業収益       | 2,258,336   | 2,321,166   | 62,830     | 2.8       | 2,229,231   | 2,308,759   | 79,528      | 3.6         | 2,200,680   | 2,254,508   | 53,828     | 2.4       | 6,688,247   | 6,884,433   | 196,186     | 2.9         |        |
|           | 営業費用       | 2,677,340   | 2,694,827   | 17,487     | 0.7       | 2,720,240   | 2,644,569   | ▲ 75,671    | ▲ 2.8       | 2,755,588   | 2,868,456   | 112,868    | 4.1       | 8,153,168   | 8,207,852   | 54,684      | 0.7         |        |
|           | (営業損益)     | ▲ 419,004   | ▲ 373,661   | 45,343     | 10.8      | ▲ 491,009   | ▲ 335,810   | 155,199     | 31.6        | ▲ 554,908   | ▲ 613,948   | ▲ 59,040   | ▲ 10.6    | ▲ 1,464,921 | ▲ 1,323,419 | 141,502     | 9.7         |        |
|           | 営業外収益      | 842,549     | 838,894     | ▲ 3,655    | ▲ 0.4     | 852,948     | 856,760     | 3,812       | 0.4         | 850,069     | 969,704     | 119,635    | 14.1      | 2,545,566   | 2,665,358   | 119,792     | 4.7         |        |
|           | 営業外費用      | 314,294     | 316,155     | 1,861      | 0.6       | 299,068     | 294,620     | ▲ 4,448     | ▲ 1.5       | 290,786     | 269,713     | ▲ 21,073   | ▲ 7.2     | 904,148     | 880,488     | ▲ 23,660    | ▲ 2.6       |        |
|           | (経常損益)     | 109,251     | 149,078     | 39,827     | 36.5      | 62,871      | 226,330     | 163,459     | 260.0       | 4,375       | 86,043      | 81,668     | 1,866.7   | 176,497     | 461,451     | 284,954     | 161.4       |        |
|           | 特別利益       | 803         | 801         | ▲ 2        | ▲ 0.2     | 803         | 757         | ▲ 46        | ▲ 5.7       | 803         | 1,090       | 287        | 35.7      | 2,409       | 2,648       | 239         | 9.9         |        |
|           | 特別損失       | 39,499      | 1,605       | ▲ 37,894   | ▲ 95.9    | 1,099       | 33,852      | 32,753      | 2,980.3     | 1,099       | 18,980      | 17,881     | 1,627.0   | 41,697      | 54,437      | 12,740      | 30.6        |        |
|           | (特別損益)     | ▲ 38,696    | ▲ 804       | 37,892     | 97.9      | ▲ 296       | ▲ 33,095    | ▲ 32,799    | ▲ 11,080.7  | ▲ 296       | ▲ 17,890    | ▲ 17,594   | ▲ 5,943.9 | ▲ 39,288    | ▲ 51,789    | ▲ 12,501    | ▲ 31.8      |        |
|           | (当年度純利益)   | 70,555      | 148,274     | 77,719     | 110.2     | 62,575      | 193,235     | 130,660     | 208.8       | 4,079       | 68,152      | 64,073     | 1,570.8   | 137,209     | 409,661     | 272,452     | 198.6       |        |
| 資本的<br>収支 | 収入         | 1,510,002   | 925,464     | ▲ 584,538  | ▲ 38.7    | 1,711,467   | 870,853     | ▲ 840,614   | ▲ 49.1      | 1,515,789   | 2,126,352   | 610,563    | 40.3      | 4,737,258   | 3,922,669   | ▲ 814,589   | ▲ 17.2      |        |
|           | 支出         | 2,972,402   | 2,172,389   | ▲ 800,013  | ▲ 26.9    | 3,251,566   | 2,096,429   | ▲ 1,155,137 | ▲ 35.5      | 2,869,616   | 3,489,358   | 619,742    | 21.6      | 9,093,584   | 7,758,176   | ▲ 1,335,408 | ▲ 14.7      |        |
|           | (資本的収支不足額) | ▲ 1,462,400 | ▲ 1,246,925 | 215,475    | 14.7      | ▲ 1,540,099 | ▲ 1,225,576 | 314,523     | 20.4        | ▲ 1,353,827 | ▲ 1,363,006 | ▲ 9,179    | ▲ 0.7     | ▲ 4,356,326 | ▲ 3,835,507 | 520,819     | 12.0        |        |
| 個別項目      | 3<br>条     | 料金収入        | 2,231,070   | 2,292,524  | 61,454    | 2.8         | 2,201,965   | 2,281,044   | 79,079      | 3.6         | 2,173,414   | 2,227,269  | 53,855    | 2.5         | 6,606,449   | 6,800,837   | 194,388     | 2.9    |
|           |            | 長期前受金戻入     | 275,013     | 273,235    | ▲ 1,778   | ▲ 0.6       | 269,531     | 262,607     | ▲ 6,924     | ▲ 2.6       | 269,787     | 263,225    | ▲ 6,562   | ▲ 2.4       | 814,331     | 799,067     | ▲ 15,264    | ▲ 1.9  |
|           |            | 他会計補助金      | 495,126     | 497,380    | 2,254     | 0.5         | 510,387     | 525,021     | 14,634      | 2.9         | 507,809     | 650,482    | 142,673   | 28.1        | 1,513,322   | 1,672,883   | 159,561     | 10.5   |
|           |            | 職員給与費       | 210,086     | 211,389    | 1,303     | 0.6         | 210,086     | 206,206     | ▲ 3,880     | ▲ 1.8       | 210,086     | 223,789    | 13,703    | 6.5         | 630,258     | 641,384     | 11,126      | 1.8    |
|           |            | 減価償却費       | 1,317,882   | 1,263,296  | ▲ 54,586  | ▲ 4.1       | 1,327,729   | 1,234,572   | ▲ 93,157    | ▲ 7.0       | 1,351,203   | 1,269,838  | ▲ 81,365  | ▲ 6.0       | 3,996,814   | 3,767,706   | ▲ 229,108   | ▲ 5.7  |
|           |            | 支払利息        | 290,613     | 286,999    | ▲ 3,614   | ▲ 1.2       | 279,760     | 267,372     | ▲ 12,388    | ▲ 4.4       | 272,035     | 257,512    | ▲ 14,523  | ▲ 5.3       | 842,408     | 811,883     | ▲ 30,525    | ▲ 3.6  |
|           | 4<br>条     | 企業債借入金      | 806,770     | 452,700    | ▲ 354,070 | ▲ 43.9      | 1,022,010   | 408,600     | ▲ 613,410   | ▲ 60.0      | 879,160     | 1,630,600  | 751,440   | 85.5        | 2,707,940   | 2,491,900   | ▲ 216,040   | ▲ 8.0  |
|           |            | 他会計出資・補助等   | 454,882     | 361,425    | ▲ 93,457  | ▲ 20.5      | 459,157     | 357,346     | ▲ 101,811   | ▲ 22.2      | 433,579     | 363,988    | ▲ 69,591  | ▲ 16.1      | 1,347,618   | 1,082,759   | ▲ 264,859   | ▲ 19.7 |
|           |            | 国県補助金       | 204,150     | 83,856     | ▲ 120,294 | ▲ 58.9      | 186,100     | 81,824      | ▲ 104,276   | ▲ 56.0      | 158,850     | 97,262     | ▲ 61,588  | ▲ 38.8      | 549,100     | 262,942     | ▲ 286,158   | ▲ 52.1 |
|           |            | 建設改良費       | 1,998,216   | 1,198,203  | ▲ 800,013 | ▲ 40.0      | 2,281,054   | 1,125,917   | ▲ 1,155,137 | ▲ 50.6      | 1,900,847   | 2,520,588  | 619,741   | 32.6        | 6,180,117   | 4,844,708   | ▲ 1,335,409 | ▲ 21.6 |
|           |            | 企業債償還金      | 974,186     | 974,186    | 0         | 0.0         | 970,512     | 970,512     | 0           | 0.0         | 968,769     | 968,770    | 1         | 0.0         | 2,913,467   | 2,913,468   | 1           | 0.0    |
|           |            | 留保資金繰越額     | 1,526,207   | 2,018,547  | 492,340   | 32.3        | 1,283,976   | 2,071,007   | 787,031     | 61.3        | 1,185,237   | 1,944,812  | 759,575   | 64.1        |             |             |             |        |
|           |            | 企業債残高       | 15,643,265  | 15,160,096 | ▲ 483,169 | ▲ 3.1       | 15,694,763  | 14,598,184  | ▲ 1,096,579 | ▲ 7.0       | 15,605,154  | 15,260,014 | ▲ 345,140 | ▲ 2.2       |             |             |             |        |
|           |            | 有収率         |             | 77.8       |           |             |             | 77.7        |             |             |             |            |           |             |             |             |             |        |
|           | 簡水統合       | 前沢          |             |            |           |             |             |             |             |             |             |            |           |             |             |             |             |        |

令和3年度以降の経営の見通し

【資料2】

■収益的収支（3条）

（単位：千円）

|                    | 2年度<br>(見込み) | 3年度           | 4年度           | 5年度           | 6年度            | 7年度            | 8年度             |
|--------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|-----------------|
| 営業収益               | 2,254,508    | 2,241,395     | 2,211,628     | 2,179,518     | 2,149,109      | 2,118,803      | 2,089,280       |
| うち料金収入             | 2,227,269    | 2,215,385     | 2,184,058     | 2,153,178     | 2,122,759      | 2,092,783      | 2,063,260       |
| 営業外収益              | 969,704      | 902,515       | 925,860       | 969,476       | 956,513        | 936,994        | 906,513         |
| うち補助金              | 650,482      | 583,288       | 606,769       | 650,206       | 638,259        | 621,848        | 590,117         |
| 収入計                | 3,224,212    | 3,143,910     | 3,137,488     | 3,148,994     | 3,105,622      | 3,055,797      | 2,995,793       |
| 営業費用               | 2,868,456    | 2,816,016     | 2,849,451     | 2,872,588     | 2,928,053      | 2,925,621      | 2,942,250       |
| うち減価償却費            | 1,269,838    | 1,264,334     | 1,266,533     | 1,297,584     | 1,319,880      | 1,327,913      | 1,348,208       |
| 営業外費用              | 269,713      | 250,318       | 246,171       | 229,091       | 226,537        | 206,057        | 198,737         |
| うち支払利息             | 257,512      | 240,074       | 226,190       | 213,644       | 204,111        | 196,577        | 187,766         |
| 支出計                | 3,138,169    | 3,066,334     | 3,095,622     | 3,101,679     | 3,154,590      | 3,131,678      | 3,140,987       |
| 経常損益               | 86,043       | 77,576        | 41,866        | 47,315        | △48,968        | △75,881        | △145,194        |
| 特別利益               | 1,090        | 1,090         | 1,090         | 1,090         | 1,090          | 1,090          | 1,090           |
| 特別損失               | 18,980       | 20,190        | 20,190        | 20,190        | 20,190         | 20,190         | 20,190          |
| 特別損益               | △17,890      | △19,100       | △19,100       | △19,100       | △19,100        | △19,100        | △19,100         |
| <b>当年度純利益(純損益)</b> | 68,152       | <b>58,476</b> | <b>22,766</b> | <b>28,215</b> | <b>△68,068</b> | <b>△94,981</b> | <b>△164,294</b> |

■資本的収支（4条）

|          | 2年度<br>(見込み) | 3年度       | 4年度       | 5年度       | 6年度       | 7年度       | 8年度       |
|----------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 企業債      | 1,630,600    | 748,300   | 902,200   | 971,100   | 911,900   | 734,500   | 923,300   |
| 他会計出資金   | 363,988      | 332,437   | 421,387   | 357,300   | 403,645   | 244,339   | 282,545   |
| 補助金      | 97,262       | 62,108    | 169,212   | 119,340   | 196,109   | 53,702    | 70,099    |
| 工事負担金    | 34,500       | 48,180    | 48,180    | 48,180    | 48,180    | 48,180    | 48,180    |
| その他      | 2            |           |           |           |           |           |           |
| 収入計      | 2,126,352    | 1,191,025 | 1,540,979 | 1,495,920 | 1,559,834 | 1,080,721 | 1,324,124 |
| 建設改良費    | 2,520,588    | 1,409,257 | 1,778,316 | 1,972,142 | 1,923,057 | 1,353,186 | 1,570,343 |
| 企業債償還金   | 968,770      | 976,578   | 985,527   | 980,494   | 922,219   | 912,946   | 936,659   |
| 支出計      | 3,489,358    | 2,385,835 | 2,763,843 | 2,952,636 | 2,845,276 | 2,266,132 | 2,507,002 |
| 資本的収支不足額 | 1,363,006    | 1,194,810 | 1,222,864 | 1,456,716 | 1,285,442 | 1,185,411 | 1,182,878 |

|                |           |                  |                  |                  |           |           |           |
|----------------|-----------|------------------|------------------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| <b>留保資金繰越額</b> | 1,944,812 | <b>1,956,548</b> | <b>1,936,467</b> | <b>1,740,447</b> | 1,627,805 | 1,559,532 | 1,456,121 |
|----------------|-----------|------------------|------------------|------------------|-----------|-----------|-----------|

|       |            |            |            |            |            |            |            |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 企業債残高 | 15,260,014 | 15,031,736 | 14,948,409 | 14,939,015 | 14,928,696 | 14,750,250 | 14,736,891 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|

■一般会計からの繰入金

|            | 2年度<br>(見込み) | 3年度       | 4年度       | 5年度       | 6年度       | 7年度     | 8年度     |
|------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 収益的収支分     | 669,161      | 601,966   | 625,447   | 668,885   | 656,937   | 640,527 | 608,796 |
| うち基準内繰入金   | 226,827      | 211,055   | 187,397   | 151,384   | 112,440   | 73,712  | 50,289  |
| うち基準外繰入金   | 442,334      | 390,911   | 438,050   | 517,501   | 544,497   | 566,815 | 558,507 |
| 資本的収支分     | 363,987      | 332,437   | 421,387   | 357,300   | 403,645   | 244,339 | 282,545 |
| うち基準内繰入金   | 334,278      | 318,483   | 404,455   | 339,800   | 384,569   | 226,646 | 261,569 |
| うち基準外繰入金   | 29,709       | 13,954    | 16,932    | 17,500    | 19,076    | 17,693  | 20,976  |
| 合計         | 1,033,148    | 934,403   | 1,046,834 | 1,026,185 | 1,060,582 | 884,866 | 891,341 |
| ※参考「財政計画額」 | 994,337      | 1,068,804 | 1,041,502 | 1,022,851 | 937,239   | 930,535 | 812,725 |

3,133,157千円

3,007,422千円

## 令和3年度からの水道料金収納等業務委託に係る最終受託候補者について

### 1 委託業務名

奥州市水道料金収納等業務

(委託期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで5年間)

### 2 応募事業者数

1者(第一環境株式会社東北支店)

### 3 審査結果

#### (1) 最終受託候補者

第一環境株式会社東北支店(宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号)

#### (2) プレゼンテーションにおける選定結果の概要 資料1

ア 審査委員会：令和2年9月30日(水)にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、実施要綱、事業者選定基準等に基づき審査し、応募者を最終受託候補者として選定。

イ 得点：199.18点(最低評価基準として定めた配点合計300点の60%である180点をクリア)

※ 3つの評価項目(会社概要等、委託業務及び研修体制等)のそれぞれで、配点の7割を超える得点であった。

ウ 提案見積金額：878,400,000円(税抜) (提案見積上限額は891,360,000円)

### 4 事業者選定に係る主な経過

| 期日        | 内容                       | 備考                                      |
|-----------|--------------------------|-----------------------------------------|
| 5月29日(金)  | 第1回水道料金収納等業務委託事業者選定審査委員会 | ・奥州市水道事業の概要について<br>・水道料金収納等業務委託について     |
| 6月1日(月)   | プロポーザル実施要綱等の決定           |                                         |
| 6月23日(火)  | 議会全員協議会                  | 事業内容を説明                                 |
| 6月26日(金)  | プロポーザル参加募集の公告            | 募集期間：6/26～7/13                          |
| 7月13日(月)  | 参加申込書等の提出                | 7月15日に参加資格を認め、業務提案書等の要請                 |
| 7月27日(月)  | 事業内容に関する質問書の受付           | 7月30日に回答                                |
| 8月18日(火)  | プロポーザル提案書等の提出            | プレゼンテーション参加要請書の通知                       |
| 8月24日(月)  | 第2回水道料金収納等業務委託事業者選定審査委員会 | プロポーザルに係る評価方法の説明ほか                      |
| 9月30日(水)  | 第3回水道料金収納等業務委託事業者選定審査委員会 | ・プレゼンテーションの実施、最終受託候補者の選定<br>・市長へ選定結果の報告 |
| 10月7日(水)  | 最終受託候補者の決定               | 委員会の選定結果どおり決定し、事業者へ通知                   |
| 10月19日(月) | 議会全員協議会                  | 経過報告                                    |
| 10月中      | 業務委託契約の締結                |                                         |



## 奥州市水道料金収納等業務委託公募型プロポーザル参加事業者審査得点表

審査実施：令和2年9月30日(水)

| 評価項目                        | 配点   | 得点<br>(第一環境(株)東北支店) | (参考)得点率 |
|-----------------------------|------|---------------------|---------|
|                             | ①    | ②                   | ②/①     |
| 会社概要等に関する項目                 | 40点  | 30.68               | 76.7%   |
| (1)会社概要                     | 5    | 4.17                | 83.4%   |
| 財務状況                        | 5    | 4.00                | 80.0%   |
| 受託実績                        | 5    | 4.67                | 93.4%   |
| (2)業務体制及び業務執行計画             | 10   | 7.17                | 71.7%   |
| (3)地域貢献(地元経済・地元雇用)に対する考え方   | 15   | 10.67               | 71.1%   |
| 委託業務に関する項目                  | 135点 | 96.83               | 71.7%   |
| (4)水道の使用開始、水道料金等業務に対する考え方   |      |                     |         |
| 受付業務                        | 15   | 11.00               | 73.3%   |
| 検針業務                        | 10   | 7.00                | 70.0%   |
| 調定及び更正の資料作成並びに報告業務          | 15   | 10.50               | 70.0%   |
| 収納及び滞納整理業務                  | 20   | 14.50               | 72.5%   |
| 開栓及び閉栓業務                    | 10   | 7.50                | 75.0%   |
| 情報システム処理業務                  | 15   | 11.50               | 76.7%   |
| (5)給水装置関係業務に対する考え方          |      |                     |         |
| 給水装置管理業務                    | 15   | 10.33               | 68.9%   |
| 給水装置工事管理業務                  | 15   | 10.33               | 68.9%   |
| 給水台帳管理業務                    | 5    | 3.50                | 70.0%   |
| 指定給水装置工事事業者管理業務             | 5    | 3.50                | 70.0%   |
| 水道メーター管理業務                  | 5    | 3.67                | 73.4%   |
| 水道メーター取替業務                  | 5    | 3.50                | 70.0%   |
| 研修体制等に関する項目                 | 35点  | 26.67               | 76.2%   |
| (6)研修体制に対する考え方              | 10   | 7.67                | 76.7%   |
| (7)個人情報保護に対する考え方            | 10   | 7.83                | 78.3%   |
| (8)防災、災害及び緊急時対策等危機管理に対する考え方 | 10   | 7.67                | 76.7%   |
| (9)その他の業務提案                 | 5    | 3.50                | 70.0%   |
| 提案見積金額に関する項目                | 90点  | 45.00               | 50.0%   |
| (10)提案見積金額及び積算内訳書           | 90   | 45.00               | 50.0%   |
| 参考：提案見積金額 878,400,000円      |      |                     |         |
| 評価点数合計                      | 300点 | 199.18              | 66.4%   |

## 【提案見積金額の得点化方法】

各応募者の提案見積金額の平均額を配点の1/2とし、提案見積金額が平均額より高ければ得点は配点の1/2である45点を下回り、逆に平均額より安ければ45点を上回る方式。

今回は、応募が1者であったことから、当該業者の提案見積金額が平均額となり、得点は、配点(90点)の1/2である45点となった。

なお、算定式は以下のとおり。

|      |      |   |                                                                                     |   |   |          |
|------|------|---|-------------------------------------------------------------------------------------|---|---|----------|
| 価格点= | [0.5 | - | $\frac{\text{①提案見積書に記載された金額} - \text{②提案見積書に記載された金額の平均}}{\text{②提案見積書に記載された金額の平均}}$ | ] | × | 価格配点(90) |
|------|------|---|-------------------------------------------------------------------------------------|---|---|----------|

## ひめかゆ温泉施設等の移譲について

ひめかゆ温泉等の民間移譲に関しては、「ひめかゆ温泉の民間譲渡を考える会」から提出された「焼石クアパークひめかゆの住民合意を得ない民間譲渡の計画を見直すことについての陳情」が令和元年第3回奥州市議会定例会にて採択となりました。

また、同年11月27日から12月2日まで開催した「ひめかゆ温泉の民間譲渡に係る説明会」においては、指定管理者である株式会社ひめかゆによる継続営業を求める意見が圧倒的多数でした。

これらのことを勘案し、市は株式会社ひめかゆを優先候補者として交渉を行うこととしました。  
(令和元年12月16日市議会全員協議会説明事項)

株式会社ひめかゆでは、民営化を進めるとともに、コロナショックから回復するための運転資金を確保し、さらに、既存施設を活用した公共性の高い事業への投資に備えるため、増資を行うこととしましたが、市としては、経営や投資における株式会社ひめかゆの自由度が高まること、今回の増資によって、株式会社ひめかゆの経営基盤が強化されるとともに、取引における会社の信用力が向上することから、この増資計画を承認しました。

また、ひめかゆ温泉施設等の財産を株式会社ひめかゆに譲渡する際の譲渡価格については、財産の価値や市財政負担など様々な角度から検証を行い、総合的に判断して決定する必要がありますが、現段階では財産価値や市財政負担等の観点から、無償で譲渡することを検討しています。  
(令和2年6月23日市議会議員説明会説明事項)

なお、無償または安価で譲渡する場合は、「適正な対価のない財産の譲渡」に該当することから議会の議決が必要となります。〔地方自治法第96条第1項第6号〕

本日は、ひめかゆ温泉等の移譲について、経過と今後の進め方を説明するものです。

### 1. 基本合意書の締結について

株式会社ひめかゆとの間で、財産譲渡に関する基本合意書を締結しました。

ひめかゆ温泉等の民間移譲にかかる優先候補者である株式会社ひめかゆとの間で、今後、譲渡契約に向けて交渉を始めることについて、本年10月5日、「温泉保養施設ひめかゆ関連施設の財産譲渡に関する基本合意書」を株式会社ひめかゆとの間で締結しました。今後、譲渡条件に関する具体的な交渉を行うこととしています。

※ 基本合意書（写し）は別紙のとおりです。

#### □基本合意の内容

○市と株式会社ひめかゆとの間で最終契約を目指して譲渡にかかる交渉を行うことを合意した旨

○目的 ○譲渡財産 ○譲渡条件 ○調査

○秘密保持 ○有効期間 ○排他的交渉権限 ○甲の解除権

○乙の解除権 ○最終契約書の締結 ○誠実義務 ○協議事項

## 2. 交渉にかかる譲渡条件について

株式会社ひめかゆとの間で、財産譲渡に関する譲渡条件について、具体的な交渉を行っています。

基本合意書の締結を行ったことから、財産譲渡に関する条件について、具体的な交渉に入っています。交渉にかかる主な項目は次のとおりです。

### (1) 譲渡価格

ひめかゆ温泉等の財産を株式会社ひめかゆに譲渡する際の譲渡価格については、財産の価値や市財政負担など様々な角度から検証を行い、総合的に判断して決定する必要がありますが、現段階では次のような観点から、無償で譲渡することを検討しています。 (令和2年6月23日市議会議員説明会説明事項)

#### □ 無償譲渡を検討している理由

##### ア 財産の価値

旅館、ホテルの売買市場では、収益還元法を重視した価格が認知されており、この収益還元法によるひめかゆ温泉施設等の財産の価値はゼロ評価となります。

##### ・収益還元法

対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益から対象不動産の試算価格を求める方法

鑑定評価額 0円 [岩手県資産評価システムセンター]

※ 同じ対象不動産において、収益還元法（ゼロ評価）と原価法（評価額あり）とで違いがある場合は、収益還元法が適用されます。

[岩手県資産評価システムセンター見解]

##### イ 「奥州市ひめかゆ温泉譲渡検討委員会」の見解

「奥州市ひめかゆ温泉譲渡検討委員会」において、すべての施設を一括して譲渡となることから、無償譲渡が適当との見解が示されています。

##### ウ 市財政負担の軽減（補助金等の返還）

無償譲渡によって早期かつ確実に譲渡することで、後年度における市の財政負担の軽減につながります。

- ・ ひめかゆ温泉施設等の維持管理経費 平均年間 30,000 千円
- ・ 有償譲渡の場合、地方債未償還金の一括返還 10,983 千円（令和2年度末）
- ・ 有償譲渡の場合、国庫補助金返還 6,500 千円（試算中）

### (2) 引渡日

引渡日は、株式会社ひめかゆとの協議によって決定します。

### (3) 修繕等にかかる市負担

株式会社ひめかゆは、現在、ひめかゆ温泉等の指定管理者となっていますが、施

設管理上、支障が生じている箇所があることから、修繕、改修について要望書の提出を受けました。

その主な内容は、消防設備や建築設備における法令上の不適事項やその他要望事項で13,831千円、老朽化に伴う設備の故障や内装への懸念事項で24,493千円、新型コロナウイルス感染症対策の要望事項で4,247千円で、総額で42,571千円でした。

これらは、株式会社ひめかゆからの要望であります。市としては、市民が納得できる基準に基づいて、修繕等にかかる一定の負担をせざるを得ないと考えています。今後、株式会社ひめかゆとの協議を進めます。

### 3. 株式会社ひめかゆの状況について

#### (1) 譲渡相手方（優先候補者）

株式会社ひめかゆ 奥州市胆沢若柳字天沢52番地7

#### (2) 増資結果

株式会社ひめかゆが行った株式の募集（増資）は、計画どおりとなり、次のような結果となりました。

##### ① 株式会社ひめかゆの総株式数

増資前総株式数 2,000株

増資株数 2,000株

増資後総株式数 4,000株

##### ② 市保有株式の状況

保有株式数 1,124株

増資前持ち株割合 56.2%（市所有株1,124株/総株数2,000株）

増資後持ち株割合 28.1%（市所有株1,124株/総株数4,000株）

#### (3) 体制の変更

本年10月8日に開催された臨時株<sup>主</sup>式総会及び臨時取締役会において、代表取締役が交代しました。これにより、市長は代表取締役を退任しました。

新たな代表取締役社長 <sup>ささきえいち</sup>佐々木英一 氏

（H15～R2 株式会社ひめかゆ監査役）

（H31～現在 社会福祉法人胆沢コスモス会理事長）

#### (4) 経営状況の概要

株式会社ひめかゆの直近の経営状況（4月～8月累計）の概要は、利用者数で29,240人（前年同期比△51.0パーセント）、売上高で42,091千円（前年同期比△68.3パーセント）となっています。

新型コロナウイルス感染症への対応として実施した全館休業（4月25日～5月11日）や利用者側の自粛等の影響によって、前年度と比較して大幅な利用者減、売上げ減となっており、経営的には大変厳しい状況となっています。

このような中、株式会社ひめかゆでは、収入を確保するための努力を続けています。国の新型コロナウイルス感染症対策助成制度である持続化給付金や雇用調整助成金を申請し、それぞれ交付決定を受けました。

雇用調整助成金は現在申請中

また、長期借入金40,000千円、短期借入金~~15~~<sup>20</sup>,000千円をそれぞれ借り入れて、資金繰りに対応しています（短期借入金は、現在は全額返還済みです。）。

#### 4. 財産譲渡にかかる主なスケジュール（予定）について

- 10月19日 市議会全員協議会で説明（基本合意、交渉条件等）
  - 11月16日 市議会全員協議会で説明（譲渡仮契約案、議決事項）
  - 11月中旬 譲渡仮契約（最終契約）締結
  - 12月中旬 市議会議決（設置条例の廃止、適正な対価のない財産の譲渡、修繕にかかる補正予算）
  - 12月下旬 譲渡契約本契約（最終契約）
- ※ 引渡日は協議によって決定します。
- ※ 交渉等の状況によって、議員説明の機会をお願いしたいと考えています。

#### 5. 今後検討を要する課題等（修繕等の市負担及び施工）

譲渡に伴う修繕等にかかる市負担については、今後、市負担の基準を決定して交渉を進めます（上記2-(3)再掲）。

- (1) 現在、株式会社ひめかゆは、温泉保養施設ひめかゆ関連施設の指定管理者となっています。指定管理期間である令和2年度においては、指定管理基本協定書に基づいて、市は20万円以上の修繕を自己の費用と責任において実施することになっています。この場合は、利用者の安全を確保するために、施設の設置者として、緊急に実施すべき修繕であることを判断基準としています。
- (2) また、今回の譲渡は、譲渡後においても施設が営業継続されることを最大の目的としていることから、基本合意書では、株式会社ひめかゆに対して、「財産の譲渡後、5年間は事業廃止及び第三者への資産の転売若しくは営業権の譲渡を行わないこと（第3条第3項）」と規定しています。目的実現のため、市としても市民が納得できる基準に基づいて、修繕等にかかる一定の負担をせざるを得ないと考えています。

## 施設使用料と減免基準の見直し案について

### 1 趣旨

市では、財政健全化に向けた重点的取組みの必要性を背景として、公共施設に係る使用料負担の適正化を図るための見直しを令和3年4月から実施する予定としています。

この見直しの原案（以下「当初案」という。）について、令和2年7月に市民説明会及びホームページ等での意見募集を行ったところ、進め方に対する指摘や、使用料負担の増加・施設間の不均衡について再考を求める意見が多かったことから、再度検討のうえ所要の修正を行うこととしておりました。

今般、その修正案がまとまったことから、特に当初案との比較をもってその修正の内容を説明するとともに、今後の進め方について協議するものです。

### 2 見直し案の修正の概要

- (1) 各種施設のうち特に市民利用の頻度が高い「地区センター」の使用料単価については、会議室にあっては当初案の3分の2に、体育館にあっては当初案の2分の1に引き下げるよう調整し、市民の負担増加を緩和しました。
- (2) 使用料の減免については、共通基準においてスポーツ少年団が当初案よりも優遇されるよう調整したほか、地区センターにおいて地区活動を行う団体が優遇されるように調整しました。
- (3) 同種の施設間（特にスポーツ施設）における使用料の不整合・不均衡については、特別の理由がない限り、当該同種施設の中間値をベースとして統一するよう調整しました。なお、ベースを中間値とした結果、当初案よりも負担が増える施設も生じております。
- (4) 上記のとおり所要の調整を行った一方、受益者負担の原則に基づき、実際の施設利用者に広く負担を求める基本的な考え方は変えず、また、実施予定時期の令和3年4月も延期しないこととしました。

### 3 進め方に対する指摘への対応

先の説明会で「提案が性急すぎるなど進め方に対する不満を示す意見」があり、その対応を次のとおりとします。

- (1) 当初予定していた9月議会への提案は見送り、12月議会への提案を目指します。
- (2) 修正した案については、再度市民説明会を10月下旬から実施します（詳細は後述）。
- (3) 同時に説明すべきとの要望があった「学校施設開放事業の見直し」に関しても、上記説明会であわせて説明することとします（内容は後述）。

### 4 負担増に対する意見への対応

先の説明会で「負担が大きすぎるなど負担増へ反発する意見」があり、これを踏まえて次のとおり当初案を修正します。

## (1) 地区センターの使用料負担水準の引下げ

ア 使用料区分の昼夜別を廃止した後の統一単価（体育館を除く。）については、現行の「夜料金」ではなく、より低い「昼料金」の単価を採用することとしました。

イ 体育館の単価については、スポーツ施設の体育館における統一後の単価（後述）と整合を図ることとし、大幅に引き下げることとしました。

ウ 水沢地区センターの多目的ホールなど、通常の体育館ほどの面積を有しない施設について、これまでの体育館使用料よりも割安な単価による新たな適用区分を設けました。

エ 上記を反映させた修正後の使用料単価は、次表のとおりです。

| 区 分           | 現 行             | 見直し後       |            |
|---------------|-----------------|------------|------------|
|               |                 | 当初案        | 修正案        |
| 会議室など(100㎡未満) | 昼間 200円 夜間 300円 | 一律 300円    | ⇒ 一律 200円  |
| 会議室など(100㎡以上) | 昼間 400円 夜間 600円 | 一律 600円    | ⇒ 一律 400円  |
| ホールなど(400㎡未満) | 昼間 800円 夜間1200円 | 一律 1200円   | ⇒ 一律 500円  |
| 体育館など(400㎡以上) |                 |            | ⇒ 一律 600円  |
| 暖房使用料         | 100円            | 100円(据え置き) | 100円(修正なし) |
| 照明使用料         | 200円            | 200円(据え置き) | 200円(修正なし) |

## (2) 減免基準における対象範囲の拡大等

ア 共通減免基準における修正の状況（追加又は変更部分の一部抜粋）

集会施設等とスポーツ施設共通で適用される減免基準について、次のように修正します。

※ **全免**…全額免除(負担0%)、**1/2減**…1/2減額(負担50%)、**なし**…減免なし(負担100%)

| 区 分                                                                                                               | 基本使用料     |             |           | 付加使用料     |           |             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
|                                                                                                                   | 現行        | 当初案         | 修正案       | 現行        | 当初案       | 修正案         |
| ⑥ 市内のスポーツ少年団(少年団本部の登録団体に限る。)                                                                                      | <b>全免</b> | <b>全免</b>   | <b>全免</b> | <b>全免</b> | <b>なし</b> | <b>1/2減</b> |
| 【説明】負担増を緩和するため基本使用料の単価を引き下げたが、中学生以下の団体はもともと全額免除のためこの恩恵がない。これを踏まえ、頻回に利用する団体への配慮として、スポーツ少年団に限り、付加使用料の負担をさらに半額としたもの。 |           |             |           |           |           |             |
| ⑧ 障がい者で構成する団体及び障がい者を支援する団体                                                                                        | <b>全免</b> | <b>全免</b>   | <b>全免</b> | <b>全免</b> | <b>なし</b> | <b>なし</b>   |
| 【説明】障がい者の支援団体についても公益性を認め、対象を拡大したもの。                                                                               |           |             |           |           |           |             |
| ⑨ 市内の団体が協働の提案テーブル合意による協働事業で使用する場合【新設】                                                                             |           |             | <b>全免</b> |           |           | <b>なし</b>   |
| 【説明】市の政策との整合を図るため、新たに区分を設けて対象を拡大したもの。                                                                             |           |             |           |           |           |             |
| ⑩ 市内の公益法人、社会福祉法人、NPO法人が公益等の目的で使用                                                                                  | <b>全免</b> | <b>1/2減</b> | <b>全免</b> | <b>なし</b> | <b>なし</b> | <b>なし</b>   |
| 【説明】特に公益性の高い上記の団体について、優遇措置の対象としたもの。                                                                               |           |             |           |           |           |             |

※ 修正後の減免基準表の全体は、本資料の末尾に記載しています。

イ 地区センターに限る減免

地区センターが担う役割に配慮し、共通基準に加え、さらに次の優遇措置を設けます。

※ **全免**…全額免除(負担0%)、**1/2減**…1/2減額(負担50%)、**なし**…減免なし(負担100%)

| 区 分                                                                                                                                                | 基本使用料     |             |           | 付加使用料     |           |           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                                                                                                                                                    | 現行        | 当初案         | 修正案       | 現行        | 当初案       | 修正案       |
| ① 市内の地区団体のうち、地区運営に関する活動をする団体(地区振興会の構成組織等)が当該地区の地区センターを使用する場合<br><br>※ 減免基準表の整理に伴い、共通基準表から本表に移記したもので、団体の考え方には変更ありませんが、「当該地区の地区センターに限る。」との限定を加えています。 | <b>全免</b> | <b>全免</b>   | <b>全免</b> | <b>全免</b> | <b>全免</b> | <b>全免</b> |
| ② 市内の地区団体のうち、地区の課題解決に取り組むなど地区の発展に寄与する団体が当該地区の地区センターを使用する場合<br><br>③ 芸術文化団体(市芸術文化協会の加盟団体に限る。)が使用する場合                                                | <b>全免</b> | <b>1/2減</b> | <b>全免</b> | <b>全免</b> | <b>なし</b> | <b>なし</b> |

【団体区分の補足】

|      |                                                                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①の団体 | 地区振興会のほか、地区振興会の構成組織又はこれに準ずる組織として当該地区の地区運営を実践している団体を対象とします。<br><b>【具体例】</b> 地区振興会〇〇部、自治会(町内会)、交通安全協会〇〇分会、〇〇地区交通安全母の会、〇〇地区防犯協会、自主防災組織、子供会、老人クラブ、遺族会、保護司会、体育協会〇〇支部、〇〇地区食改善グループ、各種地域行事(まつり、敬老会、文化祭等)の実行委員会 など |
| ②の団体 | 地区で活動する団体のうち①以外の団体で、地区運営に直接的な関わりがなくても、地区の課題解決に取り組むなど地区の発展に寄与する団体を対象とします。<br><b>【具体例】</b> 伝統文化の継承を行う団体(郷土芸能保存会など)、子どもの健全育成を行う団体(PTAなど) など                                                                  |
| ③の団体 | 芸術文化の振興を図る団体を対象とし、現行の運用を引き継ぎ、市芸術文化協会の加盟団体に限ることとします。なお、活動内容の特性により、和室や音楽室など利用できる施設が限定されることから、「地区団体」との要件は設けないこととしました。                                                                                        |



## 5 施設間の均衡を求める意見への対応

先の説明会で「使用料のばらつきなど施設間の均衡を求める意見」があり、これを踏まえて次のとおり当初案を修正します。

### (1) 体育館の単価の修正

ア スポーツ施設体育館について、ばらつきのある現行単価の中間値を基準として単価を統一しました。ただし、施設規模や機能が異なるZアリーナ、江刺中央体育館、江刺西体育館はこの限りではありません。

イ 体育館の照明使用料については、面積が800㎡以上の場合は300円、これ未満の場合は200円を基準として統一しました。なお、スポーツ施設体育館は、すべて800㎡以上のため一律300円となり、地区センター体育館は、すべて800㎡未満のため一律200円となっています。

ウ 学校施設開放事業についても、他の施設との整合を図る観点から、施設使用料に相当する利用料の負担を求めることとします。この場合における学校体育館の単価についても、統一したスポーツ施設体育館及び地区センター体育館の例に準じることとします。

エ 統一後の各施設の使用料単価は、次のとおりです。(修正のないZアリーナは省略)

| 分類                 | 施設名                             | 現行           | 当初案   | 修正案           |
|--------------------|---------------------------------|--------------|-------|---------------|
| 施設<br>使用料<br>(円/h) | 水沢体育館                           | 400          | 440   | <b>UP</b> 600 |
|                    | 江刺中央体育館                         | 1,100        | 1,210 | 1,200         |
|                    | 【参考】江刺西体育館                      | 1,050        | 1,200 | 1,200         |
|                    | 前沢いきいきスポーツランド前沢<br>B&G海洋センター体育館 | 500～750      | 640   | 600           |
|                    | 前沢グリーンアリーナ                      | 500          | 550   | <b>UP</b> 600 |
|                    | 前沢スポーツセンター                      | 500～750      | 640   | 600           |
|                    | 胆沢総合体育館                         | 325～340      | 360   | <b>UP</b> 600 |
|                    | 衣川社会体育館                         | 600～1,500    | 1,000 | 600           |
|                    | 旧東水沢中学校体育館                      | 設定なし         | 440   | <b>UP</b> 600 |
|                    | 学校施設開放事業                        | 設定なし         |       | 600           |
|                    | 【参考】地区センター体育館                   | 800～1,200    | 1,200 | 600           |
| 照明<br>使用料<br>(円/h) | 水沢体育館                           | 280          | 300   | 300           |
|                    | 江刺中央体育館                         | 1,100        | 1,210 | 800           |
|                    | 江刺西体育館                          | 1,050        | 1,200 | 800           |
|                    | 前沢いきいきスポーツランド前沢<br>B&G海洋センター体育館 | 施設使用料<br>に含む | 270   | <b>UP</b> 300 |
|                    | 前沢グリーンアリーナ                      | 1,000        | 1,100 | 300           |
|                    | 前沢スポーツセンター                      | 施設使用料<br>に含む | 270   | <b>UP</b> 300 |
|                    | 胆沢総合体育館                         | 1,200        | 1,320 | 300           |
|                    | 衣川社会体育館                         | 1,000        | 1,100 | 300           |
|                    | 【参考】旧東水沢中学校体育館                  | 設定なし         | 300   | 300           |
|                    | 学校施設開放事業 (800㎡以上)               | 200          |       | 300           |
|                    | 学校施設開放事業 (800㎡未満)               | 200          |       | 200           |
|                    | 【参考】地区センター体育館                   | 200          | 200   | 200           |

## (2) 野球場の単価の修正

野球場については、各施設の規模や機能に差があり、当初案の使用料設定が妥当と考えられることから修正していません。

## (3) 陸上競技場の単価の修正

前沢いきいきスポーツランド多目的グラウンドの単価は、胆沢陸上競技場や江刺中央運動公園陸上競技場の単価より10円だけ高い設定でしたが、差を設ける利用がないと判断し、低い方に統一しました。

| 分類                 | 施設名                       | 現行      | 当初案 | 修正案 |
|--------------------|---------------------------|---------|-----|-----|
| 施設<br>使用料<br>(円/h) | 【参考】胆沢陸上競技場               | 200～250 | 260 | 260 |
|                    | 【参考】水沢公園陸上競技場             | 500     | 550 | 550 |
|                    | 【参考】江刺中央運動公園<br>陸上競技場     | 1,000/日 | 260 | 260 |
|                    | 前沢いきいきスポーツランド<br>多目的グラウンド | 250     | 270 | 260 |

## (4) 多目的グラウンドの単価の修正

ア 前沢スポーツセンターグラウンドについて、前沢いきいきスポーツランド多目的グラウンドと同額になるよう修正しました。

イ 新たに負担を求める学校施設開放事業の学校グラウンドの利用料についても、上記と同額の単価に設定しました。ただし、照明使用料に相当する利用料については、施設によって灯数や性能に差があることから、現行単価の10%増（10円未満切り捨て）で設定しました。

| 分類                  | 施設名                           | 現行      | 当初案   | 修正案     |
|---------------------|-------------------------------|---------|-------|---------|
| 施設<br>使用料<br>(円/h)  | 【参考】胆沢川桜つつみ広場                 | 600     | 660   | 660     |
|                     | 前沢スポーツセンターグラウンド               | 250     | 270   | 260     |
|                     | 【参考】江刺カルチュアパーク多目的<br>広場       | 250     | 280   | 280     |
|                     | 【参考】旧東水沢中学校屋外運動場              | 設定なし    | 260   | 260     |
|                     | 学校施設開放事業                      | 設定なし    |       | 260     |
|                     | 【参考】前沢いきいきスポーツランド<br>多目的グラウンド | 250     | 270   | 260     |
| 照 明<br>使用料<br>(円/h) | 【参考】江刺カルチュアパーク多目的<br>広場       | 3,000   | 3,300 | 3,300   |
|                     | 【参考】旧東水沢中学校屋外運動場              | 720     | 780   | 780     |
|                     | 学校施設開放事業                      | 130～900 |       | 140～980 |

(5) テニスコートの単価の修正

ア 施設間でばらつきのあった施設使用料について、江刺カルチャパークの単価で統一しました。

イ 上記の単価統一にあわせ、胆沢農村広場テニスコートの照明使用料の単価を統一しました。

ウ 学校施設開放事業の利用料についても、上記の統一単価に合わせました。ただし、照明使用料に相当する利用料については、施設によって灯数や性能に差があることから、現行単価の10%増（10円未満切り捨て）で設定しました。

| 分類             | 施設名                     | 現行      | 当初案 | 修正案           |
|----------------|-------------------------|---------|-----|---------------|
| 施設使用料<br>(円/h) | 【参考】胆沢農村広場テニスコート        | 300～333 | 220 | 220           |
|                | 前沢いきいきスポーツランドテニスコート     | 400     | 440 | 220           |
|                | 前沢グリーンアリーナテニスコート        | 500/回   | 270 | 220           |
|                | 【参考】水沢公園テニスコート          | 100     | 220 | 220           |
|                | 【参考】江刺カルチャパークテニスコート     | 200     | 220 | 220           |
|                | 学校施設開放事業                | 設定なし    |     | 220           |
| 照明使用料<br>(円/h) | 胆沢農村広場テニスコート            | 560     | 610 | <b>UP</b> 660 |
|                | 【参考】前沢いきいきスポーツランドテニスコート | 600     | 660 | 660           |
|                | 【参考】前沢グリーンアリーナテニスコート    | 600     | 660 | 660           |
|                | 【参考】水沢公園テニスコート          | 300     | 660 | 660           |
|                | 【参考】江刺カルチャパークテニスコート     | 600     | 660 | 660           |
|                | 学校施設開放事業                | 130～280 |     | 140～300       |

(6) 相撲場の単価の修正

単価に差のあった2施設について、金額の低い方に統一しました。

| 分類             | 施設名         | 現行      | 当初案 | 修正案 |
|----------------|-------------|---------|-----|-----|
| 施設使用料<br>(円/h) | 胆沢農村広場相撲場   | 200～300 | 270 | 110 |
|                | 【参考】水沢公園相撲場 | 100     | 110 | 110 |

(7) その他スポーツ施設の単価の修正

プール、パークゴルフ場及び武道館等については、当初案から変更していません。

## 6 見直し後の利用者負担の例

〔ケース1〕スポーツ少年団(登録団体)が、地区センター体育館を、夜間に2時間使用した場合

|     |                                                                                  |        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 現行  | 【基本分】体育館1,200円×2h=2,400円→×負担割合 0%= 0円<br>【付加分】照明料 200円×2h= 400円→×負担割合 0%= 0円     | 計 0円   |
| 当初案 | 【基本分】体育館1,200円×2h=2,400円→×負担割合 0%= 0円<br>【付加分】照明料 200円×2h= 400円→×負担割合 100%= 400円 | 計 400円 |
| 修正案 | 【基本分】体育館 600円×2h=1,200円→×負担割合 0%= 0円<br>【付加分】照明料 200円×2h= 400円→×負担割合 50%= 200円   | 計 200円 |

〔ケース2〕趣味サークル団体が、地区センター会議室を、冬季の日中に2時間使用した場合

|     |                                                                                   |        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 現行  | 【基本分】会議室 200円×2h= 400円→×負担割合 0%= 0円<br>【付加分】暖房料 100円×2h= 200円→×負担割合 100%= 200円    | 計 200円 |
| 当初案 | 【基本分】会議室 300円×2h= 600円→×負担割合 50%= 300円<br>【付加分】暖房料 100円×2h= 200円→×負担割合 100%= 200円 | 計 500円 |
| 修正案 | 【基本分】会議室 200円×2h= 400円→×負担割合 50%= 200円<br>【付加分】暖房料 100円×2h= 200円→×負担割合 100%= 200円 | 計 400円 |

〔ケース3〕スポーツ同好会(大人)が、地区センターの体育館を、夜間に2時間使用した場合

|     |                                                                                      |         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 現行  | 【基本分】体育館1,200円×2h=2,400円→×負担割合 0%= 0円<br>【付加分】照明料 200円×2h= 400円→×負担割合 100%= 400円     | 計 400円  |
| 当初案 | 【基本分】体育館1,200円×2h=2,400円→×負担割合 50%=1,200円<br>【付加分】照明料 200円×2h= 400円→×負担割合 100%= 400円 | 計1,600円 |
| 修正案 | 【基本分】体育館 600円×2h=1,200円→×負担割合 50%= 600円<br>【付加分】照明料 200円×2h= 400円→×負担割合 100%= 400円   | 計1,000円 |

## 7 市民説明会の開催

次のとおり、利用団体を主な対象とした市民説明会を開催します。

| 日時        | 時間          | 会場                |
|-----------|-------------|-------------------|
| 10月28日(水) | 18:30~20:00 | 胆沢文化創造センター 小ホール   |
| 10月29日(木) | 〃           | 前沢ふれあいセンター 研修室    |
| 10月30日(金) | 〃           | 江刺総合支所 多目的ホール     |
| 11月2日(月)  | 〃           | 水沢地区センター 多目的ホール   |
| 11月3日(祝)  | 10:00~11:30 | 〃                 |
| 11月4日(水)  | 18:30~20:00 | 衣川保健福祉センター 多目的ホール |

### 【周知の方法】

- ① 準備が整い次第、市のホームページで説明会開催の告知、説明資料の掲載等を行います。
- ② 地区センターやスポーツ施設等を通じて、定期利用団体等に個別に案内文書を送付します。  
なお、案内文書に説明資料を添付することで、仮に説明会に出席できない場合でも、内容を理解いただけるよう配慮します。

## 8 今後の主なスケジュール

- (1) 11月中旬 使用料等適正化調査検討委員会からの意見聴取
- (2) 11月下旬 12月定例会への使用料改正条例案の上程(予定)

【別紙】

集会施設等及びスポーツ施設の統一減免基準

| 区 分                                                                                                                                        | 基本使用料 |      |      | 付加使用料 |     |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|------|-------|-----|------|
|                                                                                                                                            | 現行    | 当初案  | 修正案  | 現行    | 当初案 | 修正案  |
| ① 市が主催又は共催する行事等<br>② 市からの委嘱を受けたもので構成する団体が使用<br>③ 市からの事業受託者がその事業に使用（放課後児童クラブなど）<br>④ 指定管理者が自らの管理する施設を使用<br>⑤ 市内の小中学校又は幼保施設が教育活動又は保育活動のために使用 | 全免    | 全免   | 全免   | 全免    | 全免  | 全免   |
| ⑥ 市内のスポーツ少年団（登録団体に限る）                                                                                                                      | 全免    | 全免   | 全免   | 全免    | なし  | 1/2減 |
| ⑦ 市内の中学生以下の者を構成員として活動する団体（⑥に該当する団体を除く）<br>⑧ 障がい者で構成又は障がい者を支援する団体                                                                           | 全免    | 全免   | 全免   | 全免    | なし  | なし   |
| ⑨ 市内の団体が協働の提案テーブル合意による協働事業で使用【新設】                                                                                                          |       |      | 全免   |       |     | なし   |
| ⑩ 市内の公益法人、社会福祉法人、NPO法人が公益等の目的で使用                                                                                                           | 全免    | 1/2減 | 全免   | なし    | なし  | なし   |
| ⑪ 国、他の自治体、公共組合、市内高等学校                                                                                                                      | 全免    | 1/2減 | 1/2減 | 全免    | なし  | なし   |
| ⑫ 市内の市民活動団体、ボランティア団体等（①～⑩に該当する団体を除く）                                                                                                       | 全免    | 1/2減 | 1/2減 | 全免    | なし  | なし   |
| ⑬ 市内の農業協同組合、商工団体、趣味講座・サークル団体等                                                                                                              | 全免    | 1/2減 | 1/2減 | なし    | なし  | なし   |

凡例 **全免**…全額免除 利用者負担割合0% **1/2減**…1/2減額 利用者負担割合50%  
**なし**…減免なし 利用者負担割合100%